

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2024.3.13

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ

<円コース>(毎月分配型)
<米ドルコース>(毎月分配型)
<豪ドルコース>(毎月分配型)
<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)
<メキシコペソコース>(毎月分配型)
<トルコリラコース>(毎月分配型)
<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)
<アジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券

<マネープールファンド>

追加型投信/国内/債券

<愛称:グローイング・スター>

この目論見書により行う「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月12日に関東財務局長に提出しており、2023年9月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	2
(4)【発行(売出)価格】	2
(5)【申込手数料】	2
(6)【申込単位】	2
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	3
(11)【振替機関に関する事項】	3
(12)【その他】	3
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	166
第3【ファンドの経理状況】	173
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	251
第三部【委託会社等の情報】	252
第1【委託会社等の概況】	252
約款	297

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)
 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>
 (以上を総称して「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」(愛称を「グローイング・スター」とします。)といたします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。)

なお、ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <円コース> (毎月分配型)	円コース (毎月分配型)
	円コース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <米ドルコース> (毎月分配型)	米ドルコース (毎月分配型)
	米ドルコース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <豪ドルコース> (毎月分配型)	豪ドルコース (毎月分配型)
	豪ドルコース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)
	ブラジルリアルコース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <メキシコペソコース> (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)
	メキシコペソコース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <トルコリラコース> (毎月分配型)	トルコリラコース (毎月分配型)
	トルコリラコース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	資源国バスケット通貨コース (毎月分配型)
	資源国バスケット通貨コース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	アジアバスケット通貨コース (毎月分配型)
	アジアバスケット通貨コース
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ <マネープールファンド>	マネープールファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記

名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング※の場合に限ります。）

※スイッチングとは、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2023年9月13日から2024年9月12日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

各ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1,500億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
	国内	株式	MMF	

単位型	海外	債券	MR F	インデックス型
		不動産投信		
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド		なし	TOPIX
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし		その他 ()
中小型株	年6回	欧州			オブ・	
債券	(隔月)	アジア	ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東 (中東)				
クレジット	()	エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 クレジット属性 (低格付債)))						
資産複合 ()						

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド		なし	TOPIX
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし		その他 ()
中小型株	年6回	欧州			オブ・	
債券	(隔月)	アジア	ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				

クレジット 属性 ()	()	(中東) エマージング				その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 クレジット属性 (低格付債)))						
資産複合 ()						

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
大型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州				
公債	年12回 (毎月)	アジア				
社債	日々	オセアニア				
その他債券	その他	中南米				
クレジット 属性 ()	()	アフリカ				
不動産投信		中近東 (中東) エマージング				その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (債券 一 般)))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB 格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB 格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。

	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

「三菱UF」新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」は、8つの通貨コースとマネープールファンドの9本のファンドで構成される投資信託です。

「8つの通貨コース」について

ファンドの目的

米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、債券への投資に加えて、為替変動リスクの異なる8つの通貨コースを選択することができます。

ポイント①： 新興国の高利回り社債に投資します。

ポイント②： 通貨コースを選択することができます。



！ 資源国バスケット通貨コース（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）およびアジアバスケット通貨コース（韓国ウォン、インドルピア、インドネシアルピア）においては、それぞれ3通貨への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。

投資対象

各コースは、米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド（わが国の短期公社債等に投資）への投資も行います。
- 投資する米ドル建ての新興国の高利回り社債は、原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限りま。



新興国の高利回り社債とは

ファンドが投資対象とする新興国の高利回り社債とは、経済が発展途上にあり今後の急速な経済成長が期待できる国々の企業が発行し、格付会社（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）など）によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。一般的に高利回り社債は、投資適格債券（BBB格相当以上）と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

つまり、高利回り社債は、主として低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

<格付けと利回りについて>

	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	—
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

高 ←
信用力
→ 低

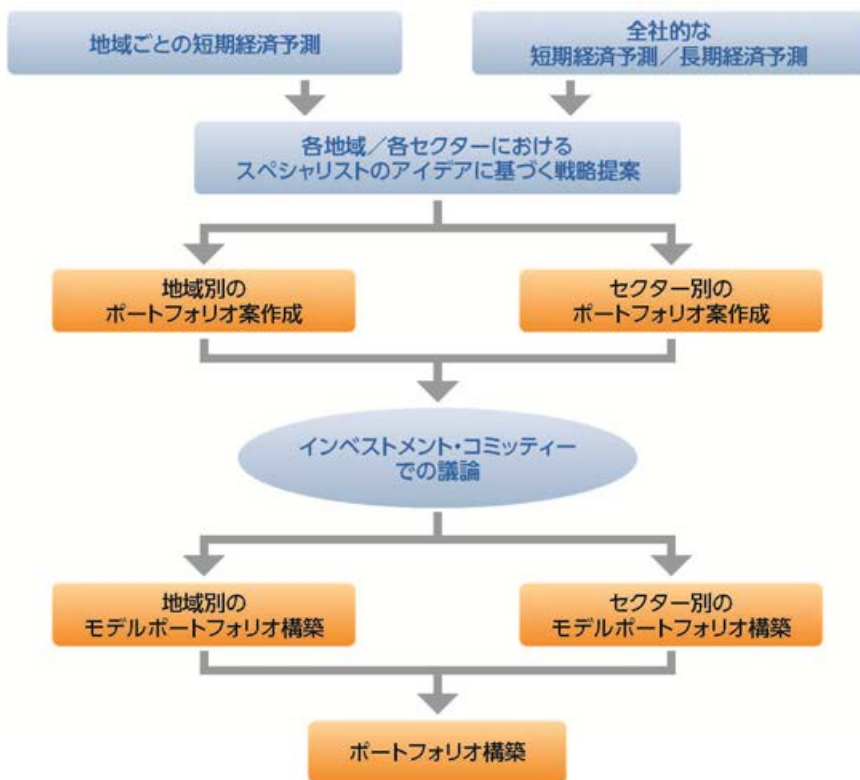
低 ←
利回り
→ 高

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法 運用プロセス

各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)



各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

☑ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国の高利回り社債への投資効果を追求します。

❗ 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

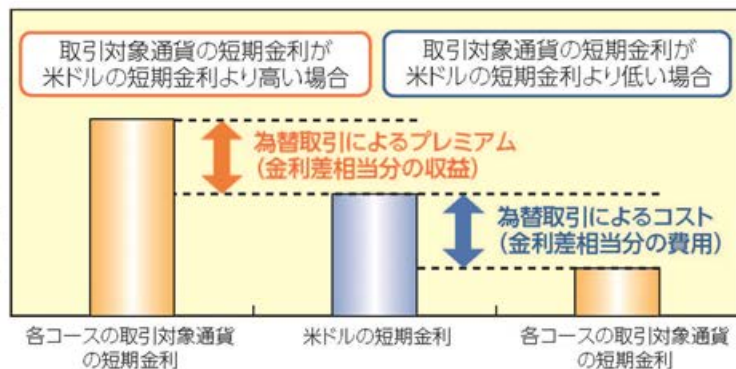
* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

☑ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。
一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。




円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

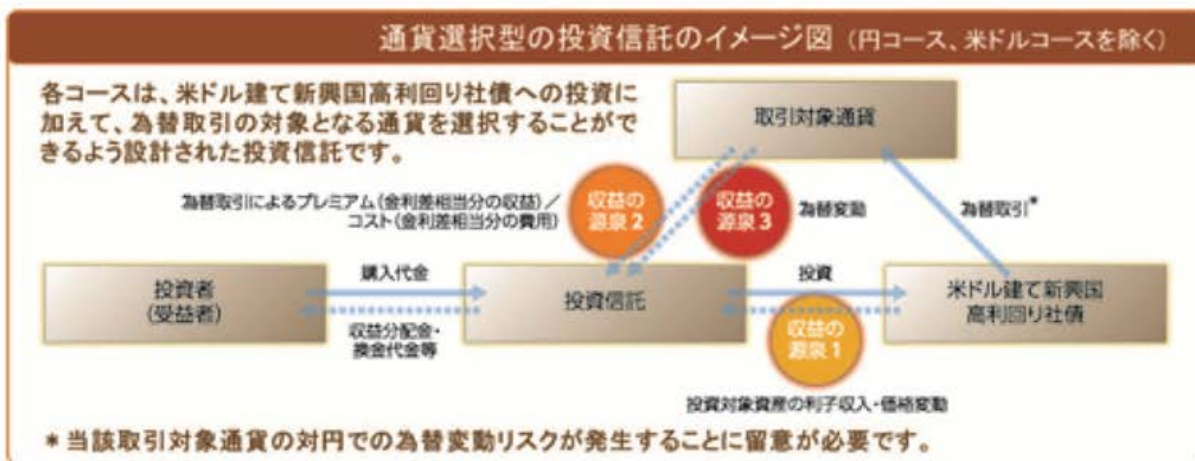
❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

<為替の変動>

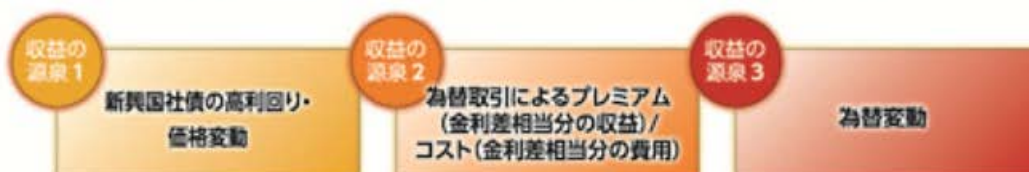
各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇						
円コース(毎月分配型) 	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。						
米ドルコース(毎月分配型) 	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高						
豪ドルコース(毎月分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高						
ブラジルリアルコース(毎月分配型) 	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高						
メキシコペソコース(毎月分配型) 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高						
トルコリラコース(毎月分配型) 	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高						
資源国バスケット通貨コース(毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国) 	<table border="1"> <tr> <td>資源国バスケット通貨</td> <td>← 円に対して →</td> <td>資源国バスケット通貨</td> </tr> <tr> <td>豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安</td> <td></td> <td>豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高</td> </tr> </table>	資源国バスケット通貨	← 円に対して →	資源国バスケット通貨	豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安		豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高
資源国バスケット通貨	← 円に対して →	資源国バスケット通貨					
豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安		豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高					
アジアバスケット通貨コース(毎月分配型) (韓国・インド・インドネシア) 	<table border="1"> <tr> <td>アジアバスケット通貨</td> <td>← 円に対して →</td> <td>アジアバスケット通貨</td> </tr> <tr> <td>韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安</td> <td></td> <td>韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高</td> </tr> </table>	アジアバスケット通貨	← 円に対して →	アジアバスケット通貨	韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安		韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高
アジアバスケット通貨	← 円に対して →	アジアバスケット通貨					
韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安		韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高					

 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。



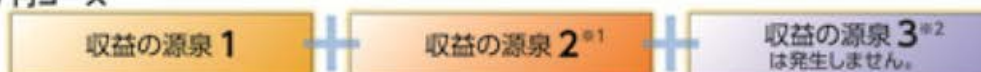
● 各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



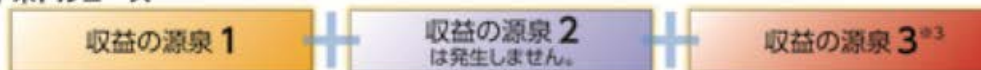
● 各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

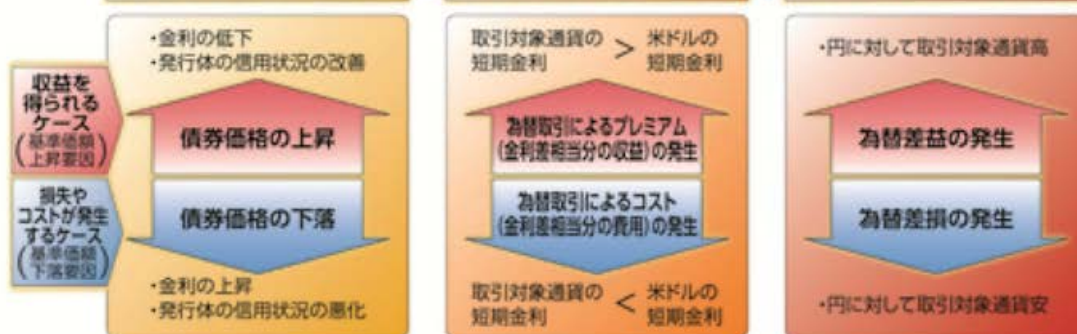
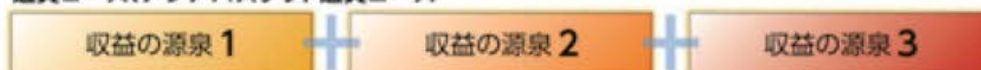
● 円コース



● 米ドルコース

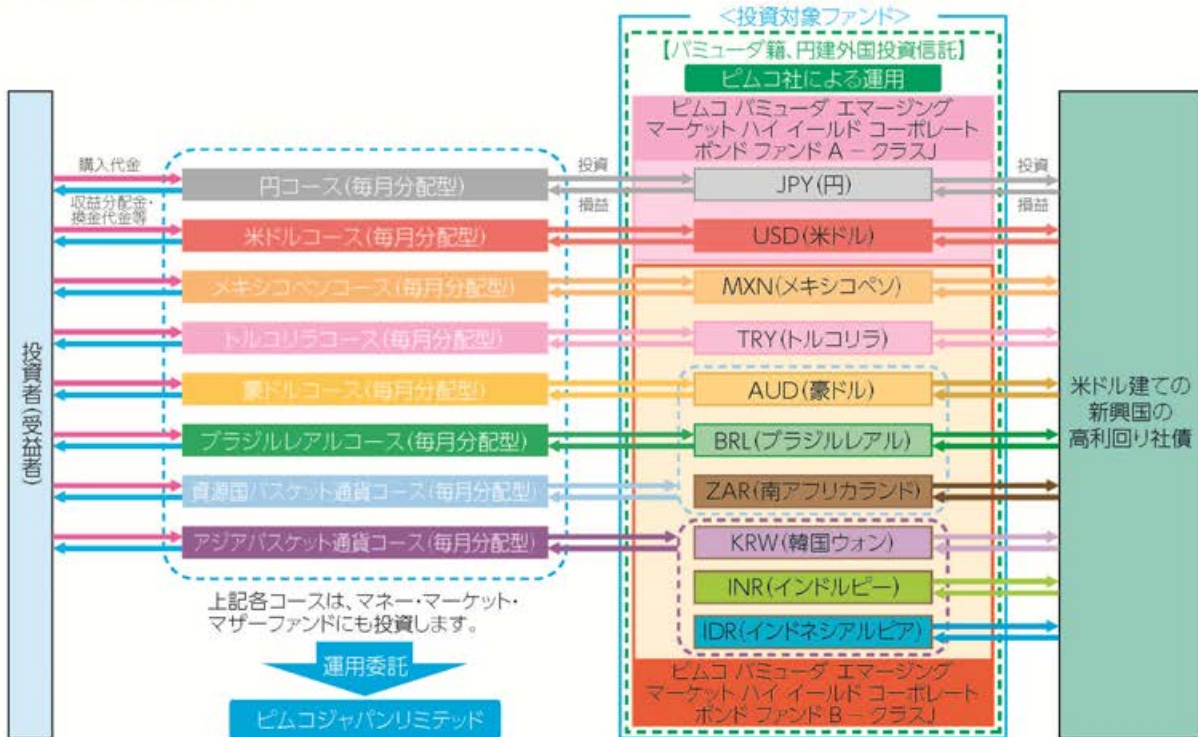


● 豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、資源国バスケット通貨コース、アジアバスケット通貨コース



※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が生じます。
 ※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 ※3 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇(円安)した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。
 ! 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

■ファンドの仕組み



投資対象ファンドである外国投資信託から米ドル建ての新興国の高利回り社債への実際の投資は、ピムコ パミューダ エマージング マーケットハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)を通じて行います。

❶ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

運用の 委託先

三菱UFJアセットマネジメントは、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託(米ドル建ての新興国の高利回り社債等に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
 - ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ❶ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、継続的に分配することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



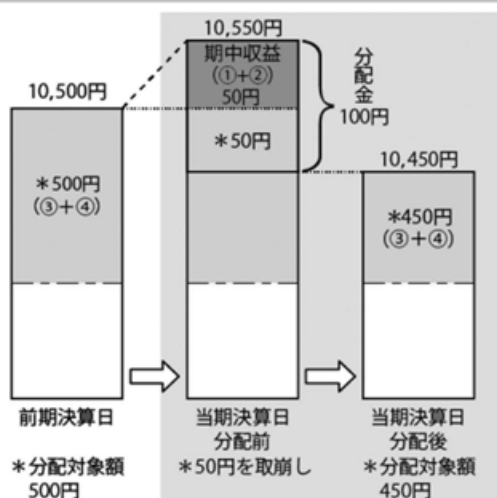
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

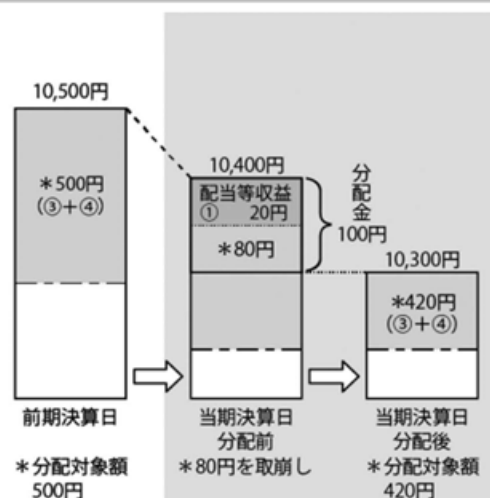
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



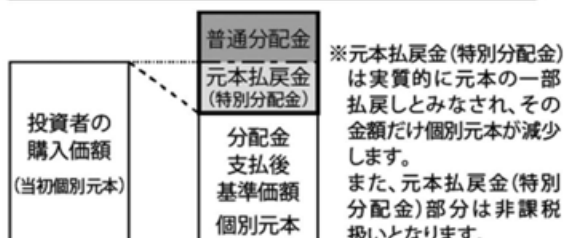
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

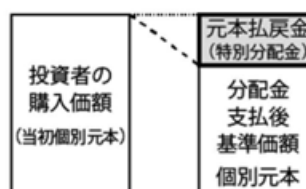
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

<運用プロセス(イメージ図)>

STEP1：分析フェーズ

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

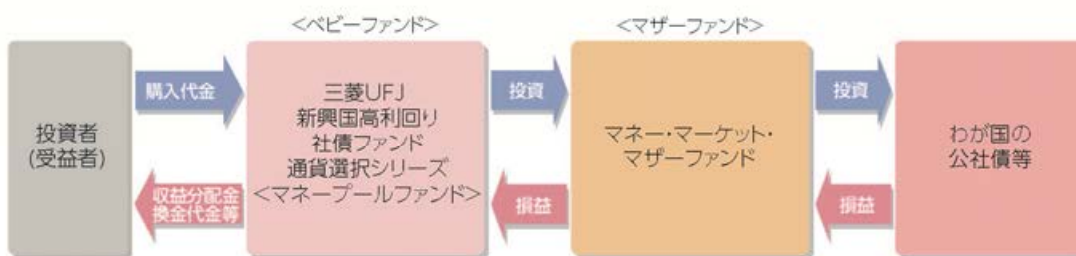
運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



！ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

分配方針

年2回の決算時(6・12月の各13日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

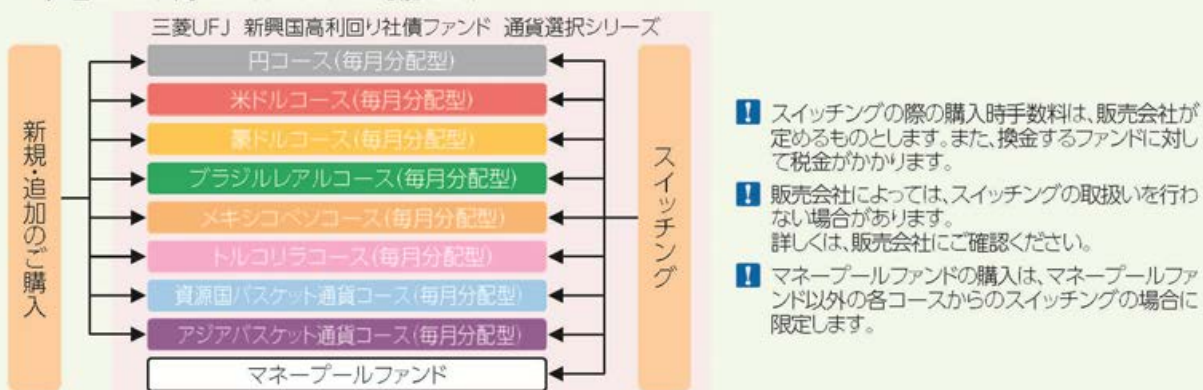
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

デリバティブ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

スイッチングについて

- ◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。



市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

「円コース (毎月分配型)」
「米ドルコース (毎月分配型)」
「豪ドルコース (毎月分配型)」
「ブラジルリアルコース (毎月分配型)」
「資源国バスケット通貨コース (毎月分配型)」
「アジアバスケット通貨コース (毎月分配型)」
「マネープールファンド」

2011年9月21日 設定日、信託契約締結、運用開始

2020年3月13日 信託期間を2021年6月11日までから2026年6月12日までに変更

「メキシコペソコース (毎月分配型)」
「トルコリラコース (毎月分配型)」

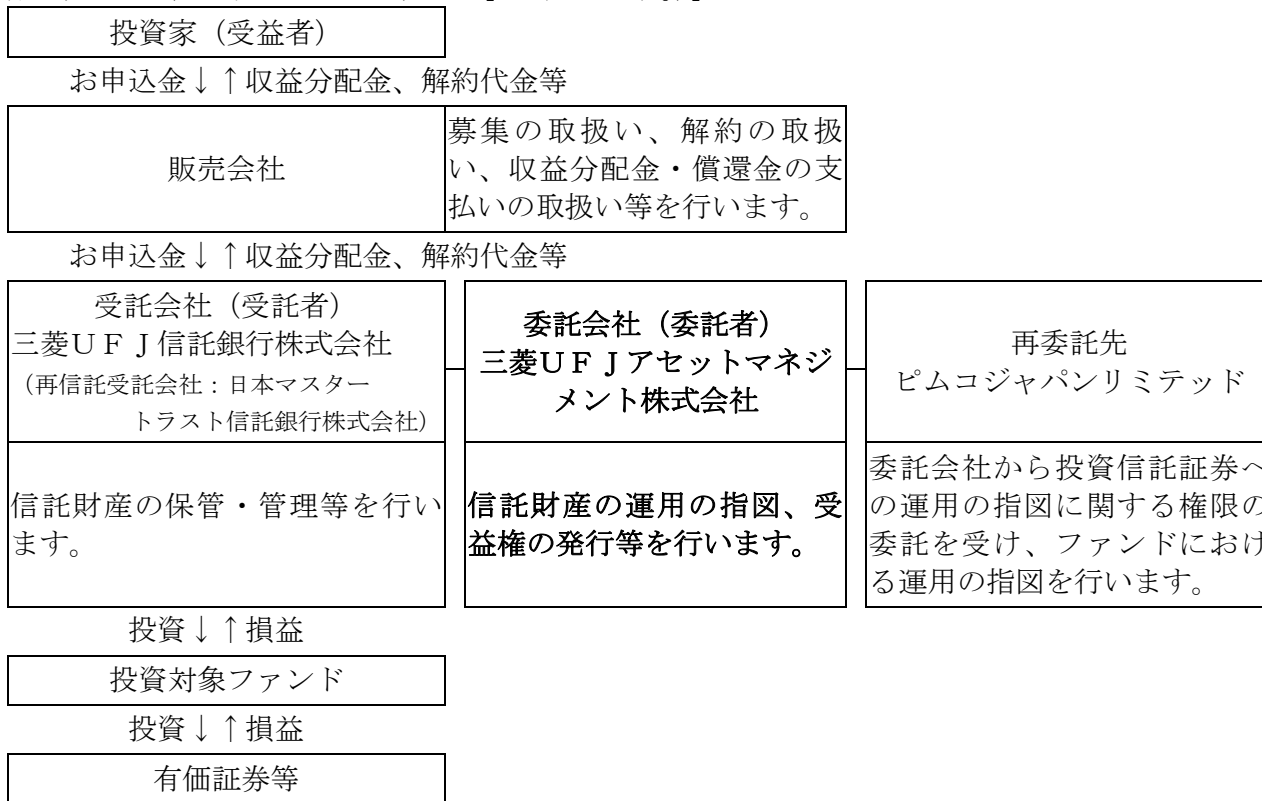
2013年5月29日 設定日、信託契約締結、運用開始

2020年3月13日 信託期間を2021年6月11日までから2026年6月12日までに変更

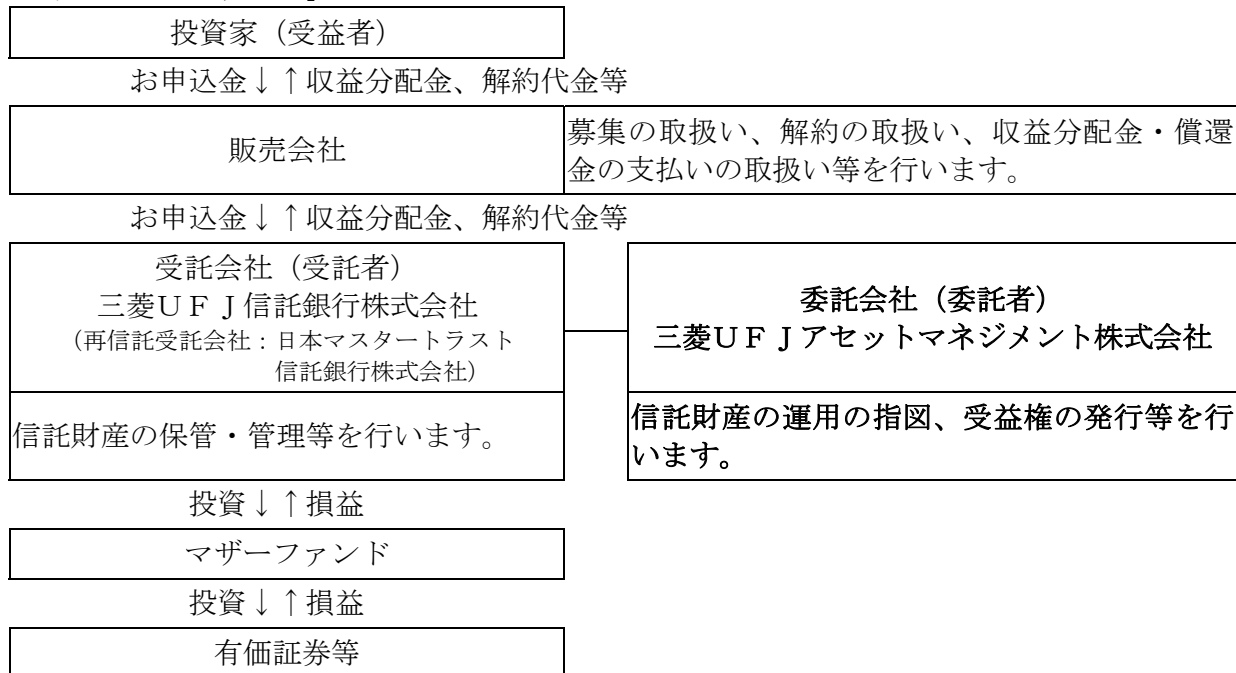
(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



「マネープールファンド」



※ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (JPY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (JPY)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (USD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (USD)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。
当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルリアルコース (毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います (このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「メキシコペソコース (毎月分配型)」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (MXN) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います (このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (MXN)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「トルコリラコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (TRY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (TRY)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、クラス J (ZAR) の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、クラス J (ZAR)」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (KRW)、クラス J (INR)、クラス J (IDR) の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の

変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピア）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J」（KRW）、クラス J（INR）、クラス J（IDR）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A-クラス J(JPY)/(USD) ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J(AUD)/(BRL)/(ZAR)/(KRW)/(INR)/(IDR)/(MXN)/(TRY)																									
形態	パミュダ籍・円建外国投資信託																								
投資態度	ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																								
主な投資対象	米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等																								
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、ファンドの80%以上を米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資します。 ・一部、国債等にも投資を行う場合があります。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限り、かつ、投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーション[※]は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします(国債や政府機関債等を除きます)。 ・投資する公社債は、主に新興経済国の企業が発行する米ドル建て高利回り社債ですが、同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。また、資金管理目的で、原則として取得時にBBB格相当以上の格付けを有する米ドル建ての公社債等にも一部投資を行います。 ・限定的な範囲で米ドル建て以外の公社債等にも投資を行う場合がありますが、この場合においては米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・各ファンドにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A-クラス J</td> </tr> <tr> <td>JPY(円)</td> <td>原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J</td> </tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td> <td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td> <td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>ZAR(南アフリカランド)</td> <td>原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>KRW(韓国ウォン)</td> <td>原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>INR(インドルピー)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td> <td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td> <td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td> </tr> </table>	ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A-クラス J		JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。	ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A-クラス J																									
JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。																								
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																								
ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J																									
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																								
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																								
ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。																								
KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。																								
INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。																								
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																								
MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																								
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																								
運用管理費用(信託報酬)	ありません。																								
購入時手数料	ありません。																								
信託財産留保額	ありません。																								
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																								
設定日	JPY/USD/AUD/BRL/ZAR/KRW/INR/IDR:2011年9月21日 MXN/TRY:2013年5月29日																								
決算日	毎年6月30日																								
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																								

原則として「ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコパミュダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は行いません。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 有価証券先物取引等を行うことができます。 ・ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・ 金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005 年 3 月 4 日
決算日	原則として毎年 5 月および 11 月の 20 日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネープールファンド」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものと

します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

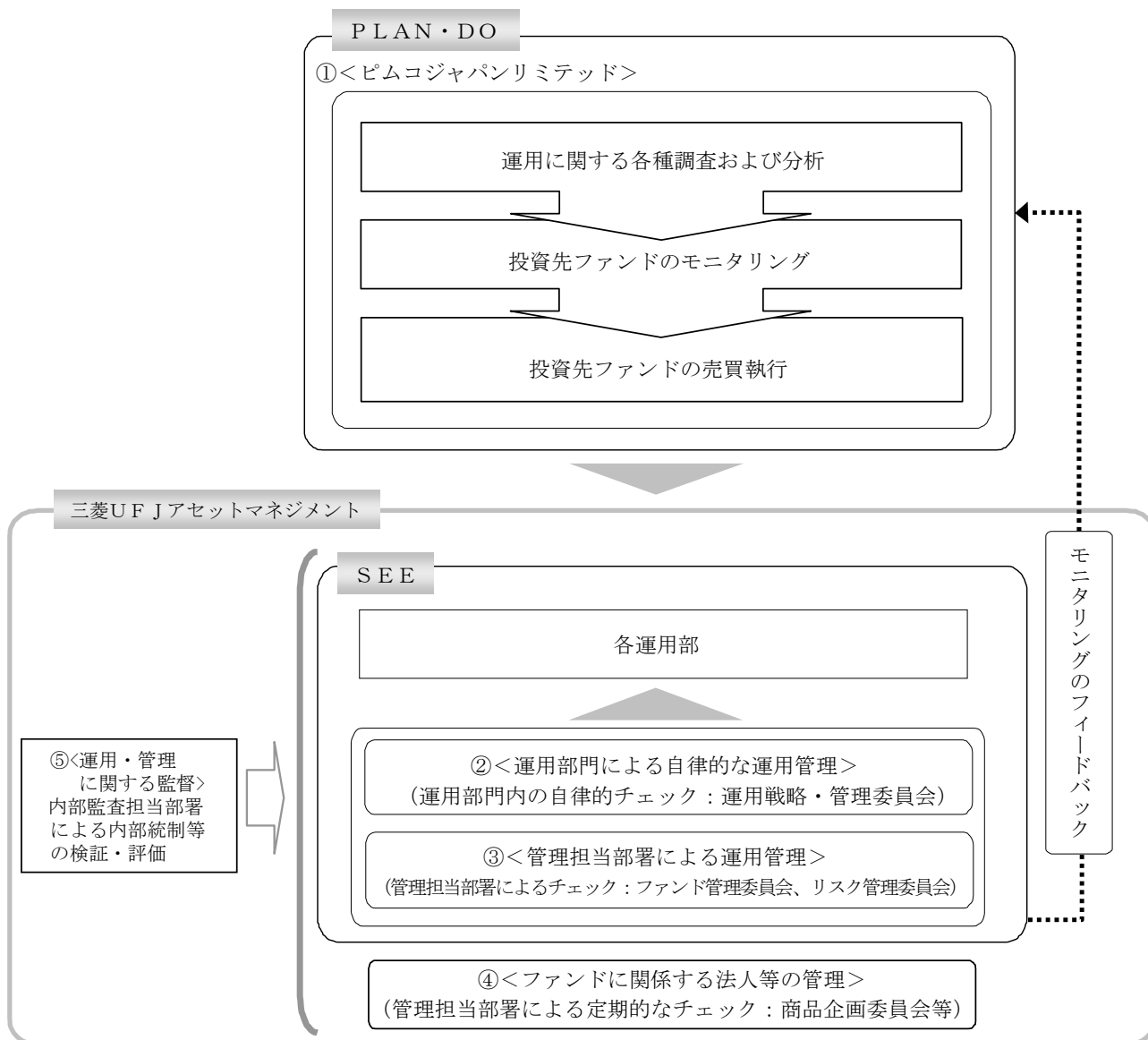
③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②運用部門による自律的な運用管理

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

③管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

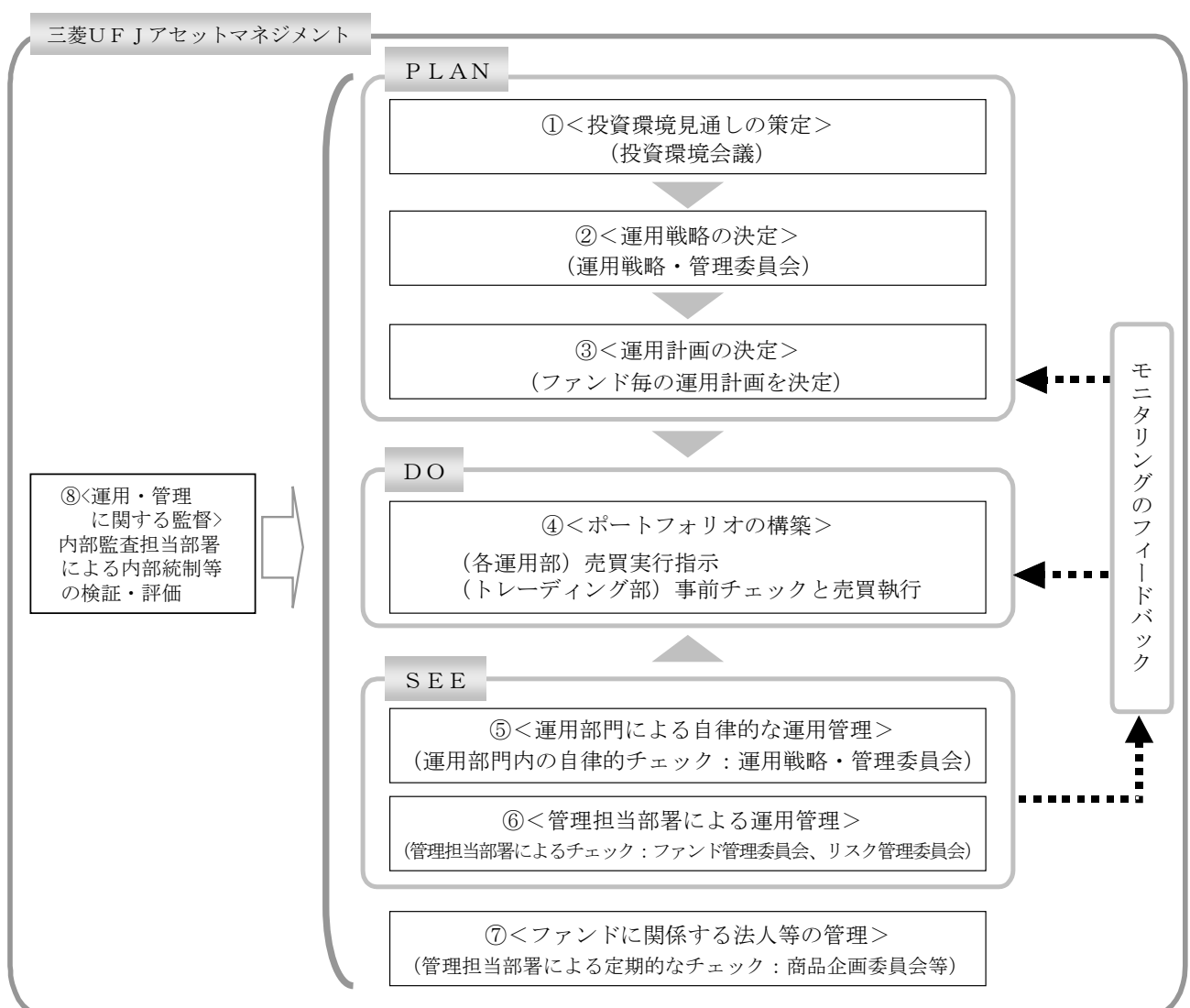
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「マネープールファンド」



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）については、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンド」

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属すると

みなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

■円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■米ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■豪ドルコース ■ブラジルリアルコース ■メキシコペソコース ■トルコリラコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに

取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■資源国バスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■アジアバスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、アジアバスケット通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピアを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

各ファンドは、格付けの低い高利回り社債を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる場合があります。
--

※留意事項

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「マネープールファンド」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必

要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

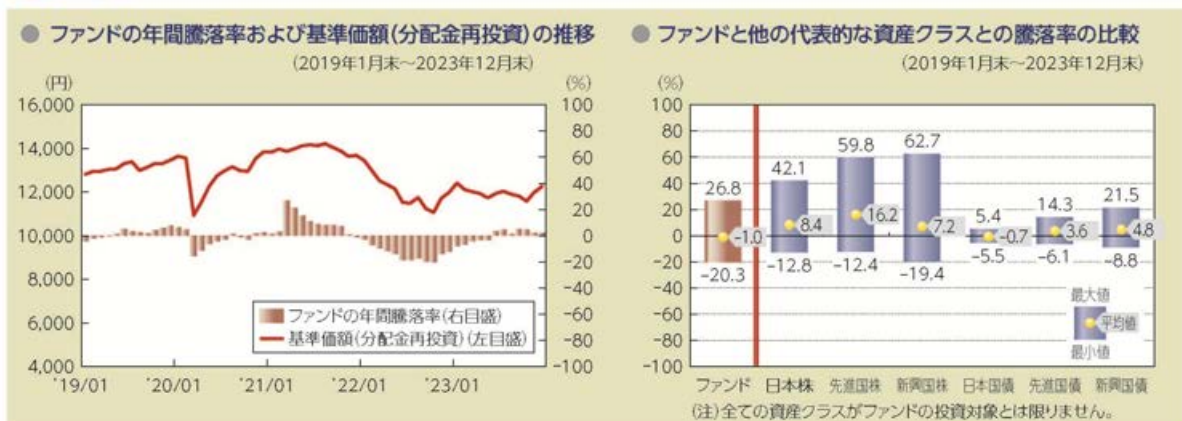
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

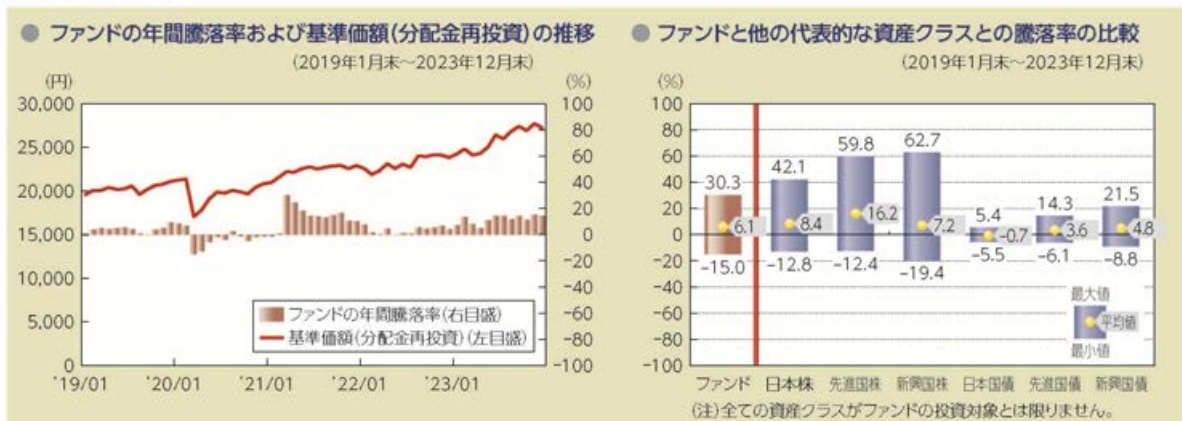
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2019年1月末～2023年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年1月末～2023年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2019年1月末～2023年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年1月末～2023年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

資源国バスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

アジアバスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



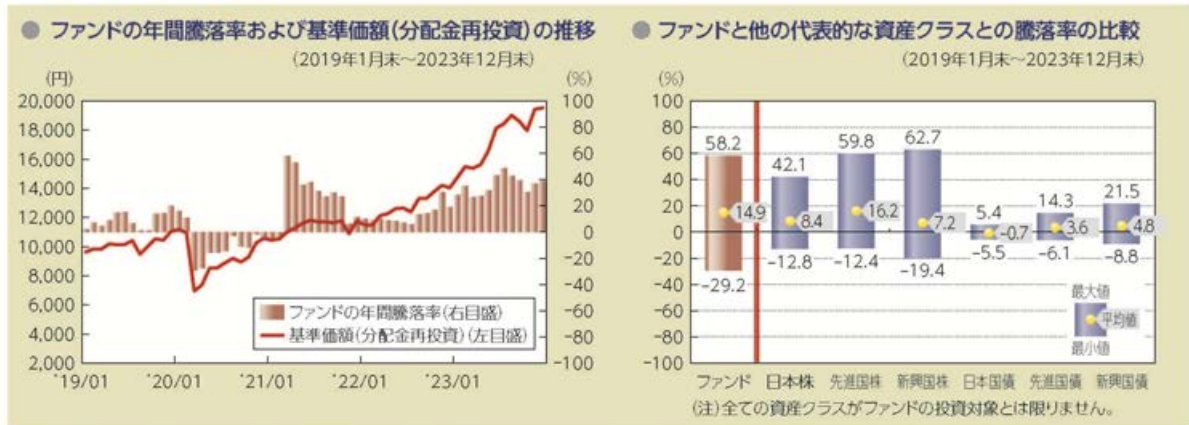
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

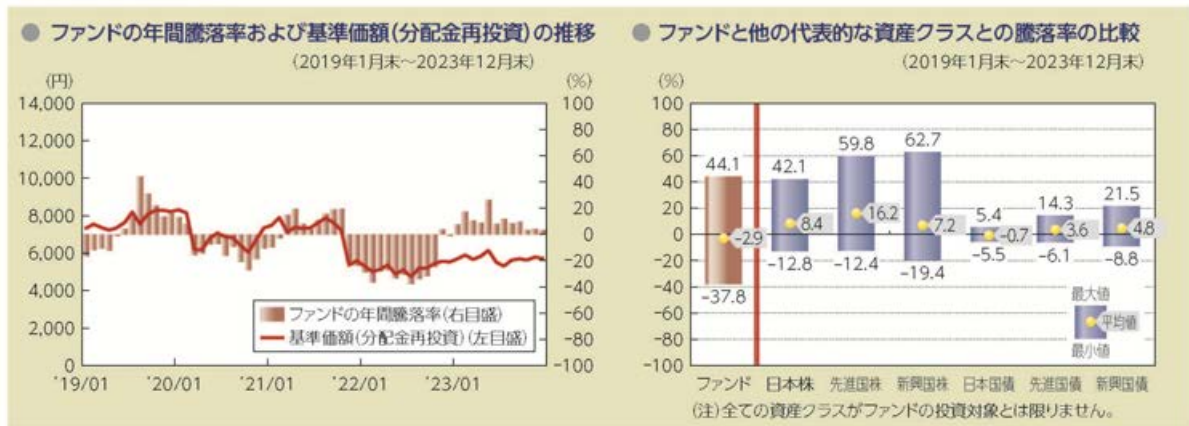
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

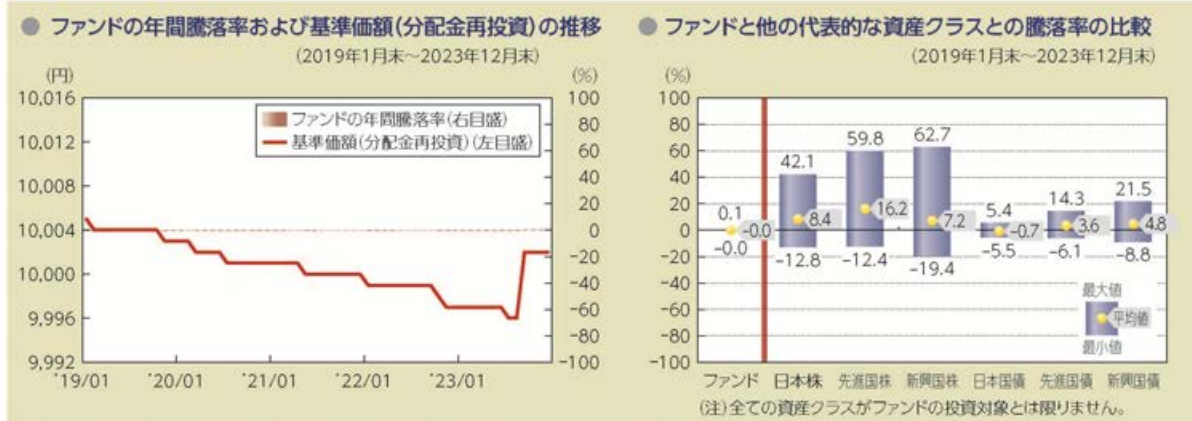
トルコリラコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング※の場合に限ります。）

※スイッチングとは、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.881%（税抜 1.71%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.07%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）の信託財産の純資産総額の合計額に年 0.7975%（税抜 年 0.725%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンド」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.605%（税抜 0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終 5 営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1 %以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上 1 %未満	0.33%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上 0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上 0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05%以上 0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特

別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2023年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

(1)【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	2,741,451,321	99.69
親投資信託受益証券	日本	3,926,942	0.14
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,566,588	0.17
純資産総額		2,749,944,851	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (JPY)	531,391.9988	5,073.06	2,695,783,493	5,159	2,741,451,321	99.69
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,857,128	1.0181	3,926,942	1.0181	3,926,942	0.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.69
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日 (2014年1月14日)	55,255,463,506	55,703,832,643	9,859	9,939
第29計算期間末日 (2014年2月13日)	50,718,181,274	51,135,208,580	9,729	9,809
第30計算期間末日 (2014年3月13日)	45,835,393,529	46,220,016,683	9,534	9,614
第31計算期間末日 (2014年4月14日)	42,953,049,890	43,308,632,330	9,664	9,744
第32計算期間末日 (2014年5月13日)	40,532,553,985	40,869,372,552	9,627	9,707
第33計算期間末日 (2014年6月13日)	38,488,531,205	38,802,722,261	9,800	9,880
第34計算期間末日 (2014年7月14日)	36,167,139,885	36,462,550,510	9,794	9,874
第35計算期間末日 (2014年8月13日)	33,269,489,040	33,549,490,662	9,506	9,586
第36計算期間末日 (2014年9月16日)	31,225,547,778	31,487,593,010	9,533	9,613
第37計算期間末日 (2014年10月14日)	29,477,704,269	29,730,453,603	9,330	9,410
第38計算期間末日 (2014年11月13日)	27,991,750,748	28,234,483,595	9,226	9,306
第39計算期間末日 (2014年12月15日)	24,065,742,497	24,294,786,876	8,406	8,486
第40計算期間末日 (2015年1月13日)	22,707,805,087	22,928,858,553	8,218	8,298
第41計算期間末日 (2015年2月13日)	21,273,084,744	21,483,778,015	8,077	8,157
第42計算期間末日 (2015年3月13日)	20,611,632,429	20,812,898,162	8,193	8,273
第43計算期間末日 (2015年4月13日)	19,995,158,025	20,187,949,846	8,297	8,377
第44計算期間末日 (2015年5月13日)	19,348,368,647	19,532,825,810	8,391	8,471
第45計算期間末日 (2015年6月15日)	18,356,586,058	18,533,175,944	8,316	8,396
第46計算期間末日 (2015年7月13日)	17,540,308,950	17,711,960,813	8,175	8,255
第47計算期間末日 (2015年8月13日)	16,231,923,226	16,397,284,269	7,853	7,933
第48計算期間末日 (2015年9月14日)	14,708,790,506	14,865,021,324	7,532	7,612
第49計算期間末日 (2015年10月13日)	14,144,934,513	14,297,341,776	7,425	7,505
第50計算期間末日 (2015年11月13日)	13,744,663,431	13,891,081,658	7,510	7,590
第51計算期間末日 (2015年12月14日)	12,609,753,260	12,750,878,815	7,148	7,228
第52計算期間末日 (2016年1月13日)	11,960,617,407	12,097,492,719	6,991	7,071
第53計算期間末日 (2016年2月15日)	11,141,338,161	11,272,801,597	6,780	6,860
第54計算期間末日 (2016年3月14日)	11,218,652,805	11,345,099,407	7,098	7,178

第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	11,160,103,706	11,284,558,216	7,174	7,254
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	11,041,166,342	11,163,401,697	7,226	7,306
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	10,855,768,040	10,975,717,921	7,240	7,320
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	10,603,615,676	10,719,626,913	7,312	7,392
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	10,393,604,090	10,478,268,898	7,366	7,426
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	10,024,181,608	10,106,096,824	7,342	7,402
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	9,851,610,291	9,932,065,925	7,347	7,407
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	9,406,710,508	9,484,948,420	7,214	7,274
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	9,260,383,472	9,337,105,227	7,242	7,302
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	9,177,153,589	9,252,706,225	7,288	7,348
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	8,996,804,958	9,070,097,455	7,365	7,425
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	8,524,939,820	8,595,145,900	7,286	7,346
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	8,474,956,161	8,544,440,432	7,318	7,378
第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	8,314,974,521	8,383,198,237	7,313	7,373
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	8,024,774,881	8,091,452,863	7,221	7,281
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	7,947,250,869	8,013,861,178	7,159	7,219
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	7,898,197,647	7,942,105,889	7,195	7,235
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	7,716,123,135	7,758,621,636	7,262	7,302
第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	7,976,667,191	8,020,648,052	7,255	7,295
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	7,647,163,885	7,689,773,837	7,179	7,219
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	7,502,631,618	7,544,503,969	7,167	7,207
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	7,447,124,491	7,488,576,891	7,186	7,226
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	7,237,532,230	7,278,505,705	7,066	7,106
第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	7,086,341,966	7,126,702,562	7,023	7,063
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	6,937,624,605	6,977,518,731	6,956	6,996
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	6,737,629,775	6,777,262,555	6,800	6,840
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	6,509,085,347	6,548,039,608	6,684	6,724
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	6,246,733,591	6,284,573,785	6,603	6,643
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	6,136,273,419	6,173,614,995	6,573	6,613
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	5,862,428,382	5,898,598,919	6,483	6,523
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	5,887,240,172	5,909,672,915	6,561	6,586
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	5,702,571,924	5,724,462,730	6,513	6,538
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	5,506,198,214	5,527,747,357	6,388	6,413
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	5,469,906,913	5,491,324,568	6,385	6,410
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	5,447,740,922	5,468,758,692	6,480	6,505
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	5,409,894,956	5,430,727,940	6,492	6,517
第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	5,363,648,408	5,384,214,483	6,520	6,545
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	5,326,090,047	5,346,555,696	6,506	6,531
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	5,282,669,425	5,302,976,209	6,504	6,529
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	5,314,919,871	5,335,056,922	6,598	6,623
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	5,200,496,614	5,220,524,064	6,492	6,517

第96 計算期間末日	(2019年9月13日)	5,107,123,532	5,126,960,645	6,436	6,461
第97 計算期間末日	(2019年10月15日)	5,072,347,776	5,092,079,194	6,427	6,452
第98 計算期間末日	(2019年11月13日)	5,061,809,797	5,081,371,071	6,469	6,494
第99 計算期間末日	(2019年12月13日)	5,012,345,931	5,031,801,944	6,441	6,466
第100 計算期間末日	(2020年1月14日)	5,086,622,822	5,105,971,449	6,572	6,597
第101 計算期間末日	(2020年2月13日)	5,017,805,126	5,036,843,154	6,589	6,614
第102 計算期間末日	(2020年3月13日)	4,434,967,103	4,453,817,300	5,882	5,907
第103 計算期間末日	(2020年4月13日)	4,027,957,824	4,046,745,589	5,360	5,385
第104 計算期間末日	(2020年5月13日)	4,165,565,066	4,184,296,480	5,560	5,585
第105 計算期間末日	(2020年6月15日)	4,459,922,690	4,478,600,417	5,970	5,995
第106 計算期間末日	(2020年7月13日)	4,520,851,750	4,539,576,288	6,036	6,061
第107 計算期間末日	(2020年8月13日)	4,563,122,737	4,581,710,764	6,137	6,162
第108 計算期間末日	(2020年9月14日)	4,623,027,073	4,641,814,580	6,152	6,177
第109 計算期間末日	(2020年10月13日)	4,618,640,391	4,637,672,278	6,067	6,092
第110 計算期間末日	(2020年11月13日)	4,626,348,291	4,645,234,896	6,124	6,149
第111 計算期間末日	(2020年12月14日)	4,624,911,806	4,643,129,422	6,347	6,372
第112 計算期間末日	(2021年1月13日)	4,609,052,978	4,627,202,869	6,349	6,374
第113 計算期間末日	(2021年2月15日)	4,663,495,704	4,681,764,886	6,382	6,407
第114 計算期間末日	(2021年3月15日)	4,571,697,737	4,589,789,825	6,317	6,342
第115 計算期間末日	(2021年4月13日)	4,537,078,510	4,555,069,683	6,305	6,330
第116 計算期間末日	(2021年5月13日)	4,568,255,913	4,586,224,168	6,356	6,381
第117 計算期間末日	(2021年6月14日)	4,549,934,328	4,567,760,018	6,381	6,406
第118 計算期間末日	(2021年7月13日)	4,662,038,422	4,680,383,377	6,353	6,378
第119 計算期間末日	(2021年8月13日)	4,600,332,910	4,618,527,484	6,321	6,346
第120 計算期間末日	(2021年9月13日)	4,559,742,714	4,577,755,019	6,329	6,354
第121 計算期間末日	(2021年10月13日)	4,376,733,076	4,394,596,341	6,125	6,150
第122 計算期間末日	(2021年11月15日)	4,464,103,684	4,482,473,013	6,075	6,100
第123 計算期間末日	(2021年12月13日)	4,374,516,104	4,392,648,563	6,031	6,056
第124 計算期間末日	(2022年1月13日)	4,283,354,374	4,301,392,869	5,936	5,961
第125 計算期間末日	(2022年2月14日)	3,968,623,414	3,985,585,812	5,849	5,874
第126 計算期間末日	(2022年3月14日)	3,800,587,081	3,818,452,449	5,318	5,343
第127 計算期間末日	(2022年4月13日)	3,848,551,954	3,866,377,572	5,398	5,423
第128 計算期間末日	(2022年5月13日)	3,671,769,453	3,689,417,202	5,201	5,226
第129 計算期間末日	(2022年6月13日)	3,620,745,222	3,638,318,563	5,151	5,176
第130 計算期間末日	(2022年7月13日)	3,267,901,259	3,284,963,040	4,788	4,813
第131 計算期間末日	(2022年8月15日)	3,410,747,850	3,427,710,933	5,027	5,052
第132 計算期間末日	(2022年9月13日)	3,284,676,637	3,301,306,159	4,938	4,963
第133 計算期間末日	(2022年10月13日)	3,098,150,420	3,114,646,984	4,695	4,720
第134 計算期間末日	(2022年11月14日)	3,305,674,803	3,323,120,332	4,737	4,762
第135 計算期間末日	(2022年12月13日)	3,374,412,495	3,391,373,086	4,974	4,999
第136 計算期間末日	(2023年1月13日)	3,504,185,338	3,521,547,191	5,046	5,071

第 137 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	3,497,406,924	3,514,770,748	5,035	5,060
第 138 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	3,415,706,122	3,433,023,114	4,931	4,956
第 139 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	3,406,997,548	3,424,286,189	4,927	4,952
第 140 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	3,309,374,623	3,326,593,212	4,805	4,830
第 141 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	3,304,933,632	3,322,244,669	4,773	4,798
第 142 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	3,262,768,325	3,279,883,989	4,766	4,791
第 143 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	3,268,315,883	3,285,417,677	4,778	4,803
第 144 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	2,967,193,163	2,982,952,010	4,707	4,732
第 145 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	2,902,306,383	2,918,071,292	4,602	4,627
第 146 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	2,896,648,322	2,912,378,840	4,604	4,629
第 147 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	2,917,846,134	2,933,379,069	4,696	4,721
	2022 年 12 月末日	3,457,865,745	—	4,966	—
	2023 年 1 月末日	3,569,248,018	—	5,117	—
	2 月末日	3,448,688,215	—	4,970	—
	3 月末日	3,394,273,975	—	4,905	—
	4 月末日	3,337,970,164	—	4,845	—
	5 月末日	3,284,414,946	—	4,741	—
	6 月末日	3,293,631,849	—	4,795	—
	7 月末日	3,293,105,293	—	4,812	—
	8 月末日	3,001,304,329	—	4,734	—
	9 月末日	2,950,958,029	—	4,676	—
	10 月末日	2,874,628,077	—	4,557	—
	11 月末日	2,918,271,273	—	4,694	—
	12 月末日	2,749,944,851	—	4,772	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円

第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円

第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	25 円
第 86 計算期間	25 円
第 87 計算期間	25 円
第 88 計算期間	25 円
第 89 計算期間	25 円
第 90 計算期間	25 円
第 91 計算期間	25 円
第 92 計算期間	25 円
第 93 計算期間	25 円
第 94 計算期間	25 円
第 95 計算期間	25 円
第 96 計算期間	25 円
第 97 計算期間	25 円
第 98 計算期間	25 円
第 99 計算期間	25 円
第 100 計算期間	25 円
第 101 計算期間	25 円
第 102 計算期間	25 円
第 103 計算期間	25 円
第 104 計算期間	25 円
第 105 計算期間	25 円
第 106 計算期間	25 円
第 107 計算期間	25 円
第 108 計算期間	25 円
第 109 計算期間	25 円
第 110 計算期間	25 円
第 111 計算期間	25 円
第 112 計算期間	25 円
第 113 計算期間	25 円
第 114 計算期間	25 円
第 115 計算期間	25 円
第 116 計算期間	25 円
第 117 計算期間	25 円
第 118 計算期間	25 円
第 119 計算期間	25 円
第 120 計算期間	25 円

第 121 計算期間	25 円
第 122 計算期間	25 円
第 123 計算期間	25 円
第 124 計算期間	25 円
第 125 計算期間	25 円
第 126 計算期間	25 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円
第 136 計算期間	25 円
第 137 計算期間	25 円
第 138 計算期間	25 円
第 139 計算期間	25 円
第 140 計算期間	25 円
第 141 計算期間	25 円
第 142 計算期間	25 円
第 143 計算期間	25 円
第 144 計算期間	25 円
第 145 計算期間	25 円
第 146 計算期間	25 円
第 147 計算期間	25 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	0.17
第 29 計算期間	△0.50
第 30 計算期間	△1.18
第 31 計算期間	2.20
第 32 計算期間	0.44
第 33 計算期間	2.62
第 34 計算期間	0.75
第 35 計算期間	△2.12
第 36 計算期間	1.12
第 37 計算期間	△1.29

第 38 計算期間	△0.25
第 39 計算期間	△8.02
第 40 計算期間	△1.28
第 41 計算期間	△0.74
第 42 計算期間	2.42
第 43 計算期間	2.24
第 44 計算期間	2.09
第 45 計算期間	0.05
第 46 計算期間	△0.73
第 47 計算期間	△2.96
第 48 計算期間	△3.06
第 49 計算期間	△0.35
第 50 計算期間	2.22
第 51 計算期間	△3.75
第 52 計算期間	△1.07
第 53 計算期間	△1.87
第 54 計算期間	5.87
第 55 計算期間	2.19
第 56 計算期間	1.83
第 57 計算期間	1.30
第 58 計算期間	2.09
第 59 計算期間	1.55
第 60 計算期間	0.48
第 61 計算期間	0.88
第 62 計算期間	△0.99
第 63 計算期間	1.21
第 64 計算期間	1.46
第 65 計算期間	1.87
第 66 計算期間	△0.25
第 67 計算期間	1.26
第 68 計算期間	0.75
第 69 計算期間	△0.43
第 70 計算期間	△0.02
第 71 計算期間	1.06
第 72 計算期間	1.48
第 73 計算期間	0.45
第 74 計算期間	△0.49
第 75 計算期間	0.39
第 76 計算期間	0.82
第 77 計算期間	△1.11
第 78 計算期間	△0.04

第 79 計算期間	△0.38
第 80 計算期間	△1.66
第 81 計算期間	△1.11
第 82 計算期間	△0.61
第 83 計算期間	0.15
第 84 計算期間	△0.76
第 85 計算期間	1.58
第 86 計算期間	△0.35
第 87 計算期間	△1.53
第 88 計算期間	0.34
第 89 計算期間	1.87
第 90 計算期間	0.57
第 91 計算期間	0.81
第 92 計算期間	0.16
第 93 計算期間	0.35
第 94 計算期間	1.82
第 95 計算期間	△1.22
第 96 計算期間	△0.47
第 97 計算期間	0.24
第 98 計算期間	1.04
第 99 計算期間	△0.04
第 100 計算期間	2.42
第 101 計算期間	0.63
第 102 計算期間	△10.35
第 103 計算期間	△8.44
第 104 計算期間	4.19
第 105 計算期間	7.82
第 106 計算期間	1.52
第 107 計算期間	2.08
第 108 計算期間	0.65
第 109 計算期間	△0.97
第 110 計算期間	1.35
第 111 計算期間	4.04
第 112 計算期間	0.42
第 113 計算期間	0.91
第 114 計算期間	△0.62
第 115 計算期間	0.20
第 116 計算期間	1.20
第 117 計算期間	0.78
第 118 計算期間	△0.04
第 119 計算期間	△0.11

第 120 計算期間	0.52
第 121 計算期間	△2.82
第 122 計算期間	△0.40
第 123 計算期間	△0.31
第 124 計算期間	△1.16
第 125 計算期間	△1.04
第 126 計算期間	△8.65
第 127 計算期間	1.97
第 128 計算期間	△3.18
第 129 計算期間	△0.48
第 130 計算期間	△6.56
第 131 計算期間	5.51
第 132 計算期間	△1.27
第 133 計算期間	△4.41
第 134 計算期間	1.42
第 135 計算期間	5.53
第 136 計算期間	1.95
第 137 計算期間	0.27
第 138 計算期間	△1.56
第 139 計算期間	0.42
第 140 計算期間	△1.96
第 141 計算期間	△0.14
第 142 計算期間	0.37
第 143 計算期間	0.77
第 144 計算期間	△0.96
第 145 計算期間	△1.69
第 146 計算期間	0.58
第 147 計算期間	2.54

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	172,412,101	3,541,197,081	56,046,142,219
第 29 計算期間	295,474,979	4,213,203,860	52,128,413,338
第 30 計算期間	60,811,927	4,111,330,893	48,077,894,372
第 31 計算期間	209,064,415	3,839,153,775	44,447,805,012
第 32 計算期間	135,154,284	2,480,638,413	42,102,320,883
第 33 計算期間	59,997,979	2,888,436,812	39,273,882,050
第 34 計算期間	174,377,269	2,521,931,168	36,926,328,151
第 35 計算期間	52,457,896	1,978,583,200	35,000,202,847

第 36 計算期間	81,251,571	2,325,800,336	32,755,654,082
第 37 計算期間	52,196,273	1,214,183,603	31,593,666,752
第 38 計算期間	159,473,757	1,411,534,574	30,341,605,935
第 39 計算期間	127,609,457	1,838,668,012	28,630,547,380
第 40 計算期間	102,515,788	1,101,379,839	27,631,683,329
第 41 計算期間	91,140,000	1,386,164,406	26,336,658,923
第 42 計算期間	47,462,379	1,225,904,605	25,158,216,697
第 43 計算期間	238,723,542	1,297,962,588	24,098,977,651
第 44 計算期間	185,229,604	1,227,061,849	23,057,145,406
第 45 計算期間	363,994,261	1,347,403,913	22,073,735,754
第 46 計算期間	71,590,505	688,843,274	21,456,482,985
第 47 計算期間	226,359,298	1,012,711,833	20,670,130,450
第 48 計算期間	60,257,295	1,201,535,437	19,528,852,308
第 49 計算期間	50,765,750	528,710,157	19,050,907,901
第 50 計算期間	38,405,775	787,035,216	18,302,278,460
第 51 計算期間	49,192,958	710,777,035	17,640,694,383
第 52 計算期間	46,161,717	577,442,031	17,109,414,069
第 53 計算期間	41,438,528	717,923,030	16,432,929,567
第 54 計算期間	30,948,993	658,053,236	15,805,825,324
第 55 計算期間	26,611,405	275,622,859	15,556,813,870
第 56 計算期間	35,072,208	312,466,595	15,279,419,483
第 57 計算期間	51,467,287	337,151,531	14,993,735,239
第 58 計算期間	56,657,765	548,988,319	14,501,404,685
第 59 計算期間	116,211,310	506,814,658	14,110,801,337
第 60 計算期間	156,706,345	614,971,600	13,652,536,082
第 61 計算期間	50,060,270	293,323,931	13,409,272,421
第 62 計算期間	81,802,629	451,422,969	13,039,652,081
第 63 計算期間	116,742,562	369,435,420	12,786,959,223
第 64 計算期間	68,841,739	263,694,838	12,592,106,124
第 65 計算期間	36,140,698	412,830,490	12,215,416,332
第 66 計算期間	78,772,484	593,175,381	11,701,013,435
第 67 計算期間	81,714,088	202,015,588	11,580,711,935
第 68 計算期間	15,513,792	225,606,352	11,370,619,375
第 69 計算期間	30,144,417	287,766,706	11,112,997,086
第 70 計算期間	172,623,694	183,902,518	11,101,718,262
第 71 計算期間	42,287,921	166,945,448	10,977,060,735
第 72 計算期間	777,767,652	1,130,202,912	10,624,625,475
第 73 計算期間	708,908,291	338,318,467	10,995,215,299
第 74 計算期間	17,008,683	359,735,855	10,652,488,127
第 75 計算期間	20,831,581	205,231,893	10,468,087,815
第 76 計算期間	19,674,559	124,662,242	10,363,100,132

第 77 計算期間	18,613,890	138,345,157	10,243,368,865
第 78 計算期間	14,738,422	167,958,208	10,090,149,079
第 79 計算期間	28,493,244	145,110,582	9,973,531,741
第 80 計算期間	10,663,787	76,000,441	9,908,195,087
第 81 計算期間	11,325,260	180,954,891	9,738,565,456
第 82 計算期間	11,927,638	290,444,527	9,460,048,567
第 83 計算期間	8,794,702	133,449,110	9,335,394,159
第 84 計算期間	8,746,458	301,506,217	9,042,634,400
第 85 計算期間	14,820,804	84,357,664	8,973,097,540
第 86 計算期間	4,683,611	221,458,468	8,756,322,683
第 87 計算期間	4,834,939	141,500,142	8,619,657,480
第 88 計算期間	4,855,142	57,450,530	8,567,062,092
第 89 計算期間	5,472,399	165,426,108	8,407,108,383
第 90 計算期間	4,705,825	78,620,550	8,333,193,658
第 91 計算期間	6,021,739	112,785,156	8,226,430,241
第 92 計算期間	4,432,292	44,602,675	8,186,259,858
第 93 計算期間	7,102,098	70,648,173	8,122,713,783
第 94 計算期間	50,655,804	118,548,815	8,054,820,772
第 95 計算期間	11,354,520	55,195,174	8,010,980,118
第 96 計算期間	23,259,388	99,394,223	7,934,845,283
第 97 計算期間	19,642,526	61,920,392	7,892,567,417
第 98 計算期間	11,960,576	80,018,365	7,824,509,628
第 99 計算期間	4,533,072	46,637,414	7,782,405,286
第 100 計算期間	4,852,524	47,806,823	7,739,450,987
第 101 計算期間	6,093,380	130,333,093	7,615,211,274
第 102 計算期間	3,747,476	78,879,922	7,540,078,828
第 103 計算期間	9,442,995	34,415,814	7,515,106,009
第 104 計算期間	5,400,936	27,941,123	7,492,565,822
第 105 計算期間	6,103,662	27,578,531	7,471,090,953
第 106 計算期間	64,542,938	45,818,635	7,489,815,256
第 107 計算期間	5,485,607	60,089,711	7,435,211,152
第 108 計算期間	162,257,434	82,465,538	7,515,003,048
第 109 計算期間	148,718,656	50,966,599	7,612,755,105
第 110 計算期間	42,055,083	100,167,933	7,554,642,255
第 111 計算期間	66,082,882	333,678,711	7,287,046,426
第 112 計算期間	85,341,791	112,431,418	7,259,956,799
第 113 計算期間	146,125,640	98,409,639	7,307,672,800
第 114 計算期間	11,878,352	82,715,735	7,236,835,417
第 115 計算期間	41,975,986	82,342,128	7,196,469,275
第 116 計算期間	72,429,661	81,596,610	7,187,302,326
第 117 計算期間	4,754,774	61,780,739	7,130,276,361

第 118 計算期間	336,279,573	128,573,721	7,337,982,213
第 119 計算期間	34,939,878	95,092,315	7,277,829,776
第 120 計算期間	5,920,095	78,827,821	7,204,922,050
第 121 計算期間	5,543,215	65,159,044	7,145,306,221
第 122 計算期間	265,135,397	62,709,778	7,347,731,840
第 123 計算期間	8,627,334	103,375,446	7,252,983,728
第 124 計算期間	7,087,707	44,673,413	7,215,398,022
第 125 計算期間	7,193,646	437,632,345	6,784,959,323
第 126 計算期間	387,140,854	25,952,688	7,146,147,489
第 127 計算期間	9,193,992	25,093,962	7,130,247,519
第 128 計算期間	8,032,858	79,180,584	7,059,099,793
第 129 計算期間	8,344,870	38,107,933	7,029,336,730
第 130 計算期間	123,823,301	328,447,552	6,824,712,479
第 131 計算期間	8,561,138	48,040,071	6,785,233,546
第 132 計算期間	8,224,166	141,648,591	6,651,809,121
第 133 計算期間	8,040,524	61,223,664	6,598,625,981
第 134 計算期間	440,093,929	60,508,174	6,978,211,736
第 135 計算期間	9,184,215	203,159,366	6,784,236,585
第 136 計算期間	191,557,357	31,052,687	6,944,741,255
第 137 計算期間	46,879,380	46,090,783	6,945,529,852
第 138 計算期間	7,729,825	26,462,630	6,926,797,047
第 139 計算期間	7,965,968	19,306,480	6,915,456,535
第 140 計算期間	7,857,801	35,878,564	6,887,435,772
第 141 計算期間	111,747,026	74,767,618	6,924,415,180
第 142 計算期間	8,715,062	86,864,602	6,846,265,640
第 143 計算期間	21,722,057	27,270,059	6,840,717,638
第 144 計算期間	8,491,671	545,670,162	6,303,539,147
第 145 計算期間	19,603,876	17,179,122	6,305,963,901
第 146 計算期間	8,990,140	22,746,469	6,292,207,572
第 147 計算期間	9,630,766	88,664,088	6,213,174,250

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	1,264,759,189	99.52
親投資信託受益証券	日本	1,363,276	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,730,983	0.37

純資産総額	1,270,853,448	100.00
-------	---------------	--------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (USD)	143,023.769	8,949	1,279,919,708	8,843	1,264,759,189	99.52
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,339,040	1.0181	1,363,276	1.0181	1,363,276	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.52
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日 (2014年1月14日)	13,346,892,729	13,467,266,399	13,305	13,425
第29計算期間末日 (2014年2月13日)	12,075,198,995	12,186,542,854	13,014	13,134
第30計算期間末日 (2014年3月13日)	10,630,582,723	10,730,523,647	12,764	12,884
第31計算期間末日 (2014年4月14日)	9,805,096,185	9,897,079,241	12,792	12,912

第 32 計算期間末日	(2014 年 5 月 13 日)	9, 187, 675, 019	9, 273, 872, 125	12, 791	12, 911
第 33 計算期間末日	(2014 年 6 月 13 日)	8, 823, 989, 723	8, 905, 626, 995	12, 971	13, 091
第 34 計算期間末日	(2014 年 7 月 14 日)	8, 240, 786, 094	8, 317, 519, 798	12, 887	13, 007
第 35 計算期間末日	(2014 年 8 月 13 日)	7, 708, 253, 304	7, 781, 648, 621	12, 603	12, 723
第 36 計算期間末日	(2014 年 9 月 16 日)	7, 372, 233, 096	7, 438, 988, 346	13, 252	13, 372
第 37 計算期間末日	(2014 年 10 月 14 日)	6, 808, 574, 883	6, 871, 513, 091	12, 981	13, 101
第 38 計算期間末日	(2014 年 11 月 13 日)	6, 677, 309, 833	6, 735, 527, 554	13, 763	13, 883
第 39 計算期間末日	(2014 年 12 月 15 日)	5, 074, 115, 506	5, 121, 255, 524	12, 917	13, 037
第 40 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	4, 879, 065, 097	4, 925, 347, 091	12, 650	12, 770
第 41 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	4, 678, 606, 990	4, 723, 614, 576	12, 474	12, 594
第 42 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	4, 655, 669, 780	4, 698, 978, 566	12, 900	13, 020
第 43 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	4, 574, 055, 210	4, 616, 412, 719	12, 958	13, 078
第 44 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	4, 365, 969, 922	4, 406, 018, 898	13, 082	13, 202
第 45 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	4, 096, 188, 326	4, 133, 065, 484	13, 329	13, 449
第 46 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	3, 858, 178, 040	3, 893, 652, 806	13, 051	13, 171
第 47 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	3, 740, 884, 930	3, 776, 312, 060	12, 671	12, 791
第 48 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	3, 283, 275, 699	3, 316, 579, 805	11, 830	11, 950
第 49 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	3, 070, 287, 530	3, 102, 032, 652	11, 606	11, 726
第 50 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	3, 091, 248, 599	3, 122, 059, 489	12, 040	12, 160
第 51 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	2, 757, 904, 082	2, 787, 219, 927	11, 289	11, 409
第 52 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	2, 569, 744, 568	2, 598, 356, 820	10, 778	10, 898
第 53 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	2, 318, 774, 179	2, 346, 598, 074	10, 001	10, 121
第 54 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	2, 326, 266, 765	2, 352, 734, 262	10, 547	10, 667
第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	2, 175, 138, 201	2, 200, 723, 362	10, 202	10, 322
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	2, 167, 472, 102	2, 192, 721, 260	10, 301	10, 421
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	2, 117, 809, 243	2, 142, 849, 579	10, 149	10, 269
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	2, 146, 095, 401	2, 171, 791, 498	10, 022	10, 142
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	2, 074, 460, 669	2, 100, 061, 465	9, 724	9, 844
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	2, 061, 235, 246	2, 086, 582, 720	9, 758	9, 878
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	2, 106, 816, 463	2, 132, 250, 496	9, 940	10, 060
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	2, 132, 787, 497	2, 158, 454, 061	9, 972	10, 092
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	2, 229, 040, 820	2, 253, 739, 049	10, 830	10, 950
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	2, 134, 909, 609	2, 158, 705, 377	10, 766	10, 886
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	2, 039, 028, 002	2, 061, 647, 901	10, 817	10, 937
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	2, 096, 237, 986	2, 119, 505, 175	10, 811	10, 931
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	2, 038, 005, 458	2, 061, 683, 416	10, 329	10, 449
第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	2, 067, 923, 815	2, 091, 233, 910	10, 646	10, 766
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	2, 010, 022, 344	2, 033, 727, 134	10, 175	10, 295
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	2, 046, 969, 377	2, 070, 665, 203	10, 366	10, 486
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	1, 992, 106, 057	2, 009, 958, 015	10, 043	10, 163
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	1, 990, 761, 361	2, 008, 350, 650	10, 186	10, 306

第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	2, 025, 546, 754	2, 043, 116, 830	10, 376	10, 466
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	1, 914, 045, 873	1, 930, 711, 860	10, 336	10, 426
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	2, 026, 980, 369	2, 044, 635, 768	10, 333	10, 423
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	1, 908, 225, 354	1, 925, 166, 281	10, 138	10, 228
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1, 823, 209, 734	1, 840, 123, 192	9, 702	9, 792
第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1, 779, 885, 114	1, 796, 852, 143	9, 441	9, 531
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1, 745, 913, 927	1, 762, 624, 291	9, 403	9, 493
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1, 725, 010, 393	1, 741, 606, 024	9, 355	9, 445
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1, 664, 646, 223	1, 680, 836, 816	9, 253	9, 343
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1, 670, 807, 039	1, 686, 967, 806	9, 305	9, 395
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	1, 627, 482, 423	1, 643, 567, 831	9, 106	9, 196
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	1, 636, 486, 650	1, 652, 831, 541	9, 011	9, 101
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	1, 579, 104, 504	1, 591, 158, 038	9, 171	9, 241
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	1, 576, 356, 735	1, 588, 322, 101	9, 222	9, 292
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	1, 521, 070, 735	1, 532, 920, 187	8, 986	9, 056
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1, 457, 038, 199	1, 468, 915, 602	8, 587	8, 657
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	1, 510, 591, 276	1, 522, 501, 523	8, 878	8, 948
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	1, 488, 875, 336	1, 500, 527, 342	8, 944	9, 014
第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	1, 485, 326, 102	1, 496, 855, 191	9, 018	9, 088
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	1, 435, 957, 090	1, 447, 386, 686	8, 794	8, 864
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	1, 415, 430, 730	1, 426, 839, 732	8, 684	8, 754
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	1, 560, 032, 439	1, 572, 501, 461	8, 758	8, 828
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	1, 643, 183, 345	1, 656, 904, 138	8, 383	8, 453
第 96 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	2, 004, 538, 656	2, 021, 045, 859	8, 500	8, 570
第 97 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	2, 233, 739, 621	2, 252, 116, 966	8, 508	8, 578
第 98 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	2, 298, 613, 172	2, 317, 317, 224	8, 603	8, 673
第 99 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	2, 476, 495, 307	2, 496, 758, 152	8, 555	8, 625
第 100 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	2, 539, 401, 435	2, 559, 684, 666	8, 764	8, 834
第 101 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	2, 619, 372, 982	2, 640, 273, 898	8, 773	8, 843
第 102 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	2, 066, 793, 601	2, 086, 077, 076	7, 503	7, 573
第 103 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	1, 941, 563, 680	1, 960, 915, 097	7, 023	7, 093
第 104 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	1, 987, 181, 535	2, 006, 579, 267	7, 171	7, 241
第 105 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	2, 127, 788, 455	2, 147, 201, 409	7, 672	7, 742
第 106 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	2, 150, 119, 073	2, 169, 714, 800	7, 681	7, 751
第 107 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	2, 151, 105, 650	2, 170, 446, 791	7, 785	7, 855
第 108 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	2, 077, 329, 144	2, 096, 171, 570	7, 717	7, 787
第 109 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	2, 031, 538, 304	2, 045, 026, 451	7, 531	7, 581
第 110 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	1, 975, 968, 791	1, 989, 012, 196	7, 575	7, 625
第 111 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	1, 982, 961, 480	1, 995, 759, 316	7, 747	7, 797
第 112 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	1, 965, 206, 519	1, 977, 876, 329	7, 755	7, 805
第 113 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	1, 942, 122, 714	1, 954, 513, 422	7, 837	7, 887

第114 計算期間末日	(2021年3月15日)	1,958,161,883	1,970,346,693	8,035	8,085
第115 計算期間末日	(2021年4月13日)	1,931,479,199	1,943,497,790	8,035	8,085
第116 計算期間末日	(2021年5月13日)	1,942,777,967	1,954,797,696	8,082	8,132
第117 計算期間末日	(2021年6月14日)	1,942,718,806	1,954,672,299	8,126	8,176
第118 計算期間末日	(2021年7月13日)	1,924,869,252	1,936,734,988	8,111	8,161
第119 計算期間末日	(2021年8月13日)	1,888,013,310	1,899,726,811	8,059	8,109
第120 計算期間末日	(2021年9月13日)	1,840,341,803	1,851,821,994	8,015	8,065
第121 計算期間末日	(2021年10月13日)	1,816,907,121	1,828,247,203	8,011	8,061
第122 計算期間末日	(2021年11月15日)	1,776,326,570	1,787,490,593	7,956	8,006
第123 計算期間末日	(2021年12月13日)	1,544,942,869	1,554,787,416	7,847	7,897
第124 計算期間末日	(2022年1月13日)	1,513,479,298	1,523,175,200	7,805	7,855
第125 計算期間末日	(2022年2月14日)	1,433,946,705	1,443,204,197	7,745	7,795
第126 計算期間末日	(2022年3月14日)	1,278,753,672	1,287,759,844	7,099	7,149
第127 計算期間末日	(2022年4月13日)	1,388,263,397	1,397,271,474	7,706	7,756
第128 計算期間末日	(2022年5月13日)	1,354,584,479	1,363,504,604	7,593	7,643
第129 計算期間末日	(2022年6月13日)	1,410,862,102	1,419,823,712	7,872	7,922
第130 計算期間末日	(2022年7月13日)	1,310,674,537	1,319,467,044	7,453	7,503
第131 計算期間末日	(2022年8月15日)	1,338,997,843	1,347,731,966	7,665	7,715
第132 計算期間末日	(2022年9月13日)	1,324,761,483	1,333,021,112	8,019	8,069
第133 計算期間末日	(2022年10月13日)	1,287,684,091	1,295,857,048	7,878	7,928
第134 計算期間末日	(2022年11月14日)	1,214,850,262	1,222,893,496	7,552	7,602
第135 計算期間末日	(2022年12月13日)	1,256,526,080	1,264,531,070	7,848	7,898
第136 計算期間末日	(2023年1月13日)	1,154,301,880	1,161,939,574	7,557	7,607
第137 計算期間末日	(2023年2月13日)	1,158,525,849	1,166,104,816	7,643	7,693
第138 計算期間末日	(2023年3月13日)	1,127,683,482	1,135,029,825	7,675	7,725
第139 計算期間末日	(2023年4月13日)	1,115,558,459	1,122,865,322	7,634	7,684
第140 計算期間末日	(2023年5月15日)	1,172,483,906	1,180,217,315	7,581	7,631
第141 計算期間末日	(2023年6月13日)	1,199,606,978	1,207,299,534	7,797	7,847
第142 計算期間末日	(2023年7月13日)	1,174,742,341	1,182,331,567	7,740	7,790
第143 計算期間末日	(2023年8月14日)	1,218,174,524	1,225,657,495	8,140	8,190
第144 計算期間末日	(2023年9月13日)	1,138,669,993	1,145,622,669	8,189	8,239
第145 計算期間末日	(2023年10月13日)	1,363,560,301	1,371,896,139	8,179	8,229
第146 計算期間末日	(2023年11月13日)	1,357,619,031	1,365,787,537	8,310	8,360
第147 計算期間末日	(2023年12月13日)	1,339,221,456	1,347,402,426	8,185	8,235
	2022年12月末日	1,162,804,317	—	7,625	—
	2023年1月末日	1,179,710,193	—	7,708	—
	2月末日	1,152,697,877	—	7,836	—
	3月末日	1,104,805,523	—	7,568	—
	4月末日	1,206,759,089	—	7,572	—
	5月末日	1,189,241,156	—	7,749	—

6 月末日	1, 233, 717, 128	—	8, 130	—
7 月末日	1, 194, 676, 053	—	7, 940	—
8 月末日	1, 153, 944, 475	—	8, 150	—
9 月末日	1, 349, 458, 377	—	8, 279	—
10 月末日	1, 317, 475, 229	—	8, 082	—
11 月末日	1, 351, 186, 474	—	8, 271	—
12 月末日	1, 270, 853, 448	—	8, 082	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円

第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	90 円
第 72 計算期間	90 円
第 73 計算期間	90 円
第 74 計算期間	90 円
第 75 計算期間	90 円
第 76 計算期間	90 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円

第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	70 円
第 106 計算期間	70 円
第 107 計算期間	70 円
第 108 計算期間	70 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	50 円
第 116 計算期間	50 円
第 117 計算期間	50 円
第 118 計算期間	50 円
第 119 計算期間	50 円
第 120 計算期間	50 円
第 121 計算期間	50 円
第 122 計算期間	50 円
第 123 計算期間	50 円
第 124 計算期間	50 円
第 125 計算期間	50 円
第 126 計算期間	50 円
第 127 計算期間	50 円
第 128 計算期間	50 円
第 129 計算期間	50 円
第 130 計算期間	50 円
第 131 計算期間	50 円
第 132 計算期間	50 円
第 133 計算期間	50 円
第 134 計算期間	50 円
第 135 計算期間	50 円
第 136 計算期間	50 円
第 137 計算期間	50 円
第 138 計算期間	50 円

第 139 計算期間	50 円
第 140 計算期間	50 円
第 141 計算期間	50 円
第 142 計算期間	50 円
第 143 計算期間	50 円
第 144 計算期間	50 円
第 145 計算期間	50 円
第 146 計算期間	50 円
第 147 計算期間	50 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	0.52
第 29 計算期間	△1.28
第 30 計算期間	△0.99
第 31 計算期間	1.15
第 32 計算期間	0.93
第 33 計算期間	2.34
第 34 計算期間	0.27
第 35 計算期間	△1.27
第 36 計算期間	6.10
第 37 計算期間	△1.13
第 38 計算期間	6.94
第 39 計算期間	△5.27
第 40 計算期間	△1.13
第 41 計算期間	△0.44
第 42 計算期間	4.37
第 43 計算期間	1.37
第 44 計算期間	1.88
第 45 計算期間	2.80
第 46 計算期間	△1.18
第 47 計算期間	△1.99
第 48 計算期間	△5.69
第 49 計算期間	△0.87
第 50 計算期間	4.77
第 51 計算期間	△5.24
第 52 計算期間	△3.46
第 53 計算期間	△6.09
第 54 計算期間	6.65
第 55 計算期間	△2.13

第 56 計算期間	2.14
第 57 計算期間	△0.31
第 58 計算期間	△0.06
第 59 計算期間	△1.77
第 60 計算期間	1.58
第 61 計算期間	3.09
第 62 計算期間	1.52
第 63 計算期間	9.80
第 64 計算期間	0.51
第 65 計算期間	1.58
第 66 計算期間	1.05
第 67 計算期間	△3.34
第 68 計算期間	4.23
第 69 計算期間	△3.29
第 70 計算期間	3.05
第 71 計算期間	△2.24
第 72 計算期間	2.32
第 73 計算期間	2.74
第 74 計算期間	0.48
第 75 計算期間	0.84
第 76 計算期間	△1.01
第 77 計算期間	△3.41
第 78 計算期間	△1.76
第 79 計算期間	0.55
第 80 計算期間	0.44
第 81 計算期間	△0.12
第 82 計算期間	1.53
第 83 計算期間	△1.17
第 84 計算期間	△0.05
第 85 計算期間	2.55
第 86 計算期間	1.31
第 87 計算期間	△1.80
第 88 計算期間	△3.66
第 89 計算期間	4.20
第 90 計算期間	1.53
第 91 計算期間	1.61
第 92 計算期間	△1.70
第 93 計算期間	△0.45
第 94 計算期間	1.65
第 95 計算期間	△3.48
第 96 計算期間	2.23

第 97 計算期間	0.91
第 98 計算期間	1.93
第 99 計算期間	0.25
第 100 計算期間	3.26
第 101 計算期間	0.90
第 102 計算期間	△13.67
第 103 計算期間	△5.46
第 104 計算期間	3.10
第 105 計算期間	7.96
第 106 計算期間	1.02
第 107 計算期間	2.26
第 108 計算期間	0.02
第 109 計算期間	△1.76
第 110 計算期間	1.24
第 111 計算期間	2.93
第 112 計算期間	0.74
第 113 計算期間	1.70
第 114 計算期間	3.16
第 115 計算期間	0.62
第 116 計算期間	1.20
第 117 計算期間	1.16
第 118 計算期間	0.43
第 119 計算期間	△0.02
第 120 計算期間	0.07
第 121 計算期間	0.57
第 122 計算期間	△0.06
第 123 計算期間	△0.74
第 124 計算期間	0.10
第 125 計算期間	△0.12
第 126 計算期間	△7.69
第 127 計算期間	9.25
第 128 計算期間	△0.81
第 129 計算期間	4.33
第 130 計算期間	△4.68
第 131 計算期間	3.51
第 132 計算期間	5.27
第 133 計算期間	△1.13
第 134 計算期間	△3.50
第 135 計算期間	4.58
第 136 計算期間	△3.07
第 137 計算期間	1.79

第 138 計算期間	1. 07
第 139 計算期間	0. 11
第 140 計算期間	△0. 03
第 141 計算期間	3. 50
第 142 計算期間	△0. 08
第 143 計算期間	5. 81
第 144 計算期間	1. 21
第 145 計算期間	0. 48
第 146 計算期間	2. 21
第 147 計算期間	△0. 90

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	250, 587, 548	1, 480, 239, 463	10, 031, 139, 241
第 29 計算期間	243, 205, 412	995, 689, 729	9, 278, 654, 924
第 30 計算期間	181, 471, 042	1, 131, 715, 629	8, 328, 410, 337
第 31 計算期間	98, 255, 976	761, 411, 616	7, 665, 254, 697
第 32 計算期間	97, 081, 120	579, 243, 592	7, 183, 092, 225
第 33 計算期間	113, 432, 369	493, 418, 563	6, 803, 106, 031
第 34 計算期間	122, 732, 593	531, 363, 223	6, 394, 475, 401
第 35 計算期間	51, 912, 017	330, 110, 986	6, 116, 276, 432
第 36 計算期間	84, 882, 501	638, 221, 408	5, 562, 937, 525
第 37 計算期間	47, 797, 819	365, 884, 656	5, 244, 850, 688
第 38 計算期間	66, 151, 065	459, 524, 964	4, 851, 476, 789
第 39 計算期間	90, 632, 517	1, 013, 774, 408	3, 928, 334, 898
第 40 計算期間	61, 821, 157	133, 323, 186	3, 856, 832, 869
第 41 計算期間	61, 353, 069	167, 553, 735	3, 750, 632, 203
第 42 計算期間	56, 275, 123	197, 841, 817	3, 609, 065, 509
第 43 計算期間	87, 083, 035	166, 356, 118	3, 529, 792, 426
第 44 計算期間	17, 541, 547	209, 919, 243	3, 337, 414, 730
第 45 計算期間	58, 742, 691	323, 060, 921	3, 073, 096, 500
第 46 計算期間	40, 047, 155	156, 913, 126	2, 956, 230, 529
第 47 計算期間	50, 353, 420	54, 323, 112	2, 952, 260, 837
第 48 計算期間	30, 828, 340	207, 746, 932	2, 775, 342, 245
第 49 計算期間	17, 485, 559	147, 400, 942	2, 645, 426, 862
第 50 計算期間	6, 209, 443	84, 062, 086	2, 567, 574, 219
第 51 計算期間	10, 452, 410	135, 039, 537	2, 442, 987, 092
第 52 計算期間	26, 249, 703	84, 882, 399	2, 384, 354, 396
第 53 計算期間	8, 613, 082	74, 309, 559	2, 318, 657, 919

第 54 計算期間	5,249,193	118,282,301	2,205,624,811
第 55 計算期間	5,989,153	79,517,185	2,132,096,779
第 56 計算期間	5,308,428	33,308,695	2,104,096,512
第 57 計算期間	5,221,223	22,623,036	2,086,694,699
第 58 計算期間	103,685,876	49,039,093	2,141,341,482
第 59 計算期間	21,866,509	29,808,301	2,133,399,690
第 60 計算期間	73,163,309	94,273,477	2,112,289,522
第 61 計算期間	63,550,320	56,337,025	2,119,502,817
第 62 計算期間	70,063,959	50,686,437	2,138,880,339
第 63 計算期間	83,705,807	164,400,382	2,058,185,764
第 64 計算期間	69,207,414	144,412,470	1,982,980,708
第 65 計算期間	43,565,498	141,554,605	1,884,991,601
第 66 計算期間	116,446,927	62,506,065	1,938,932,463
第 67 計算期間	58,488,584	24,257,877	1,973,163,170
第 68 計算期間	5,053,816	35,709,039	1,942,507,947
第 69 計算期間	53,045,548	20,154,308	1,975,399,187
第 70 計算期間	10,267,853	11,014,845	1,974,652,195
第 71 計算期間	151,514,977	142,616,221	1,983,550,951
第 72 計算期間	38,500,418	67,685,886	1,954,365,483
第 73 計算期間	69,850,380	71,985,190	1,952,230,673
第 74 計算期間	29,393,593	129,847,856	1,851,776,410
第 75 計算期間	138,110,390	28,175,706	1,961,711,094
第 76 計算期間	48,575,241	127,961,090	1,882,325,245
第 77 計算期間	16,846,345	19,898,460	1,879,273,130
第 78 計算期間	29,120,019	23,167,623	1,885,225,526
第 79 計算期間	18,639,321	47,157,688	1,856,707,159
第 80 計算期間	14,765,159	27,513,241	1,843,959,077
第 81 計算期間	17,713,238	62,717,491	1,798,954,824
第 82 計算期間	30,871,742	34,185,779	1,795,640,787
第 83 計算期間	21,344,939	29,718,154	1,787,267,572
第 84 計算期間	42,269,807	13,438,347	1,816,099,032
第 85 計算期間	7,696,244	101,861,843	1,721,933,433
第 86 計算期間	46,495,194	59,090,566	1,709,338,061
第 87 計算期間	5,624,296	22,183,418	1,692,778,939
第 88 計算期間	15,907,682	11,914,672	1,696,771,949
第 89 計算期間	8,218,864	3,526,894	1,701,463,919
第 90 計算期間	19,674,229	56,565,774	1,664,572,374
第 91 計算期間	7,534,186	25,093,744	1,647,012,816
第 92 計算期間	2,595,671	16,808,969	1,632,799,518
第 93 計算期間	20,281,031	23,223,027	1,629,857,522
第 94 計算期間	177,143,974	25,712,601	1,781,288,895

第 95 計算期間	193,426,193	14,601,751	1,960,113,337
第 96 計算期間	424,806,901	26,748,291	2,358,171,947
第 97 計算期間	277,328,734	10,165,539	2,625,335,142
第 98 計算期間	69,827,757	23,155,444	2,672,007,455
第 99 計算期間	228,444,708	5,759,939	2,894,692,224
第 100 計算期間	49,647,090	46,734,792	2,897,604,522
第 101 計算期間	143,566,242	55,325,490	2,985,845,274
第 102 計算期間	65,793,990	296,857,011	2,754,782,253
第 103 計算期間	15,311,808	5,605,832	2,764,488,229
第 104 計算期間	12,868,981	6,252,561	2,771,104,649
第 105 計算期間	29,244,656	27,070,129	2,773,279,176
第 106 計算期間	29,522,447	3,411,919	2,799,389,704
第 107 計算期間	10,454,330	46,823,807	2,763,020,227
第 108 計算期間	10,086,954	81,332,027	2,691,775,154
第 109 計算期間	31,145,025	25,290,742	2,697,629,437
第 110 計算期間	9,222,558	98,170,979	2,608,681,016
第 111 計算期間	9,351,130	58,464,946	2,559,567,200
第 112 計算期間	7,863,466	33,468,557	2,533,962,109
第 113 計算期間	44,157,152	99,977,494	2,478,141,767
第 114 計算期間	21,539,246	62,718,906	2,436,962,107
第 115 計算期間	17,875,190	51,118,956	2,403,718,341
第 116 計算期間	30,248,266	30,020,728	2,403,945,879
第 117 計算期間	29,667,021	42,914,270	2,390,698,630
第 118 計算期間	17,454,609	35,005,883	2,373,147,356
第 119 計算期間	5,678,869	36,125,947	2,342,700,278
第 120 計算期間	17,902,998	64,565,029	2,296,038,247
第 121 計算期間	5,470,624	33,492,309	2,268,016,562
第 122 計算期間	9,121,531	44,333,363	2,232,804,730
第 123 計算期間	5,332,816	269,227,995	1,968,909,551
第 124 計算期間	6,358,253	36,087,321	1,939,180,483
第 125 計算期間	8,233,323	95,915,406	1,851,498,400
第 126 計算期間	6,849,921	57,113,867	1,801,234,454
第 127 計算期間	5,859,484	5,478,416	1,801,615,522
第 128 計算期間	4,578,131	22,168,498	1,784,025,155
第 129 計算期間	9,320,389	1,023,392	1,792,322,152
第 130 計算期間	4,104,541	37,925,225	1,758,501,468
第 131 計算期間	6,408,309	18,085,048	1,746,824,729
第 132 計算期間	5,363,623	100,262,438	1,651,925,914
第 133 計算期間	4,058,448	21,392,778	1,634,591,584
第 134 計算期間	3,524,210	29,468,845	1,608,646,949
第 135 計算期間	4,566,435	12,215,210	1,600,998,174

第 136 計算期間	5,911,883	79,371,138	1,527,538,919
第 137 計算期間	3,558,877	15,304,246	1,515,793,550
第 138 計算期間	3,258,556	49,783,391	1,469,268,715
第 139 計算期間	4,669,733	12,565,784	1,461,372,664
第 140 計算期間	134,154,033	48,844,842	1,546,681,855
第 141 計算期間	54,716,791	62,887,260	1,538,511,386
第 142 計算期間	3,588,017	24,254,088	1,517,845,315
第 143 計算期間	4,349,539	25,600,485	1,496,594,369
第 144 計算期間	4,791,146	110,850,308	1,390,535,207
第 145 計算期間	276,656,526	24,129	1,667,167,604
第 146 計算期間	7,541,716	41,007,960	1,633,701,360
第 147 計算期間	5,627,368	3,134,645	1,636,194,083

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	761,034,839	99.55
親投資信託受益証券	日本	1,165,888	0.15
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,304,411	0.30
純資産総額		764,505,138	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	130,874.435	5,643	738,524,436	5,815	761,034,839	99.55
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,145,161	1.0181	1,165,888	1.0181	1,165,888	0.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

投資信託受益証券	99.55
親投資信託受益証券	0.15
合計	99.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日 (2014年1月14日)	5,930,022,005	5,990,125,018	11,840	11,960
第29計算期間末日 (2014年2月13日)	5,618,118,772	5,676,407,199	11,566	11,686
第30計算期間末日 (2014年3月13日)	5,423,829,773	5,481,502,512	11,285	11,405
第31計算期間末日 (2014年4月14日)	5,205,418,503	5,258,184,071	11,838	11,958
第32計算期間末日 (2014年5月13日)	4,946,843,303	4,997,183,651	11,792	11,912
第33計算期間末日 (2014年6月13日)	4,320,383,731	4,363,461,224	12,035	12,155
第34計算期間末日 (2014年7月14日)	4,038,775,336	4,079,474,133	11,908	12,028
第35計算期間末日 (2014年8月13日)	3,655,683,868	3,693,690,303	11,542	11,662
第36計算期間末日 (2014年9月16日)	3,707,799,068	3,745,421,589	11,826	11,946
第37計算期間末日 (2014年10月14日)	3,445,587,116	3,482,372,062	11,240	11,360
第38計算期間末日 (2014年11月13日)	3,480,019,822	3,515,097,139	11,905	12,025
第39計算期間末日 (2014年12月15日)	2,948,947,298	2,982,399,738	10,578	10,698
第40計算期間末日 (2015年1月13日)	2,955,130,167	2,989,764,704	10,239	10,359
第41計算期間末日 (2015年2月13日)	2,851,123,777	2,886,969,019	9,545	9,665
第42計算期間末日 (2015年3月13日)	2,877,023,601	2,912,125,341	9,835	9,955
第43計算期間末日 (2015年4月13日)	2,961,411,252	2,997,595,289	9,821	9,941
第44計算期間末日 (2015年5月13日)	3,033,434,454	3,068,930,382	10,255	10,375
第45計算期間末日 (2015年6月15日)	2,837,690,733	2,871,292,670	10,134	10,254
第46計算期間末日 (2015年7月13日)	2,641,175,632	2,674,546,722	9,497	9,617
第47計算期間末日 (2015年8月13日)	2,513,786,517	2,546,746,125	9,152	9,272
第48計算期間末日 (2015年9月14日)	2,143,556,755	2,175,039,100	8,171	8,291
第49計算期間末日 (2015年10月13日)	2,130,622,253	2,161,361,563	8,318	8,438

第 50 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	2,092,633,303	2,122,899,025	8,297	8,417
第 51 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	1,936,993,358	1,966,452,534	7,890	8,010
第 52 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	1,743,856,667	1,772,608,676	7,278	7,398
第 53 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	1,525,286,819	1,552,086,418	6,830	6,950
第 54 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	1,682,807,446	1,709,288,904	7,626	7,746
第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	1,601,108,984	1,627,042,299	7,409	7,529
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	1,529,740,580	1,555,388,813	7,157	7,277
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	1,534,260,736	1,560,301,230	7,070	7,190
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	1,665,507,737	1,693,512,558	7,137	7,257
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	1,873,716,333	1,895,166,136	6,988	7,068
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	1,877,078,608	1,898,962,879	6,862	6,942
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	2,080,576,853	2,104,208,441	7,043	7,123
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	2,171,209,204	2,195,855,233	7,048	7,128
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	2,323,376,778	2,347,786,901	7,614	7,694
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	2,255,234,383	2,279,073,758	7,568	7,648
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	2,143,443,015	2,165,490,357	7,778	7,858
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	2,110,728,836	2,132,801,915	7,650	7,730
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	1,781,766,028	1,801,386,565	7,265	7,345
第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	1,792,218,556	1,811,597,346	7,399	7,479
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	1,742,040,668	1,761,331,501	7,224	7,304
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	1,740,331,795	1,758,907,778	7,495	7,575
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	1,689,722,670	1,707,921,019	7,428	7,508
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	1,785,045,624	1,803,665,824	7,669	7,749
第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	1,792,829,938	1,811,713,076	7,595	7,675
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	1,788,901,470	1,808,210,167	7,412	7,492
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	1,822,508,748	1,842,551,333	7,275	7,355
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	1,844,669,167	1,864,509,491	7,438	7,518
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1,717,639,983	1,737,140,288	7,047	7,127
第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1,636,500,207	1,655,542,044	6,875	6,955
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1,574,820,681	1,593,509,870	6,741	6,821
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1,470,216,554	1,488,286,994	6,509	6,589
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1,415,103,934	1,432,570,188	6,482	6,562
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1,364,064,924	1,381,333,584	6,319	6,399
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	1,329,685,702	1,347,141,796	6,094	6,174
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	1,318,622,614	1,336,623,405	5,860	5,940
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	1,300,855,056	1,311,812,670	5,936	5,986
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	1,276,395,989	1,286,969,542	6,036	6,086
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	1,235,633,056	1,246,105,673	5,899	5,949
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1,176,322,933	1,186,805,729	5,611	5,661
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	1,199,233,988	1,209,769,078	5,692	5,742
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	1,199,434,326	1,209,922,573	5,718	5,768

第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	1, 224, 273, 052	1, 234, 763, 750	5, 835	5, 885
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	1, 194, 094, 312	1, 204, 881, 024	5, 535	5, 585
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	1, 188, 032, 832	1, 198, 994, 384	5, 419	5, 469
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	1, 217, 674, 252	1, 228, 726, 157	5, 509	5, 559
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	1, 129, 586, 292	1, 140, 744, 645	5, 062	5, 112
第 96 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	1, 155, 277, 104	1, 166, 378, 239	5, 203	5, 253
第 97 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	1, 122, 667, 528	1, 129, 228, 165	5, 134	5, 164
第 98 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	1, 115, 202, 605	1, 121, 574, 880	5, 250	5, 280
第 99 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	1, 101, 597, 541	1, 107, 864, 646	5, 273	5, 303
第 100 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	1, 128, 500, 915	1, 134, 770, 076	5, 400	5, 430
第 101 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	1, 065, 516, 316	1, 071, 559, 067	5, 290	5, 320
第 102 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	982, 745, 015	989, 729, 520	4, 221	4, 251
第 103 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	925, 029, 656	932, 001, 189	3, 981	4, 011
第 104 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	974, 674, 451	981, 646, 261	4, 194	4, 224
第 105 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	1, 083, 367, 761	1, 090, 297, 096	4, 690	4, 720
第 106 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	1, 086, 881, 132	1, 093, 695, 573	4, 785	4, 815
第 107 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	1, 138, 887, 646	1, 145, 714, 545	5, 005	5, 035
第 108 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	1, 126, 558, 604	1, 133, 257, 618	5, 045	5, 075
第 109 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	1, 076, 209, 779	1, 079, 506, 705	4, 896	4, 911
第 110 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	1, 051, 641, 365	1, 054, 813, 730	4, 973	4, 988
第 111 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	1, 134, 576, 998	1, 137, 800, 517	5, 280	5, 295
第 112 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	1, 144, 722, 006	1, 147, 882, 995	5, 432	5, 447
第 113 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	1, 246, 348, 651	1, 249, 735, 126	5, 521	5, 536
第 114 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	1, 320, 265, 454	1, 323, 751, 807	5, 680	5, 695
第 115 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	1, 262, 323, 286	1, 265, 700, 934	5, 606	5, 621
第 116 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	1, 093, 380, 418	1, 096, 235, 610	5, 744	5, 759
第 117 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	1, 106, 295, 530	1, 109, 177, 963	5, 757	5, 772
第 118 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	1, 057, 019, 538	1, 059, 845, 760	5, 610	5, 625
第 119 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	1, 026, 094, 706	1, 028, 902, 497	5, 482	5, 497
第 120 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	1, 013, 663, 831	1, 016, 431, 506	5, 494	5, 509
第 121 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	1, 005, 431, 008	1, 008, 171, 467	5, 503	5, 518
第 122 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	988, 556, 400	991, 273, 563	5, 457	5, 472
第 123 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	943, 525, 905	946, 202, 542	5, 288	5, 303
第 124 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	951, 536, 212	954, 203, 264	5, 352	5, 367
第 125 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	926, 592, 383	929, 233, 347	5, 263	5, 278
第 126 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	876, 394, 126	879, 037, 398	4, 973	4, 988
第 127 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	971, 734, 690	974, 372, 004	5, 527	5, 542
第 128 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	874, 733, 470	877, 343, 522	5, 027	5, 042
第 129 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	924, 686, 039	927, 272, 225	5, 363	5, 378
第 130 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	835, 242, 543	837, 793, 749	4, 911	4, 926
第 131 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	899, 400, 850	901, 950, 208	5, 292	5, 307

第 132 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	912, 471, 487	915, 010, 220	5, 391	5, 406
第 133 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	813, 404, 472	815, 921, 518	4, 847	4, 862
第 134 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	830, 799, 580	833, 308, 397	4, 967	4, 982
第 135 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	843, 728, 217	846, 163, 966	5, 196	5, 211
第 136 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	834, 378, 468	836, 808, 174	5, 151	5, 166
第 137 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	831, 507, 055	833, 901, 784	5, 208	5, 223
第 138 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	799, 784, 406	802, 172, 953	5, 023	5, 038
第 139 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	800, 426, 154	802, 803, 674	5, 050	5, 065
第 140 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	780, 297, 602	782, 637, 473	5, 002	5, 017
第 141 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	804, 180, 632	806, 491, 365	5, 220	5, 235
第 142 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	796, 009, 826	798, 293, 302	5, 229	5, 244
第 143 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	796, 713, 622	798, 975, 005	5, 285	5, 300
第 144 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	789, 039, 026	791, 294, 017	5, 249	5, 264
第 145 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	778, 133, 768	780, 379, 909	5, 196	5, 211
第 146 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	790, 976, 962	793, 217, 475	5, 296	5, 311
第 147 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	741, 932, 529	743, 999, 189	5, 385	5, 400
	2022 年 12 月末日	821, 937, 640	—	5, 061	—
	2023 年 1 月末日	868, 396, 624	—	5, 355	—
	2 月末日	825, 036, 449	—	5, 188	—
	3 月末日	797, 088, 048	—	5, 005	—
	4 月末日	786, 894, 840	—	4, 953	—
	5 月末日	771, 384, 083	—	5, 007	—
	6 月末日	813, 676, 927	—	5, 345	—
	7 月末日	795, 337, 702	—	5, 261	—
	8 月末日	793, 010, 882	—	5, 274	—
	9 月末日	795, 606, 439	—	5, 301	—
	10 月末日	773, 693, 772	—	5, 161	—
	11 月末日	762, 354, 554	—	5, 479	—
	12 月末日	764, 505, 138	—	5, 544	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円

第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円

第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	80 円
第 78 計算期間	80 円
第 79 計算期間	80 円
第 80 計算期間	80 円
第 81 計算期間	80 円
第 82 計算期間	80 円
第 83 計算期間	80 円
第 84 計算期間	80 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	30 円
第 98 計算期間	30 円
第 99 計算期間	30 円
第 100 計算期間	30 円
第 101 計算期間	30 円
第 102 計算期間	30 円
第 103 計算期間	30 円
第 104 計算期間	30 円
第 105 計算期間	30 円
第 106 計算期間	30 円
第 107 計算期間	30 円
第 108 計算期間	30 円
第 109 計算期間	15 円
第 110 計算期間	15 円
第 111 計算期間	15 円
第 112 計算期間	15 円
第 113 計算期間	15 円
第 114 計算期間	15 円
第 115 計算期間	15 円

第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	15 円
第 118 計算期間	15 円
第 119 計算期間	15 円
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	15 円
第 125 計算期間	15 円
第 126 計算期間	15 円
第 127 計算期間	15 円
第 128 計算期間	15 円
第 129 計算期間	15 円
第 130 計算期間	15 円
第 131 計算期間	15 円
第 132 計算期間	15 円
第 133 計算期間	15 円
第 134 計算期間	15 円
第 135 計算期間	15 円
第 136 計算期間	15 円
第 137 計算期間	15 円
第 138 計算期間	15 円
第 139 計算期間	15 円
第 140 計算期間	15 円
第 141 計算期間	15 円
第 142 計算期間	15 円
第 143 計算期間	15 円
第 144 計算期間	15 円
第 145 計算期間	15 円
第 146 計算期間	15 円
第 147 計算期間	15 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	2.06
第 29 計算期間	△1.30
第 30 計算期間	△1.39
第 31 計算期間	5.96
第 32 計算期間	0.62

第 33 計算期間	3. 07
第 34 計算期間	△0. 05
第 35 計算期間	△2. 06
第 36 計算期間	3. 50
第 37 計算期間	△3. 94
第 38 計算期間	6. 98
第 39 計算期間	△10. 13
第 40 計算期間	△2. 07
第 41 計算期間	△5. 60
第 42 計算期間	4. 29
第 43 計算期間	1. 07
第 44 計算期間	5. 64
第 45 計算期間	△0. 00
第 46 計算期間	△5. 10
第 47 計算期間	△2. 36
第 48 計算期間	△9. 40
第 49 計算期間	3. 26
第 50 計算期間	1. 19
第 51 計算期間	△3. 45
第 52 計算期間	△6. 23
第 53 計算期間	△4. 50
第 54 計算期間	13. 41
第 55 計算期間	△1. 27
第 56 計算期間	△1. 78
第 57 計算期間	0. 46
第 58 計算期間	2. 64
第 59 計算期間	△0. 96
第 60 計算期間	△0. 65
第 61 計算期間	3. 80
第 62 計算期間	1. 20
第 63 計算期間	9. 16
第 64 計算期間	0. 44
第 65 計算期間	3. 83
第 66 計算期間	△0. 61
第 67 計算期間	△3. 98
第 68 計算期間	2. 94
第 69 計算期間	△1. 28
第 70 計算期間	4. 85
第 71 計算期間	0. 17
第 72 計算期間	4. 32
第 73 計算期間	0. 07

第 74 計算期間	△1.35
第 75 計算期間	△0.76
第 76 計算期間	3.34
第 77 計算期間	△4.18
第 78 計算期間	△1.30
第 79 計算期間	△0.78
第 80 計算期間	△2.25
第 81 計算期間	0.81
第 82 計算期間	△1.28
第 83 計算期間	△2.29
第 84 計算期間	△2.52
第 85 計算期間	2.15
第 86 計算期間	2.52
第 87 計算期間	△1.44
第 88 計算期間	△4.03
第 89 計算期間	2.33
第 90 計算期間	1.33
第 91 計算期間	2.92
第 92 計算期間	△4.28
第 93 計算期間	△1.19
第 94 計算期間	2.58
第 95 計算期間	△7.20
第 96 計算期間	3.77
第 97 計算期間	△0.74
第 98 計算期間	2.84
第 99 計算期間	1.00
第 100 計算期間	2.97
第 101 計算期間	△1.48
第 102 計算期間	△19.64
第 103 計算期間	△4.97
第 104 計算期間	6.10
第 105 計算期間	12.54
第 106 計算期間	2.66
第 107 計算期間	5.22
第 108 計算期間	1.39
第 109 計算期間	△2.65
第 110 計算期間	1.87
第 111 計算期間	6.47
第 112 計算期間	3.16
第 113 計算期間	1.91
第 114 計算期間	3.15

第 115 計算期間	△1.03
第 116 計算期間	2.72
第 117 計算期間	0.48
第 118 計算期間	△2.29
第 119 計算期間	△2.01
第 120 計算期間	0.49
第 121 計算期間	0.43
第 122 計算期間	△0.56
第 123 計算期間	△2.82
第 124 計算期間	1.49
第 125 計算期間	△1.38
第 126 計算期間	△5.22
第 127 計算期間	11.44
第 128 計算期間	△8.77
第 129 計算期間	6.98
第 130 計算期間	△8.14
第 131 計算期間	8.06
第 132 計算期間	2.15
第 133 計算期間	△9.81
第 134 計算期間	2.78
第 135 計算期間	4.91
第 136 計算期間	△0.57
第 137 計算期間	1.39
第 138 計算期間	△3.26
第 139 計算期間	0.83
第 140 計算期間	△0.65
第 141 計算期間	4.65
第 142 計算期間	0.45
第 143 計算期間	1.35
第 144 計算期間	△0.39
第 145 計算期間	△0.72
第 146 計算期間	2.21
第 147 計算期間	1.96

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	148,510,263	131,866,938	5,008,584,428
第 29 計算期間	87,988,359	239,203,837	4,857,368,950
第 30 計算期間	130,365,890	181,673,240	4,806,061,600

第 31 計算期間	77,365,228	486,296,088	4,397,130,740
第 32 計算期間	90,076,932	292,178,612	4,195,029,060
第 33 計算期間	51,669,402	656,907,313	3,589,791,149
第 34 計算期間	32,929,418	231,154,073	3,391,566,494
第 35 計算期間	66,156,950	290,520,456	3,167,202,988
第 36 計算期間	125,548,525	157,541,361	3,135,210,152
第 37 計算期間	52,466,482	122,264,461	3,065,412,173
第 38 計算期間	70,802,838	213,105,205	2,923,109,806
第 39 計算期間	72,398,923	207,805,387	2,787,703,342
第 40 計算期間	163,627,882	65,119,795	2,886,211,429
第 41 計算期間	203,678,273	102,786,172	2,987,103,530
第 42 計算期間	112,836,091	174,794,549	2,925,145,072
第 43 計算期間	279,099,546	188,908,182	3,015,336,436
第 44 計算期間	93,660,177	151,002,541	2,957,994,072
第 45 計算期間	235,535,361	393,367,990	2,800,161,443
第 46 計算期間	84,483,669	103,720,922	2,780,924,190
第 47 計算期間	108,276,452	142,566,569	2,746,634,073
第 48 計算期間	24,424,797	147,530,037	2,623,528,833
第 49 計算期間	39,164,662	101,084,317	2,561,609,178
第 50 計算期間	10,097,179	49,562,782	2,522,143,575
第 51 計算期間	31,781,625	98,993,835	2,454,931,365
第 52 計算期間	63,877,199	122,807,812	2,396,000,752
第 53 計算期間	14,020,076	176,720,876	2,233,299,952
第 54 計算期間	17,986,501	44,498,247	2,206,788,206
第 55 計算期間	21,305,841	66,984,453	2,161,109,594
第 56 計算期間	21,377,157	45,133,944	2,137,352,807
第 57 計算期間	106,224,878	73,536,507	2,170,041,178
第 58 計算期間	180,602,216	16,908,281	2,333,735,113
第 59 計算期間	369,312,370	21,822,030	2,681,225,453
第 60 計算期間	110,197,894	55,889,436	2,735,533,911
第 61 計算期間	225,490,120	7,075,524	2,953,948,507
第 62 計算期間	177,529,712	50,724,577	3,080,753,642
第 63 計算期間	133,762,044	163,250,300	3,051,265,386
第 64 計算期間	91,287,681	162,631,165	2,979,921,902
第 65 計算期間	31,287,399	255,291,459	2,755,917,842
第 66 計算期間	96,523,492	93,306,414	2,759,134,920
第 67 計算期間	18,042,403	324,610,187	2,452,567,136
第 68 計算期間	69,356,986	99,575,327	2,422,348,795
第 69 計算期間	26,927,449	37,922,026	2,411,354,218
第 70 計算期間	43,955,262	133,311,545	2,321,997,935
第 71 計算期間	41,380,198	88,584,459	2,274,793,674

第 72 計算期間	95,208,384	42,476,990	2,327,525,068
第 73 計算期間	100,222,676	67,355,373	2,360,392,371
第 74 計算期間	87,475,250	34,280,482	2,413,587,139
第 75 計算期間	120,642,680	28,906,576	2,505,323,243
第 76 計算期間	10,199,168	35,481,866	2,480,040,545
第 77 計算期間	23,835,632	66,337,980	2,437,538,197
第 78 計算期間	14,711,080	72,019,530	2,380,229,747
第 79 計算期間	10,208,604	54,289,720	2,336,148,631
第 80 計算期間	5,822,527	83,166,056	2,258,805,102
第 81 計算期間	11,815,670	87,338,967	2,183,281,805
第 82 計算期間	11,957,930	36,657,176	2,158,582,559
第 83 計算期間	60,372,086	36,942,836	2,182,011,809
第 84 計算期間	122,718,487	54,631,411	2,250,098,885
第 85 計算期間	8,165,137	66,741,165	2,191,522,857
第 86 計算期間	42,933,616	119,745,714	2,114,710,759
第 87 計算期間	4,686,754	24,873,980	2,094,523,533
第 88 計算期間	6,191,237	4,155,466	2,096,559,304
第 89 計算期間	23,030,172	12,571,452	2,107,018,024
第 90 計算期間	7,105,208	16,473,714	2,097,649,518
第 91 計算期間	63,973,591	63,483,408	2,098,139,701
第 92 計算期間	71,768,240	12,565,467	2,157,342,474
第 93 計算期間	40,553,067	5,585,111	2,192,310,430
第 94 計算期間	47,441,911	29,371,152	2,210,381,189
第 95 計算期間	66,697,877	45,408,307	2,231,670,759
第 96 計算期間	8,923,619	20,367,360	2,220,227,018
第 97 計算期間	19,188,286	52,536,155	2,186,879,149
第 98 計算期間	3,813,952	66,601,305	2,124,091,796
第 99 計算期間	27,085,183	62,141,884	2,089,035,095
第 100 計算期間	54,595,551	53,910,086	2,089,720,560
第 101 計算期間	3,578,429	79,048,325	2,014,250,664
第 102 計算期間	335,070,779	21,152,901	2,328,168,542
第 103 計算期間	7,251,359	11,575,376	2,323,844,525
第 104 計算期間	6,723,072	6,630,893	2,323,936,704
第 105 計算期間	6,464,580	20,622,627	2,309,778,657
第 106 計算期間	5,791,611	44,089,734	2,271,480,534
第 107 計算期間	4,177,489	24,982	2,275,633,041
第 108 計算期間	4,874,847	47,502,976	2,233,004,912
第 109 計算期間	13,956,100	49,009,885	2,197,951,127
第 110 計算期間	11,515,900	94,556,699	2,114,910,328
第 111 計算期間	55,644,100	21,541,317	2,149,013,111
第 112 計算期間	66,381,211	108,068,080	2,107,326,242

第 113 計算期間	191,944,392	41,619,994	2,257,650,640
第 114 計算期間	80,786,169	14,200,893	2,324,235,916
第 115 計算期間	18,890,422	91,360,593	2,251,765,745
第 116 計算期間	10,134,717	358,438,585	1,903,461,877
第 117 計算期間	41,986,128	23,825,799	1,921,622,206
第 118 計算期間	1,674,185	39,148,225	1,884,148,166
第 119 計算期間	1,664,475	13,951,855	1,871,860,786
第 120 計算期間	19,560,255	46,303,775	1,845,117,266
第 121 計算期間	1,782,651	19,927,244	1,826,972,673
第 122 計算期間	1,745,947	17,276,570	1,811,442,050
第 123 計算期間	1,935,303	28,952,391	1,784,424,962
第 124 計算期間	4,193,944	10,584,115	1,778,034,791
第 125 計算期間	2,425,225	19,816,704	1,760,643,312
第 126 計算期間	3,132,790	1,594,657	1,762,181,445
第 127 計算期間	2,914,019	6,885,749	1,758,209,715
第 128 計算期間	1,738,657	19,913,543	1,740,034,829
第 129 計算期間	2,323,764	18,234,212	1,724,124,381
第 130 計算期間	2,042,481	25,362,252	1,700,804,610
第 131 計算期間	2,498,256	3,730,425	1,699,572,441
第 132 計算期間	2,170,874	9,254,370	1,692,488,945
第 133 計算期間	1,830,388	16,288,278	1,678,031,055
第 134 計算期間	2,398,021	7,884,244	1,672,544,832
第 135 計算期間	2,280,040	50,992,092	1,623,832,780
第 136 計算期間	1,986,164	6,014,568	1,619,804,376
第 137 計算期間	2,018,406	25,336,710	1,596,486,072
第 138 計算期間	5,782,091	9,903,063	1,592,365,100
第 139 計算期間	2,065,003	9,416,661	1,585,013,442
第 140 計算期間	4,012,221	29,111,442	1,559,914,221
第 141 計算期間	3,093,458	22,518,928	1,540,488,751
第 142 計算期間	1,742,750	19,913,973	1,522,317,528
第 143 計算期間	1,642,251	16,371,112	1,507,588,667
第 144 計算期間	1,586,586	5,847,537	1,503,327,716
第 145 計算期間	1,600,493	7,500,785	1,497,427,424
第 146 計算期間	1,829,586	5,581,084	1,493,675,926
第 147 計算期間	1,911,518	117,813,833	1,377,773,611

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	11,342,584,522	99.45
親投資信託受益証券	日本	10,937,737	0.10
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	51,920,150	0.45
純資産総額		11,405,442,409	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	3,341,951.8333	3,346	11,182,170,834	3,394	11,342,584,522	99.45
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	10,743,284	1.0181	10,937,737	1.0181	10,937,737	0.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.45
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 28 計算期間末日	(2014 年 1 月 14 日)	79,158,722,100	80,723,275,735	9,107	9,287
第 29 計算期間末日	(2014 年 2 月 13 日)	73,123,405,953	74,645,603,079	8,647	8,827
第 30 計算期間末日	(2014 年 3 月 13 日)	67,563,162,794	68,976,303,556	8,606	8,786
第 31 計算期間末日	(2014 年 4 月 14 日)	64,472,836,849	65,734,263,281	9,200	9,380
第 32 計算期間末日	(2014 年 5 月 13 日)	58,706,292,097	59,866,220,116	9,110	9,290
第 33 計算期間末日	(2014 年 6 月 13 日)	54,116,848,443	55,179,902,716	9,163	9,343
第 34 計算期間末日	(2014 年 7 月 14 日)	51,543,803,340	52,562,172,180	9,111	9,291
第 35 計算期間末日	(2014 年 8 月 13 日)	48,365,002,250	49,367,018,877	8,688	8,868
第 36 計算期間末日	(2014 年 9 月 16 日)	48,969,951,312	49,965,468,297	8,854	9,034
第 37 計算期間末日	(2014 年 10 月 14 日)	48,062,677,029	49,084,999,716	8,462	8,642
第 38 計算期間末日	(2014 年 11 月 13 日)	48,054,471,964	49,083,398,244	8,407	8,587
第 39 計算期間末日	(2014 年 12 月 15 日)	46,552,871,067	47,671,340,834	7,492	7,672
第 40 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	46,509,547,428	47,654,749,982	7,310	7,490
第 41 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	43,532,463,924	44,699,543,902	6,714	6,894
第 42 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	42,924,282,245	44,160,277,101	6,251	6,431
第 43 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	48,906,436,797	50,308,089,815	6,281	6,461
第 44 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	56,612,493,820	58,215,503,870	6,357	6,537
第 45 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	65,439,500,982	67,322,328,001	6,256	6,436
第 46 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	69,749,848,880	71,875,224,285	5,907	6,087
第 47 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	64,804,374,743	67,053,743,171	5,186	5,366
第 48 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	54,219,874,554	56,509,346,247	4,263	4,443
第 49 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	53,423,502,553	55,711,848,800	4,202	4,382
第 50 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	55,534,992,570	57,082,995,600	4,305	4,425
第 51 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	49,436,640,830	50,951,499,972	3,916	4,036
第 52 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	43,357,115,187	44,825,118,337	3,544	3,664
第 53 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	39,052,695,647	40,472,746,037	3,300	3,420
第 54 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	43,949,231,895	45,351,200,794	3,762	3,882
第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	42,643,004,915	44,035,107,995	3,676	3,796
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	43,550,286,413	44,966,649,608	3,690	3,810
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	43,840,094,826	45,282,380,999	3,648	3,768
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	45,821,908,869	47,303,149,131	3,712	3,832
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	48,848,455,093	49,895,066,169	3,734	3,814
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	47,455,037,005	48,509,909,824	3,599	3,679
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	50,284,226,869	51,353,387,609	3,763	3,843
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	48,387,794,577	49,508,558,919	3,454	3,534
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	56,931,395,393	58,098,732,077	3,902	3,982
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	59,202,245,314	60,361,712,668	4,085	4,165
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	61,230,213,208	62,402,111,283	4,180	4,260
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	59,637,346,772	60,795,878,148	4,118	4,198
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	56,986,890,589	58,142,966,214	3,943	4,023

第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	58,295,659,554	59,439,344,091	4,078	4,158
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	52,595,982,993	53,735,220,987	3,693	3,773
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	55,127,258,520	56,280,855,916	3,823	3,903
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	55,042,930,776	56,215,593,379	3,755	3,835
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	58,334,540,785	59,544,857,127	3,856	3,936
第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	60,885,873,338	62,162,203,726	3,816	3,896
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	62,122,448,454	63,479,004,951	3,664	3,744
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	63,617,394,748	65,048,931,309	3,555	3,635
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	66,966,443,445	68,464,800,457	3,575	3,655
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	63,648,707,795	64,800,651,126	3,315	3,375
第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	61,158,880,275	62,289,281,833	3,246	3,306
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	56,206,169,611	57,295,977,900	3,094	3,154
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	51,032,960,178	52,094,048,125	2,886	2,946
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	46,611,730,283	47,636,227,028	2,730	2,790
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	44,078,148,545	45,089,528,862	2,615	2,675
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	42,253,412,835	43,250,764,356	2,542	2,602
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	38,059,773,887	39,049,599,505	2,307	2,367
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	41,943,261,560	42,435,217,119	2,558	2,588
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	39,577,943,204	40,037,235,519	2,585	2,615
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	36,676,554,583	37,124,024,231	2,459	2,489
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	35,726,778,831	36,169,062,358	2,423	2,453
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	36,307,393,705	36,745,645,552	2,485	2,515
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	35,440,733,141	35,875,567,275	2,445	2,475
第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	34,943,406,388	35,376,025,840	2,423	2,453
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	33,053,892,923	33,486,103,418	2,294	2,324
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	33,335,004,811	33,762,537,660	2,339	2,369
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	34,011,238,206	34,435,239,029	2,406	2,436
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	30,463,579,289	30,886,831,600	2,159	2,189
第 96 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	30,100,781,076	30,521,673,734	2,145	2,175
第 97 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	29,578,816,230	29,858,934,931	2,112	2,132
第 98 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	28,729,969,971	29,002,136,105	2,111	2,131
第 99 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	28,329,861,987	28,595,242,938	2,135	2,155
第 100 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	28,157,809,341	28,418,196,698	2,163	2,183
第 101 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	26,356,999,479	26,612,419,212	2,064	2,084
第 102 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	19,566,957,787	19,815,180,504	1,577	1,597
第 103 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	16,943,008,055	17,184,709,712	1,402	1,422
第 104 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	14,989,168,300	15,229,288,611	1,248	1,268
第 105 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	18,014,125,083	18,253,390,941	1,506	1,526
第 106 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	16,953,083,561	17,190,997,939	1,425	1,445
第 107 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	16,494,014,305	16,728,954,301	1,404	1,424
第 108 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	16,634,758,793	16,866,936,505	1,433	1,453

第109 計算期間末日	(2020年10月13日)	15,386,926,411	15,502,010,895	1,337	1,347
第110 計算期間末日	(2020年11月13日)	15,159,493,708	15,269,879,862	1,373	1,383
第111 計算期間末日	(2020年12月14日)	16,121,380,186	16,228,928,479	1,499	1,509
第112 計算期間末日	(2021年1月13日)	14,777,738,698	14,883,541,365	1,397	1,407
第113 計算期間末日	(2021年2月15日)	14,824,098,230	14,927,815,496	1,429	1,439
第114 計算期間末日	(2021年3月15日)	14,286,511,684	14,387,726,789	1,411	1,421
第115 計算期間末日	(2021年4月13日)	13,732,177,266	13,831,062,138	1,389	1,399
第116 計算期間末日	(2021年5月13日)	14,774,776,130	14,872,629,852	1,510	1,520
第117 計算期間末日	(2021年6月14日)	15,022,064,919	15,118,859,596	1,552	1,562
第118 計算期間末日	(2021年7月13日)	14,551,059,172	14,646,377,576	1,527	1,537
第119 計算期間末日	(2021年8月13日)	14,237,793,796	14,331,856,565	1,514	1,524
第120 計算期間末日	(2021年9月13日)	14,002,643,342	14,095,182,289	1,513	1,523
第121 計算期間末日	(2021年10月13日)	13,120,106,909	13,211,524,311	1,435	1,445
第122 計算期間末日	(2021年11月15日)	13,115,130,184	13,204,765,433	1,463	1,473
第123 計算期間末日	(2021年12月13日)	12,299,732,022	12,387,407,841	1,403	1,413
第124 計算期間末日	(2022年1月13日)	12,144,552,529	12,230,201,051	1,418	1,428
第125 計算期間末日	(2022年2月14日)	12,691,463,063	12,775,114,821	1,517	1,527
第126 計算期間末日	(2022年3月14日)	11,823,293,335	11,904,715,247	1,452	1,462
第127 計算期間末日	(2022年4月13日)	13,570,883,696	13,649,914,880	1,717	1,727
第128 計算期間末日	(2022年5月13日)	12,089,447,651	12,167,177,815	1,555	1,565
第129 計算期間末日	(2022年6月13日)	12,680,710,448	12,756,727,328	1,668	1,678
第130 計算期間末日	(2022年7月13日)	11,099,669,845	11,137,182,286	1,479	1,484
第131 計算期間末日	(2022年8月15日)	11,994,662,900	12,031,381,912	1,633	1,638
第132 計算期間末日	(2022年9月13日)	12,289,818,386	12,325,562,426	1,719	1,724
第133 計算期間末日	(2022年10月13日)	11,623,739,726	11,658,882,943	1,654	1,659
第134 計算期間末日	(2022年11月14日)	11,006,268,186	11,040,448,602	1,610	1,615
第135 計算期間末日	(2022年12月13日)	11,162,806,964	11,196,456,345	1,659	1,664
第136 計算期間末日	(2023年1月13日)	11,125,438,770	11,158,571,137	1,679	1,684
第137 計算期間末日	(2023年2月13日)	11,002,097,064	11,034,920,391	1,676	1,681
第138 計算期間末日	(2023年3月13日)	11,204,791,083	11,237,260,542	1,725	1,730
第139 計算期間末日	(2023年4月13日)	11,641,915,325	11,674,058,438	1,811	1,816
第140 計算期間末日	(2023年5月15日)	11,542,395,044	11,574,080,973	1,821	1,826
第141 計算期間末日	(2023年6月13日)	11,838,881,784	11,870,004,011	1,902	1,907
第142 計算期間末日	(2023年7月13日)	11,581,420,444	11,611,350,703	1,935	1,940
第143 計算期間末日	(2023年8月14日)	11,922,109,447	11,951,598,910	2,021	2,026
第144 計算期間末日	(2023年9月13日)	11,713,575,711	11,742,507,673	2,024	2,029
第145 計算期間末日	(2023年10月13日)	11,430,170,911	11,458,736,647	2,001	2,006
第146 計算期間末日	(2023年11月13日)	11,772,414,182	11,800,431,993	2,101	2,106
第147 計算期間末日	(2023年12月13日)	11,370,024,470	11,397,555,649	2,065	2,070
	2022年12月末日	10,936,766,749	—	1,647	—

2023年1月末日	11,406,179,626	—	1,731	—
2月末日	11,380,975,504	—	1,740	—
3月末日	11,092,071,808	—	1,719	—
4月末日	11,305,156,010	—	1,775	—
5月末日	11,406,619,091	—	1,819	—
6月末日	12,109,543,049	—	1,997	—
7月末日	11,998,397,253	—	2,025	—
8月末日	11,858,836,556	—	2,034	—
9月末日	11,555,204,878	—	2,013	—
10月末日	11,224,147,428	—	1,987	—
11月末日	11,677,146,978	—	2,105	—
12月末日	11,405,442,409	—	2,093	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第28計算期間	180円
第29計算期間	180円
第30計算期間	180円
第31計算期間	180円
第32計算期間	180円
第33計算期間	180円
第34計算期間	180円
第35計算期間	180円
第36計算期間	180円
第37計算期間	180円
第38計算期間	180円
第39計算期間	180円
第40計算期間	180円
第41計算期間	180円
第42計算期間	180円
第43計算期間	180円
第44計算期間	180円
第45計算期間	180円
第46計算期間	180円
第47計算期間	180円
第48計算期間	180円
第49計算期間	180円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円

第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	60 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	30 円
第 86 計算期間	30 円
第 87 計算期間	30 円
第 88 計算期間	30 円
第 89 計算期間	30 円
第 90 計算期間	30 円
第 91 計算期間	30 円
第 92 計算期間	30 円

第 93 計算期間	30 円
第 94 計算期間	30 円
第 95 計算期間	30 円
第 96 計算期間	30 円
第 97 計算期間	20 円
第 98 計算期間	20 円
第 99 計算期間	20 円
第 100 計算期間	20 円
第 101 計算期間	20 円
第 102 計算期間	20 円
第 103 計算期間	20 円
第 104 計算期間	20 円
第 105 計算期間	20 円
第 106 計算期間	20 円
第 107 計算期間	20 円
第 108 計算期間	20 円
第 109 計算期間	10 円
第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	10 円
第 113 計算期間	10 円
第 114 計算期間	10 円
第 115 計算期間	10 円
第 116 計算期間	10 円
第 117 計算期間	10 円
第 118 計算期間	10 円
第 119 計算期間	10 円
第 120 計算期間	10 円
第 121 計算期間	10 円
第 122 計算期間	10 円
第 123 計算期間	10 円
第 124 計算期間	10 円
第 125 計算期間	10 円
第 126 計算期間	10 円
第 127 計算期間	10 円
第 128 計算期間	10 円
第 129 計算期間	10 円
第 130 計算期間	5 円
第 131 計算期間	5 円
第 132 計算期間	5 円
第 133 計算期間	5 円

第 134 計算期間	5 円
第 135 計算期間	5 円
第 136 計算期間	5 円
第 137 計算期間	5 円
第 138 計算期間	5 円
第 139 計算期間	5 円
第 140 計算期間	5 円
第 141 計算期間	5 円
第 142 計算期間	5 円
第 143 計算期間	5 円
第 144 計算期間	5 円
第 145 計算期間	5 円
第 146 計算期間	5 円
第 147 計算期間	5 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	1.27
第 29 計算期間	△3.07
第 30 計算期間	1.60
第 31 計算期間	8.99
第 32 計算期間	0.97
第 33 計算期間	2.55
第 34 計算期間	1.39
第 35 計算期間	△2.66
第 36 計算期間	3.98
第 37 計算期間	△2.39
第 38 計算期間	1.47
第 39 計算期間	△8.74
第 40 計算期間	△0.02
第 41 計算期間	△5.69
第 42 計算期間	△4.21
第 43 計算期間	3.35
第 44 計算期間	4.07
第 45 計算期間	1.24
第 46 計算期間	△2.70
第 47 計算期間	△9.15
第 48 計算期間	△14.32
第 49 計算期間	2.79
第 50 計算期間	5.30

第 51 計算期間	△6.24
第 52 計算期間	△6.43
第 53 計算期間	△3.49
第 54 計算期間	17.63
第 55 計算期間	0.90
第 56 計算期間	3.64
第 57 計算期間	2.11
第 58 計算期間	5.04
第 59 計算期間	2.74
第 60 計算期間	△1.47
第 61 計算期間	6.77
第 62 計算期間	△6.08
第 63 計算期間	15.28
第 64 計算期間	6.74
第 65 計算期間	4.28
第 66 計算期間	0.43
第 67 計算期間	△2.30
第 68 計算期間	5.45
第 69 計算期間	△7.47
第 70 計算期間	5.68
第 71 計算期間	0.31
第 72 計算期間	4.82
第 73 計算期間	1.03
第 74 計算期間	△1.88
第 75 計算期間	△0.79
第 76 計算期間	2.81
第 77 計算期間	△5.59
第 78 計算期間	△0.27
第 79 計算期間	△2.83
第 80 計算期間	△4.78
第 81 計算期間	△3.32
第 82 計算期間	△2.01
第 83 計算期間	△0.49
第 84 計算期間	△6.88
第 85 計算期間	12.18
第 86 計算期間	2.22
第 87 計算期間	△3.71
第 88 計算期間	△0.24
第 89 計算期間	3.79
第 90 計算期間	△0.40
第 91 計算期間	0.32

第 92 計算期間	△4.08
第 93 計算期間	3.26
第 94 計算期間	4.14
第 95 計算期間	△9.01
第 96 計算期間	0.74
第 97 計算期間	△0.60
第 98 計算期間	0.89
第 99 計算期間	2.08
第 100 計算期間	2.24
第 101 計算期間	△3.65
第 102 計算期間	△22.62
第 103 計算期間	△9.82
第 104 計算期間	△9.55
第 105 計算期間	22.27
第 106 計算期間	△4.05
第 107 計算期間	△0.07
第 108 計算期間	3.49
第 109 計算期間	△6.00
第 110 計算期間	3.44
第 111 計算期間	9.90
第 112 計算期間	△6.13
第 113 計算期間	3.00
第 114 計算期間	△0.55
第 115 計算期間	△0.85
第 116 計算期間	9.43
第 117 計算期間	3.44
第 118 計算期間	△0.96
第 119 計算期間	△0.19
第 120 計算期間	0.59
第 121 計算期間	△4.49
第 122 計算期間	2.64
第 123 計算期間	△3.41
第 124 計算期間	1.78
第 125 計算期間	7.68
第 126 計算期間	△3.62
第 127 計算期間	18.93
第 128 計算期間	△8.85
第 129 計算期間	7.90
第 130 計算期間	△11.03
第 131 計算期間	10.75
第 132 計算期間	5.57

第 133 計算期間	△3.49
第 134 計算期間	△2.35
第 135 計算期間	3.35
第 136 計算期間	1.50
第 137 計算期間	0.11
第 138 計算期間	3.22
第 139 計算期間	5.27
第 140 計算期間	0.82
第 141 計算期間	4.72
第 142 計算期間	1.99
第 143 計算期間	4.70
第 144 計算期間	0.39
第 145 計算期間	△0.88
第 146 計算期間	5.24
第 147 計算期間	△1.47

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	2,836,304,876	4,948,317,016	86,919,646,426
第 29 計算期間	2,769,087,484	5,122,226,900	84,566,507,010
第 30 計算期間	1,981,967,693	8,040,654,577	78,507,820,126
第 31 計算期間	2,711,370,446	11,139,944,296	70,079,246,276
第 32 計算期間	2,320,703,059	7,959,503,805	64,440,445,530
第 33 計算期間	2,460,704,737	7,842,579,490	59,058,570,777
第 34 計算期間	2,493,746,554	4,976,270,646	56,576,046,685
第 35 計算期間	2,304,988,949	3,213,445,203	55,667,590,431
第 36 計算期間	2,998,650,733	3,359,741,960	55,306,499,204
第 37 計算期間	4,105,837,733	2,616,632,083	56,795,704,854
第 38 計算期間	3,032,229,655	2,665,363,363	57,162,571,146
第 39 計算期間	7,598,736,366	2,624,098,232	62,137,209,280
第 40 計算期間	3,752,010,594	2,266,855,717	63,622,364,157
第 41 計算期間	3,459,213,253	2,243,800,841	64,837,776,569
第 42 計算期間	6,311,163,737	2,482,559,385	68,666,380,921
第 43 計算期間	12,360,748,132	3,157,516,895	77,869,612,158
第 44 計算期間	12,645,002,632	1,458,500,892	89,056,113,898
第 45 計算期間	18,519,001,812	2,973,614,606	104,601,501,104
第 46 計算期間	15,904,853,281	2,429,942,950	118,076,411,435
第 47 計算期間	9,772,962,052	2,884,460,772	124,964,912,715
第 48 計算期間	6,149,948,026	3,921,988,897	127,192,871,844

第 49 計算期間	4,381,255,630	4,443,780,399	127,130,347,075
第 50 計算期間	4,376,137,094	2,506,231,611	129,000,252,558
第 51 計算期間	3,340,879,653	6,102,870,362	126,238,261,849
第 52 計算期間	2,354,938,129	6,259,604,104	122,333,595,874
第 53 計算期間	1,869,492,706	5,865,556,018	118,337,532,562
第 54 計算期間	1,598,092,822	3,104,883,756	116,830,741,628
第 55 計算期間	2,300,222,274	3,122,373,882	116,008,590,020
第 56 計算期間	3,999,909,539	1,978,233,304	118,030,266,255
第 57 計算期間	5,065,835,612	2,905,587,433	120,190,514,434
第 58 計算期間	6,172,868,516	2,926,694,419	123,436,688,531
第 59 計算期間	10,926,152,608	3,536,456,580	130,826,384,559
第 60 計算期間	6,944,971,269	5,912,253,392	131,859,102,436
第 61 計算期間	6,647,136,409	4,861,146,297	133,645,092,548
第 62 計算期間	12,065,863,925	5,615,413,667	140,095,542,806
第 63 計算期間	10,887,393,285	5,065,850,565	145,917,085,526
第 64 計算期間	8,783,982,522	9,767,648,684	144,933,419,364
第 65 計算期間	8,218,971,012	6,665,130,983	146,487,259,393
第 66 計算期間	7,096,795,654	8,767,632,963	144,816,422,084
第 67 計算期間	7,872,725,798	8,179,694,668	144,509,453,214
第 68 計算期間	4,152,208,191	5,701,094,193	142,960,567,212
第 69 計算期間	6,746,567,943	7,302,385,896	142,404,749,259
第 70 計算期間	7,615,478,526	5,820,553,226	144,199,674,559
第 71 計算期間	6,472,035,848	4,088,885,004	146,582,825,403
第 72 計算期間	9,334,497,183	4,627,779,790	151,289,542,796
第 73 計算期間	13,972,232,228	5,720,476,407	159,541,298,617
第 74 計算期間	13,906,990,845	3,878,727,326	169,569,562,136
第 75 計算期間	12,542,499,937	3,169,991,932	178,942,070,141
第 76 計算期間	12,083,246,325	3,730,689,956	187,294,626,510
第 77 計算期間	8,061,641,763	3,365,712,948	191,990,555,325
第 78 計算期間	3,654,428,452	7,244,723,995	188,400,259,782
第 79 計算期間	2,494,842,261	9,260,387,133	181,634,714,910
第 80 計算期間	1,633,669,649	6,420,393,344	176,847,991,215
第 81 計算期間	2,172,631,379	8,271,165,090	170,749,457,504
第 82 計算期間	2,837,851,369	5,023,922,585	168,563,386,288
第 83 計算期間	2,467,246,229	4,805,378,948	166,225,253,569
第 84 計算期間	3,217,398,267	4,471,715,437	164,970,936,399
第 85 計算期間	2,186,544,618	3,172,294,523	163,985,186,494
第 86 計算期間	814,921,790	11,702,669,904	153,097,438,380
第 87 計算期間	588,723,940	4,529,612,863	149,156,549,457
第 88 計算期間	473,296,467	2,202,003,535	147,427,842,389
第 89 計算期間	1,345,594,983	2,689,488,282	146,083,949,090

第 90 計算期間	1, 754, 388, 150	2, 893, 625, 839	144, 944, 711, 401
第 91 計算期間	1, 699, 049, 241	2, 437, 276, 451	144, 206, 484, 191
第 92 計算期間	768, 359, 713	904, 678, 682	144, 070, 165, 222
第 93 計算期間	693, 924, 891	2, 253, 140, 182	142, 510, 949, 931
第 94 計算期間	706, 382, 783	1, 883, 724, 851	141, 333, 607, 863
第 95 計算期間	1, 061, 383, 121	1, 310, 887, 075	141, 084, 103, 909
第 96 計算期間	1, 483, 563, 815	2, 270, 114, 826	140, 297, 552, 898
第 97 計算期間	1, 242, 507, 927	1, 480, 709, 883	140, 059, 350, 942
第 98 計算期間	1, 221, 743, 509	5, 198, 027, 090	136, 083, 067, 361
第 99 計算期間	448, 917, 916	3, 841, 509, 440	132, 690, 475, 837
第 100 計算期間	376, 380, 294	2, 873, 177, 356	130, 193, 678, 775
第 101 計算期間	455, 377, 811	2, 939, 190, 058	127, 709, 866, 528
第 102 計算期間	368, 710, 959	3, 967, 218, 952	124, 111, 358, 535
第 103 計算期間	557, 022, 680	3, 817, 552, 401	120, 850, 828, 814
第 104 計算期間	471, 813, 621	1, 262, 486, 724	120, 060, 155, 711
第 105 計算期間	606, 155, 698	1, 033, 382, 352	119, 632, 929, 057
第 106 計算期間	425, 580, 672	1, 101, 320, 467	118, 957, 189, 262
第 107 計算期間	481, 260, 176	1, 968, 451, 057	117, 469, 998, 381
第 108 計算期間	901, 365, 088	2, 282, 507, 425	116, 088, 856, 044
第 109 計算期間	448, 129, 231	1, 452, 500, 808	115, 084, 484, 467
第 110 計算期間	260, 409, 267	4, 958, 739, 028	110, 386, 154, 706
第 111 計算期間	232, 282, 035	3, 070, 143, 667	107, 548, 293, 074
第 112 計算期間	212, 144, 078	1, 957, 769, 511	105, 802, 667, 641
第 113 計算期間	223, 618, 500	2, 309, 020, 048	103, 717, 266, 093
第 114 計算期間	247, 059, 677	2, 749, 219, 855	101, 215, 105, 915
第 115 計算期間	438, 243, 548	2, 768, 477, 144	98, 884, 872, 319
第 116 計算期間	249, 813, 592	1, 280, 963, 217	97, 853, 722, 694
第 117 計算期間	243, 727, 264	1, 302, 772, 955	96, 794, 677, 003
第 118 計算期間	239, 046, 082	1, 715, 318, 436	95, 318, 404, 649
第 119 計算期間	188, 418, 992	1, 444, 054, 322	94, 062, 769, 319
第 120 計算期間	183, 780, 944	1, 707, 602, 707	92, 538, 947, 556
第 121 計算期間	282, 743, 070	1, 404, 287, 878	91, 417, 402, 748
第 122 計算期間	203, 175, 606	1, 985, 328, 983	89, 635, 249, 371
第 123 計算期間	186, 608, 302	2, 146, 037, 779	87, 675, 819, 894
第 124 計算期間	316, 980, 501	2, 344, 277, 959	85, 648, 522, 436
第 125 計算期間	182, 191, 874	2, 178, 955, 516	83, 651, 758, 794
第 126 計算期間	176, 279, 856	2, 406, 126, 028	81, 421, 912, 622
第 127 計算期間	170, 846, 896	2, 561, 575, 225	79, 031, 184, 293
第 128 計算期間	135, 981, 517	1, 437, 000, 942	77, 730, 164, 868
第 129 計算期間	144, 592, 773	1, 857, 877, 134	76, 016, 880, 507
第 130 計算期間	138, 255, 062	1, 130, 252, 979	75, 024, 882, 590

第 131 計算期間	159,359,645	1,746,217,688	73,438,024,547
第 132 計算期間	66,970,763	2,016,915,085	71,488,080,225
第 133 計算期間	76,451,740	1,278,096,799	70,286,435,166
第 134 計算期間	64,131,024	1,989,732,949	68,360,833,241
第 135 計算期間	106,778,561	1,168,848,059	67,298,763,743
第 136 計算期間	70,492,610	1,104,521,354	66,264,734,999
第 137 計算期間	63,902,586	681,982,523	65,646,655,062
第 138 計算期間	63,714,371	771,451,277	64,938,918,156
第 139 計算期間	74,174,655	726,866,081	64,286,226,730
第 140 計算期間	55,931,112	970,299,660	63,371,858,182
第 141 計算期間	52,535,245	1,179,938,745	62,244,454,682
第 142 計算期間	43,247,833	2,427,183,369	59,860,519,146
第 143 計算期間	110,015,426	991,607,434	58,978,927,138
第 144 計算期間	52,139,085	1,167,142,183	57,863,924,040
第 145 計算期間	39,289,425	771,739,721	57,131,473,744
第 146 計算期間	36,164,206	1,132,014,699	56,035,623,251
第 147 計算期間	37,018,631	1,010,283,636	55,062,358,246

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	781,623,940	99.52
親投資信託受益証券	日本	677,626	0.09
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,077,459	0.39
純資産総額		785,379,025	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (MXN)	148,994.27	5.163	769,257,416	5.246	781,623,940	99.52
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	665,580	1.0181	677,626	1.0181	677,626	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.52
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間末日 (2014年1月14日)	11,240,351,565	11,335,553,505	9,445	9,525
第9計算期間末日 (2014年2月13日)	9,778,911,711	9,865,486,045	9,036	9,116
第10計算期間末日 (2014年3月13日)	8,964,644,499	9,045,121,052	8,912	8,992
第11計算期間末日 (2014年4月14日)	8,551,912,177	8,627,251,831	9,081	9,161
第12計算期間末日 (2014年5月13日)	8,128,692,742	8,199,574,191	9,174	9,254
第13計算期間末日 (2014年6月13日)	7,585,428,679	7,650,665,624	9,302	9,382
第14計算期間末日 (2014年7月14日)	6,843,187,110	6,902,315,162	9,259	9,339
第15計算期間末日 (2014年8月13日)	6,313,998,781	6,370,280,161	8,975	9,055
第16計算期間末日 (2014年9月16日)	6,324,565,103	6,378,371,044	9,404	9,484
第17計算期間末日 (2014年10月14日)	5,437,367,869	5,485,206,248	9,093	9,173
第18計算期間末日 (2014年11月13日)	5,300,783,190	5,345,037,840	9,582	9,662
第19計算期間末日 (2014年12月15日)	4,186,386,994	4,226,865,502	8,274	8,354
第20計算期間末日 (2015年1月13日)	3,940,373,596	3,978,863,417	8,190	8,270
第21計算期間末日 (2015年2月13日)	3,545,973,337	3,581,796,835	7,919	7,999
第22計算期間末日 (2015年3月13日)	3,461,141,626	3,495,843,933	7,979	8,059
第23計算期間末日 (2015年4月13日)	3,244,105,615	3,276,054,764	8,123	8,203
第24計算期間末日 (2015年5月13日)	3,101,539,653	3,132,114,706	8,115	8,195

第 25 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	2,849,822,496	2,877,542,378	8,225	8,305
第 26 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	2,648,299,012	2,675,121,949	7,899	7,979
第 27 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	2,405,942,887	2,431,868,832	7,424	7,504
第 28 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	2,082,453,709	2,107,236,402	6,722	6,802
第 29 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	2,031,954,534	2,056,017,626	6,755	6,835
第 30 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	2,019,371,447	2,036,965,613	6,887	6,947
第 31 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	1,671,224,990	1,687,258,574	6,254	6,314
第 32 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	1,454,263,054	1,469,285,919	5,808	5,868
第 33 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	1,233,749,174	1,248,349,002	5,070	5,130
第 34 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	1,380,123,529	1,394,499,996	5,760	5,820
第 35 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	1,310,746,294	1,324,757,525	5,613	5,673
第 36 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	1,294,598,291	1,308,597,439	5,549	5,609
第 37 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	1,235,860,263	1,249,782,421	5,326	5,386
第 38 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	1,220,088,202	1,233,891,099	5,304	5,364
第 39 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	1,175,528,138	1,184,562,307	5,205	5,245
第 40 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	1,088,393,919	1,097,070,226	5,018	5,058
第 41 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	1,179,531,138	1,188,631,117	5,185	5,225
第 42 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	1,299,004,236	1,310,143,322	4,665	4,705
第 43 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	1,493,166,692	1,504,314,523	5,358	5,398
第 44 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	1,376,112,336	1,387,143,809	4,990	5,030
第 45 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	1,485,484,863	1,496,543,374	5,373	5,413
第 46 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	1,744,286,118	1,756,717,711	5,612	5,652
第 47 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	1,873,787,566	1,887,020,262	5,664	5,704
第 48 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	1,788,815,978	1,800,986,663	5,879	5,919
第 49 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	1,800,302,756	1,812,575,043	5,868	5,908
第 50 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	1,737,999,935	1,749,283,745	6,161	6,201
第 51 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	1,790,725,993	1,802,696,478	5,984	6,024
第 52 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	1,797,586,713	1,809,301,478	6,138	6,178
第 53 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	1,797,575,199	1,809,653,721	5,953	5,993
第 54 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	1,704,923,356	1,716,499,377	5,891	5,931
第 55 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	1,701,400,928	1,712,976,455	5,879	5,919
第 56 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	1,659,257,653	1,670,586,146	5,859	5,899
第 57 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1,620,966,165	1,632,232,911	5,755	5,795
第 58 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1,532,835,209	1,543,680,634	5,653	5,693
第 59 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1,556,921,604	1,567,589,521	5,838	5,878
第 60 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1,426,991,973	1,437,397,149	5,486	5,526
第 61 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1,304,488,805	1,314,668,959	5,126	5,166
第 62 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1,402,022,805	1,411,886,857	5,685	5,725
第 63 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	1,300,257,832	1,309,580,256	5,579	5,619
第 64 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	1,233,257,437	1,242,204,908	5,513	5,553
第 65 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	1,226,004,656	1,234,627,217	5,687	5,727

第 66 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	1,096,979,242	1,105,212,883	5,329	5,369
第 67 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	1,088,233,235	1,096,429,145	5,311	5,351
第 68 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1,101,353,950	1,109,563,393	5,366	5,406
第 69 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	1,104,877,823	1,112,917,645	5,497	5,537
第 70 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	1,103,107,982	1,111,048,669	5,557	5,597
第 71 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	1,135,089,480	1,142,924,559	5,795	5,835
第 72 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	1,081,886,469	1,089,669,800	5,560	5,600
第 73 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	1,058,333,837	1,065,985,162	5,533	5,573
第 74 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	1,100,722,829	1,108,509,792	5,654	5,694
第 75 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	1,008,791,678	1,016,448,352	5,270	5,310
第 76 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	1,043,904,993	1,051,611,095	5,419	5,459
第 77 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	1,060,899,639	1,068,615,363	5,500	5,540
第 78 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	1,351,743,247	1,361,373,141	5,615	5,655
第 79 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	1,329,871,894	1,339,284,609	5,651	5,691
第 80 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	1,371,694,026	1,381,031,937	5,876	5,916
第 81 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	1,358,199,078	1,367,289,893	5,976	6,016
第 82 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	971,157,773	980,239,640	4,277	4,317
第 83 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	630,050,828	636,676,646	3,804	3,844
第 84 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	632,172,396	638,823,555	3,802	3,842
第 85 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	692,187,761	698,560,267	4,345	4,385
第 86 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	691,981,167	698,353,494	4,344	4,384
第 87 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	696,491,038	702,738,726	4,459	4,499
第 88 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	726,084,903	732,326,306	4,653	4,693
第 89 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	688,922,955	694,966,666	4,560	4,600
第 90 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	716,548,157	722,584,150	4,749	4,789
第 91 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	731,508,700	737,425,719	4,945	4,985
第 92 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	726,336,308	732,150,394	4,997	5,037
第 93 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	825,639,565	832,182,928	5,047	5,087
第 94 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	779,084,514	785,326,852	4,992	5,032
第 95 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	796,866,375	803,033,662	5,168	5,208
第 96 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	790,275,694	796,344,168	5,209	5,249
第 97 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	791,325,663	797,304,246	5,294	5,334
第 98 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	787,375,148	793,323,304	5,295	5,335
第 99 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	773,575,692	779,457,320	5,261	5,301
第 100 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	768,803,854	774,654,597	5,256	5,296
第 101 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	725,834,531	731,604,722	5,032	5,072
第 102 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	725,039,440	730,733,152	5,094	5,134
第 103 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	693,710,530	699,337,200	4,932	4,972
第 104 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	704,206,154	709,771,613	5,061	5,101
第 105 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	565,030,651	569,515,370	5,040	5,080
第 106 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	506,923,181	511,386,263	4,543	4,583

第107 計算期間末日	(2022年 4月 13日)	576,895,797	581,319,766	5,216	5,256
第108 計算期間末日	(2022年 5月 13日)	551,249,179	555,607,021	5,060	5,100
第109 計算期間末日	(2022年 6月 13日)	575,474,171	579,755,298	5,377	5,417
第110 計算期間末日	(2022年 7月 13日)	513,119,812	517,306,594	4,902	4,942
第111 計算期間末日	(2022年 8月 15日)	547,750,945	551,898,355	5,283	5,323
第112 計算期間末日	(2022年 9月 13日)	574,797,480	578,909,012	5,592	5,632
第113 計算期間末日	(2022年 10月 13日)	562,095,844	566,210,477	5,464	5,504
第114 計算期間末日	(2022年 11月 14日)	525,450,290	529,344,589	5,397	5,437
第115 計算期間末日	(2022年 12月 13日)	541,895,819	545,815,537	5,530	5,570
第116 計算期間末日	(2023年 1月 13日)	555,419,473	559,373,260	5,619	5,659
第117 計算期間末日	(2023年 2月 13日)	576,291,211	580,293,872	5,759	5,799
第118 計算期間末日	(2023年 3月 13日)	596,140,815	600,172,794	5,914	5,954
第119 計算期間末日	(2023年 4月 13日)	622,017,499	626,153,921	6,015	6,055
第120 計算期間末日	(2023年 5月 15日)	667,641,056	671,964,882	6,176	6,216
第121 計算期間末日	(2023年 6月 13日)	703,517,835	707,852,299	6,492	6,532
第122 計算期間末日	(2023年 7月 13日)	798,150,705	802,933,537	6,675	6,715
第123 計算期間末日	(2023年 8月 14日)	827,243,870	831,972,624	6,998	7,038
第124 計算期間末日	(2023年 9月 13日)	818,163,136	822,869,939	6,953	6,993
第125 計算期間末日	(2023年 10月 13日)	765,597,799	770,145,087	6,735	6,775
第126 計算期間末日	(2023年 11月 13日)	784,257,727	788,777,650	6,940	6,980
第127 計算期間末日	(2023年 12月 13日)	778,507,083	782,933,576	7,035	7,075
	2022年 12月 末日	546,324,617	—	5,532	—
	2023年 1月 末日	569,779,450	—	5,773	—
	2月 末日	604,342,147	—	6,022	—
	3月 末日	611,108,061	—	5,938	—
	4月 末日	652,028,598	—	5,992	—
	5月 末日	683,434,274	—	6,320	—
	6月 末日	846,289,352	—	6,865	—
	7月 末日	821,106,892	—	6,939	—
	8月 末日	844,931,909	—	7,118	—
	9月 末日	787,119,121	—	6,922	—
	10月 末日	753,001,415	—	6,650	—
	11月 末日	793,041,000	—	7,147	—
	12月 末日	785,379,025	—	7,142	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第8 計算期間	80円

第 9 計算期間	80 円
第 10 計算期間	80 円
第 11 計算期間	80 円
第 12 計算期間	80 円
第 13 計算期間	80 円
第 14 計算期間	80 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円
第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	60 円
第 31 計算期間	60 円
第 32 計算期間	60 円
第 33 計算期間	60 円
第 34 計算期間	60 円
第 35 計算期間	60 円
第 36 計算期間	60 円
第 37 計算期間	60 円
第 38 計算期間	60 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円
第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円
第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円

第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円
第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円
第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円

第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
--	---------

第 8 計算期間	1. 47
第 9 計算期間	△3. 48
第 10 計算期間	△0. 48
第 11 計算期間	2. 79
第 12 計算期間	1. 90
第 13 計算期間	2. 26
第 14 計算期間	0. 39
第 15 計算期間	△2. 20
第 16 計算期間	5. 67
第 17 計算期間	△2. 45
第 18 計算期間	6. 25
第 19 計算期間	△12. 81
第 20 計算期間	△0. 04
第 21 計算期間	△2. 33
第 22 計算期間	1. 76
第 23 計算期間	2. 80
第 24 計算期間	0. 88
第 25 計算期間	2. 34
第 26 計算期間	△2. 99
第 27 計算期間	△5. 00
第 28 計算期間	△8. 37
第 29 計算期間	1. 68
第 30 計算期間	2. 84
第 31 計算期間	△8. 32
第 32 計算期間	△6. 17
第 33 計算期間	△11. 67
第 34 計算期間	14. 79
第 35 計算期間	△1. 51
第 36 計算期間	△0. 07
第 37 計算期間	△2. 93
第 38 計算期間	0. 71
第 39 計算期間	△1. 11
第 40 計算期間	△2. 82
第 41 計算期間	4. 12
第 42 計算期間	△9. 25
第 43 計算期間	15. 71
第 44 計算期間	△6. 12
第 45 計算期間	8. 47
第 46 計算期間	5. 19
第 47 計算期間	1. 63
第 48 計算期間	4. 50

第 49 計算期間	0.49
第 50 計算期間	5.67
第 51 計算期間	△2.22
第 52 計算期間	3.24
第 53 計算期間	△2.36
第 54 計算期間	△0.36
第 55 計算期間	0.47
第 56 計算期間	0.34
第 57 計算期間	△1.09
第 58 計算期間	△1.07
第 59 計算期間	3.98
第 60 計算期間	△5.34
第 61 計算期間	△5.83
第 62 計算期間	11.68
第 63 計算期間	△1.16
第 64 計算期間	△0.46
第 65 計算期間	3.88
第 66 計算期間	△5.59
第 67 計算期間	0.41
第 68 計算期間	1.78
第 69 計算期間	3.18
第 70 計算期間	1.81
第 71 計算期間	5.00
第 72 計算期間	△3.36
第 73 計算期間	0.23
第 74 計算期間	2.90
第 75 計算期間	△6.08
第 76 計算期間	3.58
第 77 計算期間	2.23
第 78 計算期間	2.81
第 79 計算期間	1.35
第 80 計算期間	4.68
第 81 計算期間	2.38
第 82 計算期間	△27.76
第 83 計算期間	△10.12
第 84 計算期間	0.99
第 85 計算期間	15.33
第 86 計算期間	0.89
第 87 計算期間	3.56
第 88 計算期間	5.24
第 89 計算期間	△1.13

第 90 計算期間	5.02
第 91 計算期間	4.96
第 92 計算期間	1.86
第 93 計算期間	1.80
第 94 計算期間	△0.29
第 95 計算期間	4.32
第 96 計算期間	1.56
第 97 計算期間	2.39
第 98 計算期間	0.77
第 99 計算期間	0.11
第 100 計算期間	0.66
第 101 計算期間	△3.50
第 102 計算期間	2.02
第 103 計算期間	△2.39
第 104 計算期間	3.42
第 105 計算期間	0.37
第 106 計算期間	△9.06
第 107 計算期間	15.69
第 108 計算期間	△2.22
第 109 計算期間	7.05
第 110 計算期間	△8.09
第 111 計算期間	8.58
第 112 計算期間	6.60
第 113 計算期間	△1.57
第 114 計算期間	△0.49
第 115 計算期間	3.20
第 116 計算期間	2.33
第 117 計算期間	3.20
第 118 計算期間	3.38
第 119 計算期間	2.38
第 120 計算期間	3.34
第 121 計算期間	5.76
第 122 計算期間	3.43
第 123 計算期間	5.43
第 124 計算期間	△0.07
第 125 計算期間	△2.56
第 126 計算期間	3.63
第 127 計算期間	1.94

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額）を控除した額を当該基準価額（分配金の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 8 計算期間	318,455,677	1,603,837,572	11,900,242,617
第 9 計算期間	226,218,562	1,304,669,328	10,821,791,851
第 10 計算期間	127,341,284	889,563,910	10,059,569,225
第 11 計算期間	69,675,719	711,788,120	9,417,456,824
第 12 計算期間	60,082,124	617,357,712	8,860,181,236
第 13 計算期間	33,611,432	739,174,536	8,154,618,132
第 14 計算期間	103,411,445	867,023,047	7,391,006,530
第 15 計算期間	47,614,130	403,448,087	7,035,172,573
第 16 計算期間	197,416,244	506,846,134	6,725,742,683
第 17 計算期間	77,846,550	823,791,743	5,979,797,490
第 18 計算期間	25,783,531	473,749,669	5,531,831,352
第 19 計算期間	128,997,665	601,015,507	5,059,813,510
第 20 計算期間	24,323,496	272,909,311	4,811,227,695
第 21 計算期間	17,101,459	350,391,817	4,477,937,337
第 22 計算期間	73,991,131	214,140,064	4,337,788,404
第 23 計算期間	17,328,066	361,472,844	3,993,643,626
第 24 計算期間	21,283,789	193,045,763	3,821,881,652
第 25 計算期間	12,873,577	369,769,898	3,464,985,331
第 26 計算期間	17,458,068	129,576,233	3,352,867,166
第 27 計算期間	7,730,138	119,854,156	3,240,743,148
第 28 計算期間	8,953,854	151,860,258	3,097,836,744
第 29 計算期間	7,493,952	97,444,171	3,007,886,525
第 30 計算期間	9,379,279	84,904,802	2,932,361,002
第 31 計算期間	5,242,223	265,339,155	2,672,264,070
第 32 計算期間	6,896,329	175,349,555	2,503,810,844
第 33 計算期間	6,063,696	76,569,711	2,433,304,829
第 34 計算期間	6,381,596	43,608,491	2,396,077,934
第 35 計算期間	9,848,018	70,720,681	2,335,205,271
第 36 計算期間	5,614,108	7,628,028	2,333,191,351
第 37 計算期間	5,943,981	18,775,626	2,320,359,706
第 38 計算期間	6,201,498	26,078,337	2,300,482,867
第 39 計算期間	6,061,525	48,001,942	2,258,542,450
第 40 計算期間	4,210,360	93,675,819	2,169,076,991
第 41 計算期間	203,858,840	97,941,069	2,274,994,762
第 42 計算期間	735,853,864	226,076,924	2,784,771,702
第 43 計算期間	48,195,751	46,009,582	2,786,957,871
第 44 計算期間	25,828,025	54,917,417	2,757,868,479
第 45 計算期間	170,293,913	163,534,592	2,764,627,800

第 46 計算期間	490,400,184	147,129,541	3,107,898,443
第 47 計算期間	320,269,744	119,994,116	3,308,174,071
第 48 計算期間	96,659,746	362,162,336	3,042,671,481
第 49 計算期間	80,155,931	54,755,525	3,068,071,887
第 50 計算期間	41,293,747	288,412,981	2,820,952,653
第 51 計算期間	338,393,155	166,724,421	2,992,621,387
第 52 計算期間	161,451,249	225,381,250	2,928,691,386
第 53 計算期間	277,898,105	186,958,979	3,019,630,512
第 54 計算期間	117,562,018	243,187,148	2,894,005,382
第 55 計算期間	33,588,645	33,712,168	2,893,881,859
第 56 計算期間	62,543,287	124,301,883	2,832,123,263
第 57 計算期間	104,882,462	120,319,070	2,816,686,655
第 58 計算期間	6,655,242	111,985,404	2,711,356,493
第 59 計算期間	6,226,461	50,603,686	2,666,979,268
第 60 計算期間	5,398,337	71,083,370	2,601,294,235
第 61 計算期間	6,145,373	62,400,963	2,545,038,645
第 62 計算期間	11,800,802	90,826,296	2,466,013,151
第 63 計算期間	6,444,058	141,851,157	2,330,606,052
第 64 計算期間	5,293,900	99,032,009	2,236,867,943
第 65 計算期間	6,860,208	88,087,851	2,155,640,300
第 66 計算期間	4,449,970	101,679,778	2,058,410,492
第 67 計算期間	5,475,567	14,908,362	2,048,977,697
第 68 計算期間	5,610,967	2,227,914	2,052,360,750
第 69 計算期間	69,371,838	111,776,978	2,009,955,610
第 70 計算期間	5,870,103	30,653,875	1,985,171,838
第 71 計算期間	53,511,783	79,913,681	1,958,769,940
第 72 計算期間	29,647,763	42,584,709	1,945,832,994
第 73 計算期間	6,590,383	39,591,966	1,912,831,411
第 74 計算期間	50,221,339	16,311,950	1,946,740,800
第 75 計算期間	7,113,832	39,685,925	1,914,168,707
第 76 計算期間	14,551,325	2,194,467	1,926,525,565
第 77 計算期間	56,391,799	53,986,185	1,928,931,179
第 78 計算期間	637,469,491	158,927,124	2,407,473,546
第 79 計算期間	20,366,562	74,661,335	2,353,178,773
第 80 計算期間	7,486,354	26,187,177	2,334,477,950
第 81 計算期間	5,057,219	66,831,255	2,272,703,914
第 82 計算期間	16,127,901	18,364,919	2,270,466,896
第 83 計算期間	11,735,706	625,747,979	1,656,454,623
第 84 計算期間	6,502,021	166,789	1,662,789,855
第 85 計算期間	7,827,758	77,491,062	1,593,126,551
第 86 計算期間	8,206,559	8,251,279	1,593,081,831

第 87 計算期間	5,729,072	36,888,660	1,561,922,243
第 88 計算期間	8,721,564	10,292,949	1,560,350,858
第 89 計算期間	7,419,061	56,842,155	1,510,927,764
第 90 計算期間	4,841,426	6,770,700	1,508,998,490
第 91 計算期間	6,307,629	36,051,256	1,479,254,863
第 92 計算期間	6,435,401	32,168,608	1,453,521,656
第 93 計算期間	203,066,616	20,747,510	1,635,840,762
第 94 計算期間	24,882,044	100,138,139	1,560,584,667
第 95 計算期間	7,762,267	26,525,058	1,541,821,876
第 96 計算期間	7,451,928	32,155,183	1,517,118,621
第 97 計算期間	4,250,499	26,723,234	1,494,645,886
第 98 計算期間	6,968,317	14,575,019	1,487,039,184
第 99 計算期間	4,432,206	21,064,238	1,470,407,152
第 100 計算期間	4,841,119	12,562,436	1,462,685,835
第 101 計算期間	4,406,930	24,544,916	1,442,547,849
第 102 計算期間	4,587,904	23,707,607	1,423,428,146
第 103 計算期間	6,154,130	22,914,755	1,406,667,521
第 104 計算期間	6,353,920	21,656,520	1,391,364,921
第 105 計算期間	4,200,345	274,385,455	1,121,179,811
第 106 計算期間	2,835,330	8,244,481	1,115,770,660
第 107 計算期間	3,848,204	13,626,442	1,105,992,422
第 108 計算期間	3,795,319	20,327,212	1,089,460,529
第 109 計算期間	3,634,548	22,813,106	1,070,281,971
第 110 計算期間	2,690,601	26,276,871	1,046,695,701
第 111 計算期間	3,665,824	13,508,938	1,036,852,587
第 112 計算期間	2,675,949	11,645,412	1,027,883,124
第 113 計算期間	18,903,018	18,127,813	1,028,658,329
第 114 計算期間	7,819,642	62,903,128	973,574,843
第 115 計算期間	14,105,042	7,750,237	979,929,648
第 116 計算期間	10,943,099	2,425,828	988,446,919
第 117 計算期間	28,578,379	16,359,972	1,000,665,326
第 118 計算期間	20,357,816	13,028,363	1,007,994,779
第 119 計算期間	40,200,250	14,089,414	1,034,105,615
第 120 計算期間	61,564,648	14,713,644	1,080,956,619
第 121 計算期間	21,341,558	18,681,973	1,083,616,204
第 122 計算期間	198,529,307	86,437,339	1,195,708,172
第 123 計算期間	10,422,627	23,942,277	1,182,188,522
第 124 計算期間	16,237,748	21,725,290	1,176,700,980
第 125 計算期間	12,062,636	51,941,534	1,136,822,082
第 126 計算期間	7,406,567	14,247,781	1,129,980,868
第 127 計算期間	10,706,033	34,063,490	1,106,623,411

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	731,764,170	99.09
親投資信託受益証券	日本	1,170,033	0.16
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	5,549,207	0.75
純資産総額		738,483,410	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (TRY)	813,975.7183	909	739,903,927	899	731,764,170	99.09
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,149,232	1.0181	1,170,033	1.0181	1,170,033	0.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.09
親投資信託受益証券	0.16
合計	99.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間末日	(2014年1月14日)	1,372,432,615	1,385,571,128	8,357	8,437
第9計算期間末日	(2014年2月13日)	1,242,115,708	1,254,253,004	8,187	8,267
第10計算期間末日	(2014年3月13日)	1,129,424,075	1,140,876,782	7,889	7,969
第11計算期間末日	(2014年4月14日)	1,089,127,845	1,099,446,921	8,444	8,524
第12計算期間末日	(2014年5月13日)	1,076,238,866	1,086,229,433	8,618	8,698
第13計算期間末日	(2014年6月13日)	998,575,415	1,007,768,795	8,690	8,770
第14計算期間末日	(2014年7月14日)	995,004,257	1,004,221,253	8,636	8,716
第15計算期間末日	(2014年8月13日)	942,914,913	951,953,178	8,346	8,426
第16計算期間末日	(2014年9月16日)	946,486,429	955,266,767	8,624	8,704
第17計算期間末日	(2014年10月14日)	873,328,870	881,758,256	8,288	8,368
第18計算期間末日	(2014年11月13日)	850,636,122	858,250,981	8,937	9,017
第19計算期間末日	(2014年12月15日)	711,830,294	718,714,881	8,272	8,352
第20計算期間末日	(2015年1月13日)	687,267,249	693,968,931	8,204	8,284
第21計算期間末日	(2015年2月13日)	795,446,602	803,921,677	7,509	7,589
第22計算期間末日	(2015年3月13日)	782,795,080	791,205,429	7,446	7,526
第23計算期間末日	(2015年4月13日)	783,237,863	791,692,513	7,411	7,491
第24計算期間末日	(2015年5月13日)	816,678,009	825,518,040	7,391	7,471
第25計算期間末日	(2015年6月15日)	747,841,540	755,885,884	7,437	7,517
第26計算期間末日	(2015年7月13日)	756,508,983	764,594,825	7,485	7,565
第27計算期間末日	(2015年8月13日)	714,921,033	723,032,958	7,051	7,131
第28計算期間末日	(2015年9月14日)	602,436,538	610,447,231	6,016	6,096
第29計算期間末日	(2015年10月13日)	594,787,829	602,475,575	6,189	6,269
第30計算期間末日	(2015年11月13日)	578,624,408	585,655,061	6,584	6,664
第31計算期間末日	(2015年12月14日)	491,717,739	498,271,025	6,003	6,083
第32計算期間末日	(2016年1月13日)	437,361,509	443,540,829	5,662	5,742
第33計算期間末日	(2016年2月15日)	421,449,490	427,598,466	5,483	5,563
第34計算期間末日	(2016年3月14日)	443,277,262	449,288,675	5,899	5,979
第35計算期間末日	(2016年4月13日)	433,543,855	439,524,867	5,799	5,879
第36計算期間末日	(2016年5月13日)	410,841,956	416,658,514	5,651	5,731
第37計算期間末日	(2016年6月13日)	401,901,250	407,584,681	5,657	5,737
第38計算期間末日	(2016年7月13日)	398,128,790	403,769,749	5,646	5,726
第39計算期間末日	(2016年8月15日)	366,675,261	372,117,658	5,390	5,470
第40計算期間末日	(2016年9月13日)	351,498,468	356,737,907	5,367	5,447
第41計算期間末日	(2016年10月13日)	327,649,055	332,610,578	5,283	5,363
第42計算期間末日	(2016年11月14日)	634,021,910	644,064,730	5,051	5,131
第43計算期間末日	(2016年12月13日)	646,209,416	656,293,381	5,127	5,207

第 44 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	611, 073, 838	621, 412, 339	4, 729	4, 809
第 45 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	679, 260, 915	690, 500, 017	4, 835	4, 915
第 46 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	860, 502, 727	874, 887, 069	4, 786	4, 866
第 47 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	941, 074, 533	957, 191, 723	4, 671	4, 751
第 48 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	1, 184, 773, 732	1, 203, 908, 074	4, 953	5, 033
第 49 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	1, 310, 144, 543	1, 331, 897, 804	4, 818	4, 898
第 50 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	1, 916, 982, 292	1, 948, 618, 184	4, 848	4, 928
第 51 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	2, 644, 105, 293	2, 671, 776, 613	4, 778	4, 828
第 52 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	3, 779, 582, 392	3, 817, 219, 835	5, 021	5, 071
第 53 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	5, 401, 634, 560	5, 457, 411, 287	4, 842	4, 892
第 54 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	6, 638, 607, 102	6, 710, 640, 299	4, 608	4, 658
第 55 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	6, 860, 643, 836	6, 934, 571, 070	4, 640	4, 690
第 56 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	7, 358, 697, 090	7, 436, 771, 574	4, 713	4, 763
第 57 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	7, 099, 840, 343	7, 179, 119, 893	4, 478	4, 528
第 58 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	6, 888, 370, 564	6, 967, 775, 533	4, 337	4, 387
第 59 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	6, 366, 150, 323	6, 444, 015, 109	4, 088	4, 138
第 60 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	5, 963, 274, 629	6, 039, 951, 999	3, 889	3, 939
第 61 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	5, 278, 171, 108	5, 350, 589, 652	3, 644	3, 694
第 62 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	5, 019, 733, 689	5, 091, 812, 892	3, 482	3, 532
第 63 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	3, 668, 622, 120	3, 739, 207, 600	2, 599	2, 649
第 64 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	3, 553, 623, 244	3, 621, 814, 230	2, 606	2, 656
第 65 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	3, 975, 130, 024	4, 009, 577, 723	2, 885	2, 910
第 66 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	4, 271, 061, 276	4, 304, 434, 140	3, 200	3, 225
第 67 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	4, 134, 947, 466	4, 166, 781, 774	3, 247	3, 272
第 68 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	3, 923, 087, 472	3, 954, 933, 978	3, 080	3, 105
第 69 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	4, 328, 224, 023	4, 360, 400, 700	3, 363	3, 388
第 70 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	4, 068, 592, 914	4, 099, 301, 177	3, 312	3, 337
第 71 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	3, 948, 809, 526	3, 978, 794, 287	3, 292	3, 317
第 72 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	3, 635, 187, 866	3, 664, 743, 242	3, 075	3, 100
第 73 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	3, 742, 708, 077	3, 771, 457, 663	3, 255	3, 280
第 74 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	3, 817, 151, 824	3, 845, 265, 491	3, 394	3, 419
第 75 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	3, 627, 589, 900	3, 654, 395, 186	3, 383	3, 408
第 76 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	3, 559, 127, 042	3, 585, 213, 688	3, 411	3, 436
第 77 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	3, 345, 385, 112	3, 370, 832, 268	3, 287	3, 312
第 78 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	3, 426, 132, 786	3, 450, 934, 699	3, 453	3, 478
第 79 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	3, 429, 206, 103	3, 453, 914, 022	3, 470	3, 495
第 80 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	3, 401, 994, 948	3, 426, 157, 704	3, 520	3, 545
第 81 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	3, 289, 180, 036	3, 313, 138, 205	3, 432	3, 457
第 82 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	2, 706, 538, 268	2, 730, 209, 795	2, 858	2, 883
第 83 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	2, 379, 319, 123	2, 402, 500, 366	2, 566	2, 591
第 84 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	2, 298, 365, 240	2, 321, 353, 652	2, 499	2, 524

第 85 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	2,495,298,054	2,518,021,247	2,745	2,770
第 86 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	2,485,739,013	2,508,281,279	2,757	2,782
第 87 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	2,361,004,154	2,383,182,137	2,661	2,686
第 88 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	2,264,826,051	2,286,426,777	2,621	2,646
第 89 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	2,048,095,948	2,069,051,230	2,443	2,468
第 90 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	2,059,338,424	2,079,631,521	2,537	2,562
第 91 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	2,060,588,805	2,080,763,348	2,553	2,578
第 92 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	2,150,859,802	2,170,767,890	2,701	2,726
第 93 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	2,280,552,519	2,299,980,573	2,935	2,960
第 94 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	2,160,292,167	2,179,498,107	2,812	2,837
第 95 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	2,009,711,460	2,028,649,773	2,653	2,678
第 96 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	1,943,747,316	1,962,392,904	2,606	2,631
第 97 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	1,947,969,398	1,966,124,774	2,682	2,707
第 98 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	1,877,378,265	1,895,311,512	2,617	2,642
第 99 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	1,883,522,377	1,901,275,617	2,652	2,677
第 100 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	1,868,807,712	1,886,032,489	2,712	2,737
第 101 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	1,719,984,579	1,736,796,625	2,558	2,583
第 102 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	1,555,728,949	1,572,371,923	2,337	2,362
第 103 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	1,069,158,987	1,085,269,956	1,659	1,684
第 104 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	1,080,682,235	1,096,423,153	1,716	1,741
第 105 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	1,053,269,226	1,068,339,195	1,747	1,772
第 106 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	871,399,992	886,305,546	1,462	1,487
第 107 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	996,595,898	1,011,438,720	1,679	1,704
第 108 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	922,991,980	937,917,994	1,546	1,571
第 109 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	881,340,680	896,282,878	1,475	1,500
第 110 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	918,137,320	924,509,991	1,441	1,451
第 111 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	952,148,580	958,469,743	1,506	1,516
第 112 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	1,013,208,887	1,019,549,622	1,598	1,608
第 113 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	988,782,772	995,024,171	1,584	1,594
第 114 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	972,253,690	978,410,402	1,579	1,589
第 115 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	1,019,674,951	1,025,810,712	1,662	1,672
第 116 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	971,882,139	977,914,031	1,611	1,621
第 117 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	992,182,766	998,214,107	1,645	1,655
第 118 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	946,867,411	952,563,487	1,662	1,672
第 119 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	934,023,511	939,700,489	1,645	1,655
第 120 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	927,502,921	933,133,424	1,647	1,657
第 121 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	886,151,704	891,740,364	1,586	1,596
第 122 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	825,108,865	830,735,640	1,466	1,476
第 123 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	856,295,132	861,939,197	1,517	1,527
第 124 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	885,928,756	891,594,024	1,564	1,574
第 125 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	872,776,023	878,395,842	1,553	1,563

第126 計算期間末日	(2023年11月13日)	784,086,872	789,070,359	1,573	1,583
第127 計算期間末日	(2023年12月13日)	765,544,496	770,448,559	1,561	1,571
	2022年12月末日	971,370,123	—	1,609	—
	2023年1月末日	995,742,031	—	1,648	—
	2月末日	968,844,182	—	1,696	—
	3月末日	919,336,009	—	1,617	—
	4月末日	941,803,300	—	1,656	—
	5月末日	977,916,500	—	1,734	—
	6月末日	872,793,969	—	1,548	—
	7月末日	835,414,546	—	1,479	—
	8月末日	882,413,197	—	1,556	—
	9月末日	891,620,363	—	1,566	—
	10月末日	861,412,988	—	1,538	—
	11月末日	773,690,511	—	1,572	—
	12月末日	738,483,410	—	1,543	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第8 計算期間	80円
第9 計算期間	80円
第10 計算期間	80円
第11 計算期間	80円
第12 計算期間	80円
第13 計算期間	80円
第14 計算期間	80円
第15 計算期間	80円
第16 計算期間	80円
第17 計算期間	80円
第18 計算期間	80円
第19 計算期間	80円
第20 計算期間	80円
第21 計算期間	80円
第22 計算期間	80円
第23 計算期間	80円
第24 計算期間	80円
第25 計算期間	80円
第26 計算期間	80円
第27 計算期間	80円

第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円
第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	25 円
第 66 計算期間	25 円
第 67 計算期間	25 円
第 68 計算期間	25 円

第 69 計算期間	25 円
第 70 計算期間	25 円
第 71 計算期間	25 円
第 72 計算期間	25 円
第 73 計算期間	25 円
第 74 計算期間	25 円
第 75 計算期間	25 円
第 76 計算期間	25 円
第 77 計算期間	25 円
第 78 計算期間	25 円
第 79 計算期間	25 円
第 80 計算期間	25 円
第 81 計算期間	25 円
第 82 計算期間	25 円
第 83 計算期間	25 円
第 84 計算期間	25 円
第 85 計算期間	25 円
第 86 計算期間	25 円
第 87 計算期間	25 円
第 88 計算期間	25 円
第 89 計算期間	25 円
第 90 計算期間	25 円
第 91 計算期間	25 円
第 92 計算期間	25 円
第 93 計算期間	25 円
第 94 計算期間	25 円
第 95 計算期間	25 円
第 96 計算期間	25 円
第 97 計算期間	25 円
第 98 計算期間	25 円
第 99 計算期間	25 円
第 100 計算期間	25 円
第 101 計算期間	25 円
第 102 計算期間	25 円
第 103 計算期間	25 円
第 104 計算期間	25 円
第 105 計算期間	25 円
第 106 計算期間	25 円
第 107 計算期間	25 円
第 108 計算期間	25 円
第 109 計算期間	25 円

第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	10 円
第 113 計算期間	10 円
第 114 計算期間	10 円
第 115 計算期間	10 円
第 116 計算期間	10 円
第 117 計算期間	10 円
第 118 計算期間	10 円
第 119 計算期間	10 円
第 120 計算期間	10 円
第 121 計算期間	10 円
第 122 計算期間	10 円
第 123 計算期間	10 円
第 124 計算期間	10 円
第 125 計算期間	10 円
第 126 計算期間	10 円
第 127 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 8 計算期間	△5.07
第 9 計算期間	△1.07
第 10 計算期間	△2.66
第 11 計算期間	8.04
第 12 計算期間	3.00
第 13 計算期間	1.76
第 14 計算期間	0.29
第 15 計算期間	△2.43
第 16 計算期間	4.28
第 17 計算期間	△2.96
第 18 計算期間	8.79
第 19 計算期間	△6.54
第 20 計算期間	0.14
第 21 計算期間	△7.49
第 22 計算期間	0.22
第 23 計算期間	0.60
第 24 計算期間	0.80
第 25 計算期間	1.70
第 26 計算期間	1.72

第 27 計算期間	△4.72
第 28 計算期間	△13.54
第 29 計算期間	4.20
第 30 計算期間	7.67
第 31 計算期間	△7.60
第 32 計算期間	△4.34
第 33 計算期間	△1.74
第 34 計算期間	9.04
第 35 計算期間	△0.33
第 36 計算期間	△1.17
第 37 計算期間	1.52
第 38 計算期間	1.21
第 39 計算期間	△3.11
第 40 計算期間	1.05
第 41 計算期間	△0.07
第 42 計算期間	△2.87
第 43 計算期間	3.08
第 44 計算期間	△6.20
第 45 計算期間	3.93
第 46 計算期間	0.64
第 47 計算期間	△0.73
第 48 計算期間	7.74
第 49 計算期間	△1.11
第 50 計算期間	2.28
第 51 計算期間	△0.41
第 52 計算期間	6.13
第 53 計算期間	△2.56
第 54 計算期間	△3.80
第 55 計算期間	1.77
第 56 計算期間	2.65
第 57 計算期間	△3.92
第 58 計算期間	△2.03
第 59 計算期間	△4.58
第 60 計算期間	△3.64
第 61 計算期間	△5.01
第 62 計算期間	△3.07
第 63 計算期間	△23.92
第 64 計算期間	2.19
第 65 計算期間	11.66
第 66 計算期間	11.78
第 67 計算期間	2.25

第 68 計算期間	△4.37
第 69 計算期間	10.00
第 70 計算期間	△0.77
第 71 計算期間	0.15
第 72 計算期間	△5.83
第 73 計算期間	6.66
第 74 計算期間	5.03
第 75 計算期間	0.41
第 76 計算期間	1.56
第 77 計算期間	△2.90
第 78 計算期間	5.81
第 79 計算期間	1.21
第 80 計算期間	2.16
第 81 計算期間	△1.78
第 82 計算期間	△15.99
第 83 計算期間	△9.34
第 84 計算期間	△1.63
第 85 計算期間	10.84
第 86 計算期間	1.34
第 87 計算期間	△2.57
第 88 計算期間	△0.56
第 89 計算期間	△5.83
第 90 計算期間	4.87
第 91 計算期間	1.61
第 92 計算期間	6.77
第 93 計算期間	9.58
第 94 計算期間	△3.33
第 95 計算期間	△4.76
第 96 計算期間	△0.82
第 97 計算期間	3.87
第 98 計算期間	△1.49
第 99 計算期間	2.29
第 100 計算期間	3.20
第 101 計算期間	△4.75
第 102 計算期間	△7.66
第 103 計算期間	△27.94
第 104 計算期間	4.94
第 105 計算期間	3.26
第 106 計算期間	△14.88
第 107 計算期間	16.55
第 108 計算期間	△6.43

第 109 計算期間	△2.97
第 110 計算期間	△1.62
第 111 計算期間	5.20
第 112 計算期間	6.77
第 113 計算期間	△0.25
第 114 計算期間	0.31
第 115 計算期間	5.88
第 116 計算期間	△2.46
第 117 計算期間	2.73
第 118 計算期間	1.64
第 119 計算期間	△0.42
第 120 計算期間	0.72
第 121 計算期間	△3.09
第 122 計算期間	△6.93
第 123 計算期間	4.16
第 124 計算期間	3.75
第 125 計算期間	△0.06
第 126 計算期間	1.93
第 127 計算期間	△0.12

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 8 計算期間	9,202,296	220,546,022	1,642,314,169
第 9 計算期間	47,029,141	172,181,271	1,517,162,039
第 10 計算期間	25,790,467	111,364,064	1,431,588,442
第 11 計算期間	4,888,081	146,591,956	1,289,884,567
第 12 計算期間	10,570,997	51,634,623	1,248,820,941
第 13 計算期間	33,185,475	132,833,831	1,149,172,585
第 14 計算期間	68,219,728	65,267,756	1,152,124,557
第 15 計算期間	33,906,704	56,248,073	1,129,783,188
第 16 計算期間	26,113,141	58,354,077	1,097,542,252
第 17 計算期間	18,229,451	62,098,385	1,053,673,318
第 18 計算期間	4,347,716	106,163,624	951,857,410
第 19 計算期間	2,535,281	93,819,258	860,573,433
第 20 計算期間	9,000,045	31,863,141	837,710,337
第 21 計算期間	266,520,793	44,846,717	1,059,384,413
第 22 計算期間	8,574,211	16,664,887	1,051,293,737
第 23 計算期間	6,627,358	1,089,826	1,056,831,269
第 24 計算期間	122,041,952	73,869,306	1,105,003,915

第 25 計算期間	174,341,495	273,802,397	1,005,543,013
第 26 計算期間	37,961,191	32,773,856	1,010,730,348
第 27 計算期間	21,272,657	18,012,294	1,013,990,711
第 28 計算期間	6,324,014	18,978,061	1,001,336,664
第 29 計算期間	3,380,997	43,749,406	960,968,255
第 30 計算期間	3,320,000	85,456,518	878,831,737
第 31 計算期間	2,806,663	62,477,626	819,160,774
第 32 計算期間	3,484,269	50,230,042	772,415,001
第 33 計算期間	3,593,517	7,386,408	768,622,110
第 34 計算期間	3,847,569	21,043,038	751,426,641
第 35 計算期間	4,742,116	8,542,234	747,626,523
第 36 計算期間	3,093,663	23,650,362	727,069,824
第 37 計算期間	3,408,820	20,049,666	710,428,978
第 38 計算期間	3,679,555	8,988,603	705,119,930
第 39 計算期間	3,824,609	28,644,868	680,299,671
第 40 計算期間	5,970,610	31,340,358	654,929,923
第 41 計算期間	4,046,075	38,785,522	620,190,476
第 42 計算期間	640,008,111	4,846,084	1,255,352,503
第 43 計算期間	5,824,792	681,591	1,260,495,704
第 44 計算期間	79,611,561	47,794,626	1,292,312,639
第 45 計算期間	127,757,357	15,182,136	1,404,887,860
第 46 計算期間	425,362,127	32,207,177	1,798,042,810
第 47 計算期間	226,916,796	10,310,760	2,014,648,846
第 48 計算期間	462,809,869	85,665,909	2,391,792,806
第 49 計算期間	496,222,239	168,857,370	2,719,157,675
第 50 計算期間	1,331,758,371	96,429,501	3,954,486,545
第 51 計算期間	1,668,005,065	88,227,459	5,534,264,151
第 52 計算期間	2,103,073,584	109,849,070	7,527,488,665
第 53 計算期間	4,038,504,089	410,647,352	11,155,345,402
第 54 計算期間	3,348,538,823	97,244,721	14,406,639,504
第 55 計算期間	1,155,634,370	776,826,949	14,785,446,925
第 56 計算期間	1,173,306,075	343,856,110	15,614,896,890
第 57 計算期間	624,241,470	383,228,168	15,855,910,192
第 58 計算期間	227,681,722	202,597,976	15,880,993,938
第 59 計算期間	111,203,341	419,239,946	15,572,957,333
第 60 計算期間	201,237,807	438,720,983	15,335,474,157
第 61 計算期間	204,790,057	1,056,555,317	14,483,708,897
第 62 計算期間	307,592,411	375,460,538	14,415,840,770
第 63 計算期間	293,794,504	592,539,155	14,117,096,119
第 64 計算期間	521,180,814	1,000,079,652	13,638,197,281
第 65 計算期間	430,279,528	289,397,093	13,779,079,716

第 66 計算期間	89,496,605	519,430,426	13,349,145,895
第 67 計算期間	68,598,534	684,020,980	12,733,723,449
第 68 計算期間	151,107,207	146,228,128	12,738,602,528
第 69 計算期間	572,976,795	440,908,292	12,870,671,031
第 70 計算期間	170,838,415	758,204,222	12,283,305,224
第 71 計算期間	93,169,819	382,570,452	11,993,904,591
第 72 計算期間	68,310,592	240,064,762	11,822,150,421
第 73 計算期間	52,762,211	375,077,870	11,499,834,762
第 74 計算期間	63,416,345	317,784,249	11,245,466,858
第 75 計算期間	70,968,927	594,321,357	10,722,114,428
第 76 計算期間	41,428,339	328,884,102	10,434,658,665
第 77 計算期間	40,106,658	295,902,708	10,178,862,615
第 78 計算期間	40,287,613	298,384,916	9,920,765,312
第 79 計算期間	50,168,441	87,765,782	9,883,167,971
第 80 計算期間	38,040,188	256,105,507	9,665,102,652
第 81 計算期間	62,990,514	144,825,354	9,583,267,812
第 82 計算期間	41,364,028	156,020,830	9,468,611,010
第 83 計算期間	46,062,979	242,176,614	9,272,497,375
第 84 計算期間	48,916,750	126,049,084	9,195,365,041
第 85 計算期間	51,241,650	157,329,478	9,089,277,213
第 86 計算期間	42,308,916	114,679,448	9,016,906,681
第 87 計算期間	45,224,067	190,937,267	8,871,193,481
第 88 計算期間	43,055,138	273,957,831	8,640,290,788
第 89 計算期間	41,282,813	299,460,586	8,382,113,015
第 90 計算期間	54,297,388	319,171,322	8,117,239,081
第 91 計算期間	57,755,117	105,176,605	8,069,817,593
第 92 計算期間	63,298,046	169,880,323	7,963,235,316
第 93 計算期間	76,564,422	268,578,089	7,771,221,649
第 94 計算期間	38,744,623	127,590,262	7,682,376,010
第 95 計算期間	41,055,158	148,105,681	7,575,325,487
第 96 計算期間	42,598,558	159,688,485	7,458,235,560
第 97 計算期間	40,333,253	236,418,284	7,262,150,529
第 98 計算期間	43,835,397	132,686,855	7,173,299,071
第 99 計算期間	37,462,454	109,465,179	7,101,296,346
第 100 計算期間	34,700,734	246,086,216	6,889,910,864
第 101 計算期間	32,544,695	197,636,773	6,724,818,786
第 102 計算期間	44,243,324	111,872,486	6,657,189,624
第 103 計算期間	78,747,206	291,548,989	6,444,387,841
第 104 計算期間	77,220,863	225,241,242	6,296,367,462
第 105 計算期間	48,477,224	316,856,843	6,027,987,843
第 106 計算期間	41,964,424	107,730,286	5,962,221,981

第 107 計算期間	51,865,324	76,958,371	5,937,128,934
第 108 計算期間	50,913,884	17,637,034	5,970,405,784
第 109 計算期間	64,974,974	58,501,243	5,976,879,515
第 110 計算期間	397,160,247	1,367,983	6,372,671,779
第 111 計算期間	25,497,489	77,006,009	6,321,163,259
第 112 計算期間	55,703,903	36,131,257	6,340,735,905
第 113 計算期間	23,380,760	122,717,118	6,241,399,547
第 114 計算期間	22,310,051	106,996,614	6,156,712,984
第 115 計算期間	22,067,274	43,018,469	6,135,761,789
第 116 計算期間	22,026,271	125,896,031	6,031,892,029
第 117 計算期間	18,732,965	19,283,527	6,031,341,467
第 118 計算期間	25,077,088	360,341,924	5,696,076,631
第 119 計算期間	18,245,658	37,344,128	5,676,978,161
第 120 計算期間	24,568,602	71,042,946	5,630,503,817
第 121 計算期間	18,824,253	60,667,241	5,588,660,829
第 122 計算期間	96,522,418	58,407,393	5,626,775,854
第 123 計算期間	31,466,677	14,176,679	5,644,065,852
第 124 計算期間	46,314,796	25,111,827	5,665,268,821
第 125 計算期間	73,975,572	119,425,152	5,619,819,241
第 126 計算期間	23,372,892	659,704,459	4,983,487,674
第 127 計算期間	22,914,434	102,338,791	4,904,063,317

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	538,989,623	99.14
親投資信託受益証券	日本	641,293	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,052,668	0.74
純資産総額		543,683,584	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	31,382,8563	5,643	177,093,458	5,815	182,491,309	33.57
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	44,388.2395	3,938	174,800,887	4,018	178,351,946	32.80
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	52,488.6178	3,346	175,626,915	3,394	178,146,368	32.77
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	629,892	1.0181	641,293	1.0181	641,293	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.14
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日 (2014年1月14日)	748,116,299	756,444,314	10,780	10,900
第29計算期間末日 (2014年2月13日)	702,842,621	710,950,448	10,402	10,522
第30計算期間末日 (2014年3月13日)	658,451,528	666,113,269	10,313	10,433
第31計算期間末日 (2014年4月14日)	655,444,682	662,667,237	10,890	11,010
第32計算期間末日 (2014年5月13日)	670,083,614	677,458,058	10,904	11,024
第33計算期間末日 (2014年6月13日)	648,100,404	655,184,323	10,979	11,099
第34計算期間末日 (2014年7月14日)	657,051,115	664,272,180	10,919	11,039
第35計算期間末日 (2014年8月13日)	649,147,700	656,469,763	10,639	10,759
第36計算期間末日 (2014年9月16日)	583,732,720	590,166,505	10,888	11,008

第 37 計算期間末日	(2014 年 10 月 14 日)	581,923,912	588,575,457	10,498	10,618
第 38 計算期間末日	(2014 年 11 月 13 日)	611,434,341	618,168,755	10,895	11,015
第 39 計算期間末日	(2014 年 12 月 15 日)	528,419,116	534,904,674	9,777	9,897
第 40 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	525,477,831	532,036,724	9,614	9,734
第 41 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	467,648,631	473,830,248	9,078	9,198
第 42 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	421,145,472	426,775,123	8,977	9,097
第 43 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	441,860,921	447,672,160	9,124	9,244
第 44 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	433,313,929	438,888,173	9,328	9,448
第 45 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	430,405,391	435,981,100	9,263	9,383
第 46 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	411,865,126	417,430,870	8,880	9,000
第 47 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	373,322,965	378,718,924	8,302	8,422
第 48 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	297,550,546	302,492,784	7,225	7,345
第 49 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	277,213,923	281,773,200	7,296	7,416
第 50 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	272,487,531	276,980,548	7,278	7,398
第 51 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	219,574,411	223,588,264	6,564	6,684
第 52 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	190,902,782	194,695,356	6,040	6,160
第 53 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	178,362,937	182,095,467	5,734	5,854
第 54 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	198,284,449	201,993,119	6,416	6,536
第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	205,208,315	209,101,260	6,326	6,446
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	200,447,614	204,294,869	6,252	6,372
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	205,868,291	209,868,004	6,176	6,296
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	211,439,354	215,449,620	6,327	6,447
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	215,520,296	219,590,414	6,354	6,474
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	231,626,532	236,191,638	6,089	6,209
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	251,329,743	256,132,552	6,280	6,400
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	225,356,465	229,796,548	6,091	6,211
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	263,713,824	268,371,757	6,794	6,914
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	361,276,087	367,569,801	6,888	7,008
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	398,547,481	405,367,279	7,013	7,133
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	521,424,517	530,410,672	6,963	7,083
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	549,318,205	559,376,378	6,554	6,674
第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	649,281,781	660,790,136	6,770	6,890
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	705,345,512	718,402,152	6,483	6,603
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	774,706,104	788,831,541	6,581	6,701
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	941,054,525	958,701,628	6,399	6,519
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	1,176,388,945	1,197,761,229	6,605	6,725
第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	1,638,961,951	1,669,194,212	6,505	6,625
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	1,777,574,854	1,811,940,866	6,207	6,327
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	2,112,573,297	2,153,616,286	6,177	6,297
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	2,570,041,844	2,618,385,115	6,379	6,499
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	2,900,597,773	2,943,363,554	6,104	6,194

第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	2, 889, 932, 180	2, 933, 490, 893	5, 971	6, 061
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	2, 816, 788, 282	2, 860, 468, 197	5, 804	5, 894
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	2, 672, 128, 654	2, 715, 409, 093	5, 557	5, 647
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	2, 505, 509, 353	2, 548, 125, 223	5, 291	5, 381
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	2, 333, 335, 892	2, 374, 017, 665	5, 162	5, 252
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	2, 258, 724, 970	2, 299, 998, 932	4, 925	5, 015
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	2, 064, 894, 659	2, 105, 496, 063	4, 577	4, 667
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	2, 189, 134, 077	2, 216, 293, 948	4, 836	4, 896
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	2, 183, 234, 623	2, 210, 055, 345	4, 884	4, 944
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	2, 086, 665, 676	2, 113, 000, 617	4, 754	4, 814
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1, 962, 527, 922	1, 988, 077, 156	4, 609	4, 669
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	2, 022, 841, 318	2, 048, 623, 609	4, 708	4, 768
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	2, 020, 072, 050	2, 046, 251, 120	4, 630	4, 690
第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	2, 089, 055, 676	2, 115, 756, 970	4, 694	4, 754
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	1, 948, 313, 995	1, 974, 566, 633	4, 453	4, 513
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	1, 949, 598, 094	1, 976, 436, 493	4, 359	4, 419
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	2, 055, 924, 158	2, 083, 230, 838	4, 517	4, 577
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	1, 824, 410, 401	1, 851, 572, 383	4, 030	4, 090
第 96 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	1, 927, 788, 628	1, 955, 759, 152	4, 135	4, 195
第 97 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	1, 906, 460, 342	1, 925, 170, 441	4, 076	4, 116
第 98 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	1, 941, 793, 009	1, 960, 704, 089	4, 107	4, 147
第 99 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	1, 873, 879, 352	1, 891, 923, 064	4, 154	4, 194
第 100 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	1, 888, 490, 667	1, 906, 290, 766	4, 244	4, 284
第 101 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	1, 819, 043, 255	1, 836, 733, 393	4, 113	4, 153
第 102 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	1, 376, 110, 309	1, 393, 338, 725	3, 195	3, 235
第 103 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	1, 159, 148, 174	1, 175, 381, 105	2, 856	2, 896
第 104 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	1, 141, 228, 994	1, 157, 558, 410	2, 796	2, 836
第 105 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	1, 316, 387, 494	1, 332, 794, 813	3, 209	3, 249
第 106 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	1, 282, 683, 113	1, 298, 765, 568	3, 190	3, 230
第 107 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	1, 286, 997, 238	1, 303, 112, 369	3, 195	3, 235
第 108 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	1, 238, 723, 345	1, 253, 971, 245	3, 250	3, 290
第 109 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	1, 192, 100, 632	1, 199, 697, 625	3, 138	3, 158
第 110 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	1, 156, 431, 003	1, 163, 545, 499	3, 251	3, 271
第 111 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	1, 213, 046, 007	1, 220, 031, 845	3, 473	3, 493
第 112 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	1, 122, 782, 999	1, 129, 368, 444	3, 410	3, 430
第 113 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	1, 147, 528, 164	1, 154, 020, 836	3, 535	3, 555
第 114 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	1, 146, 415, 438	1, 152, 858, 576	3, 559	3, 579
第 115 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	1, 107, 442, 014	1, 113, 666, 213	3, 559	3, 579
第 116 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	1, 158, 117, 110	1, 164, 300, 947	3, 746	3, 766
第 117 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	1, 175, 582, 384	1, 181, 727, 430	3, 826	3, 846
第 118 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	1, 131, 128, 998	1, 137, 226, 742	3, 710	3, 730

第 119 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	1, 106, 092, 445	1, 112, 174, 018	3, 638	3, 658
第 120 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	1, 097, 847, 890	1, 103, 798, 470	3, 690	3, 710
第 121 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	1, 053, 454, 873	1, 059, 366, 311	3, 564	3, 584
第 122 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	1, 045, 260, 140	1, 051, 151, 476	3, 548	3, 568
第 123 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	983, 844, 634	989, 634, 975	3, 398	3, 418
第 124 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	973, 726, 670	979, 342, 508	3, 468	3, 488
第 125 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	955, 031, 696	960, 417, 253	3, 547	3, 567
第 126 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	895, 190, 728	900, 534, 905	3, 350	3, 370
第 127 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	762, 721, 450	766, 716, 263	3, 819	3, 839
第 128 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	650, 860, 378	654, 636, 919	3, 447	3, 467
第 129 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	675, 395, 729	679, 074, 350	3, 672	3, 692
第 130 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	588, 195, 726	591, 774, 134	3, 287	3, 307
第 131 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	636, 840, 927	640, 416, 492	3, 562	3, 582
第 132 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	648, 591, 555	652, 155, 919	3, 639	3, 659
第 133 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	598, 187, 792	601, 734, 553	3, 373	3, 393
第 134 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	599, 841, 844	603, 389, 842	3, 381	3, 401
第 135 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	612, 305, 321	615, 821, 653	3, 483	3, 503
第 136 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	612, 230, 744	615, 738, 120	3, 491	3, 511
第 137 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	603, 389, 082	606, 897, 352	3, 440	3, 460
第 138 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	584, 751, 422	588, 174, 360	3, 417	3, 437
第 139 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	603, 775, 493	607, 266, 280	3, 459	3, 479
第 140 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	589, 257, 701	592, 734, 576	3, 390	3, 410
第 141 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	602, 108, 226	605, 488, 847	3, 562	3, 582
第 142 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	596, 347, 824	599, 663, 027	3, 598	3, 618
第 143 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	586, 718, 838	589, 910, 792	3, 676	3, 696
第 144 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	573, 970, 690	577, 099, 089	3, 669	3, 689
第 145 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	551, 631, 429	554, 660, 274	3, 643	3, 663
第 146 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	563, 379, 468	566, 380, 417	3, 755	3, 775
第 147 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	536, 252, 722	539, 144, 255	3, 709	3, 729
	2022 年 12 月末日	608, 837, 786	—	3, 461	—
	2023 年 1 月末日	625, 106, 458	—	3, 562	—
	2 月末日	606, 676, 045	—	3, 480	—
	3 月末日	596, 541, 309	—	3, 416	—
	4 月末日	593, 605, 001	—	3, 414	—
	5 月末日	585, 096, 611	—	3, 395	—
	6 月末日	619, 321, 645	—	3, 687	—
	7 月末日	595, 617, 468	—	3, 731	—
	8 月末日	588, 618, 350	—	3, 707	—
	9 月末日	558, 042, 266	—	3, 685	—

10 月末日	546, 581, 434	—	3, 623	—
11 月末日	566, 025, 972	—	3, 803	—
12 月末日	543, 683, 584	—	3, 786	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円
第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円

第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円
第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円

第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	20 円
第 110 計算期間	20 円
第 111 計算期間	20 円
第 112 計算期間	20 円
第 113 計算期間	20 円
第 114 計算期間	20 円
第 115 計算期間	20 円
第 116 計算期間	20 円
第 117 計算期間	20 円
第 118 計算期間	20 円
第 119 計算期間	20 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	20 円
第 124 計算期間	20 円
第 125 計算期間	20 円
第 126 計算期間	20 円
第 127 計算期間	20 円
第 128 計算期間	20 円
第 129 計算期間	20 円
第 130 計算期間	20 円
第 131 計算期間	20 円
第 132 計算期間	20 円
第 133 計算期間	20 円
第 134 計算期間	20 円
第 135 計算期間	20 円
第 136 計算期間	20 円
第 137 計算期間	20 円
第 138 計算期間	20 円
第 139 計算期間	20 円
第 140 計算期間	20 円
第 141 計算期間	20 円
第 142 計算期間	20 円
第 143 計算期間	20 円

第 144 計算期間	20 円
第 145 計算期間	20 円
第 146 計算期間	20 円
第 147 計算期間	20 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	0.34
第 29 計算期間	△2.39
第 30 計算期間	0.29
第 31 計算期間	6.75
第 32 計算期間	1.23
第 33 計算期間	1.78
第 34 計算期間	0.54
第 35 計算期間	△1.46
第 36 計算期間	3.46
第 37 計算期間	△2.47
第 38 計算期間	4.92
第 39 計算期間	△9.16
第 40 計算期間	△0.43
第 41 計算期間	△4.32
第 42 計算期間	0.20
第 43 計算期間	2.97
第 44 計算期間	3.55
第 45 計算期間	0.58
第 46 計算期間	△2.83
第 47 計算期間	△5.15
第 48 計算期間	△11.52
第 49 計算期間	2.64
第 50 計算期間	1.39
第 51 計算期間	△8.16
第 52 計算期間	△6.15
第 53 計算期間	△3.07
第 54 計算期間	13.98
第 55 計算期間	0.46
第 56 計算期間	0.72
第 57 計算期間	0.70
第 58 計算期間	4.38
第 59 計算期間	2.32
第 60 計算期間	△2.28

第 61 計算期間	5. 10
第 62 計算期間	△1. 09
第 63 計算期間	13. 51
第 64 計算期間	3. 14
第 65 計算期間	3. 55
第 66 計算期間	0. 99
第 67 計算期間	△4. 15
第 68 計算期間	5. 12
第 69 計算期間	△2. 46
第 70 計算期間	3. 36
第 71 計算期間	△0. 94
第 72 計算期間	5. 09
第 73 計算期間	0. 30
第 74 計算期間	△2. 73
第 75 計算期間	1. 44
第 76 計算期間	5. 21
第 77 計算期間	△2. 90
第 78 計算期間	△0. 70
第 79 計算期間	△1. 28
第 80 計算期間	△2. 70
第 81 計算期間	△3. 16
第 82 計算期間	△0. 73
第 83 計算期間	△2. 84
第 84 計算期間	△5. 23
第 85 計算期間	6. 96
第 86 計算期間	2. 23
第 87 計算期間	△1. 43
第 88 計算期間	△1. 78
第 89 計算期間	3. 44
第 90 計算期間	△0. 38
第 91 計算期間	2. 67
第 92 計算期間	△3. 85
第 93 計算期間	△0. 76
第 94 計算期間	5. 00
第 95 計算期間	△9. 45
第 96 計算期間	4. 09
第 97 計算期間	△0. 45
第 98 計算期間	1. 74
第 99 計算期間	2. 11
第 100 計算期間	3. 12
第 101 計算期間	△2. 14

第 102 計算期間	△21.34
第 103 計算期間	△9.35
第 104 計算期間	△0.70
第 105 計算期間	16.20
第 106 計算期間	0.65
第 107 計算期間	1.41
第 108 計算期間	2.97
第 109 計算期間	△2.83
第 110 計算期間	4.23
第 111 計算期間	7.44
第 112 計算期間	△1.23
第 113 計算期間	4.25
第 114 計算期間	1.24
第 115 計算期間	0.56
第 116 計算期間	5.81
第 117 計算期間	2.66
第 118 計算期間	△2.50
第 119 計算期間	△1.40
第 120 計算期間	1.97
第 121 計算期間	△2.87
第 122 計算期間	0.11
第 123 計算期間	△3.66
第 124 計算期間	2.64
第 125 計算期間	2.85
第 126 計算期間	△4.99
第 127 計算期間	14.59
第 128 計算期間	△9.21
第 129 計算期間	7.10
第 130 計算期間	△9.94
第 131 計算期間	8.97
第 132 計算期間	2.72
第 133 計算期間	△6.76
第 134 計算期間	0.83
第 135 計算期間	3.60
第 136 計算期間	0.80
第 137 計算期間	△0.88
第 138 計算期間	△0.08
第 139 計算期間	1.81
第 140 計算期間	△1.41
第 141 計算期間	5.66
第 142 計算期間	1.57

第 143 計算期間	2.72
第 144 計算期間	0.35
第 145 計算期間	△0.16
第 146 計算期間	3.62
第 147 計算期間	△0.69

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	33,521,220	9,186,547	694,001,332
第 29 計算期間	6,430,208	24,779,287	675,652,253
第 30 計算期間	1,487,425	38,661,179	638,478,499
第 31 計算期間	3,392,003	39,990,893	601,879,609
第 32 計算期間	22,722,938	10,065,521	614,537,026
第 33 計算期間	7,245,724	31,456,131	590,326,619
第 34 計算期間	37,838,459	26,409,646	601,755,432
第 35 計算期間	12,298,609	3,882,082	610,171,959
第 36 計算期間	22,959,446	96,982,632	536,148,773
第 37 計算期間	32,359,722	14,213,065	554,295,430
第 38 計算期間	11,350,471	4,444,691	561,201,210
第 39 計算期間	4,123,060	24,861,046	540,463,224
第 40 計算期間	12,254,419	6,143,223	546,574,420
第 41 計算期間	3,168,050	34,607,658	515,134,812
第 42 計算期間	2,496,641	48,493,855	469,137,598
第 43 計算期間	57,587,632	42,455,278	484,269,952
第 44 計算期間	16,206,360	35,955,959	464,520,353
第 45 計算期間	2,229,459	2,107,390	464,642,422
第 46 計算期間	4,754,774	5,585,144	463,812,052
第 47 計算期間	1,863,158	16,011,932	449,663,278
第 48 計算期間	1,285,195	39,095,262	411,853,211
第 49 計算期間	2,760,547	34,673,999	379,939,759
第 50 計算期間	1,048,059	6,569,656	374,418,162
第 51 計算期間	3,065,486	42,995,829	334,487,819
第 52 計算期間	6,065,400	24,505,306	316,047,913
第 53 計算期間	1,563,042	6,566,711	311,044,244
第 54 計算期間	1,719,781	3,708,165	309,055,860
第 55 計算期間	21,638,639	6,282,378	324,412,121
第 56 計算期間	1,407,033	5,214,524	320,604,630
第 57 計算期間	12,738,219	33,356	333,309,493
第 58 計算期間	3,192,823	2,313,468	334,188,848

第 59 計算期間	5,361,406	373,675	339,176,579
第 60 計算期間	42,793,889	1,544,893	380,425,575
第 61 計算期間	42,748,549	22,939,999	400,234,125
第 62 計算期間	8,711,167	38,938,321	370,006,971
第 63 計算期間	62,965,825	44,811,686	388,161,110
第 64 計算期間	138,823,315	2,508,196	524,476,229
第 65 計算期間	46,846,334	3,006,022	568,316,541
第 66 計算期間	210,113,609	29,583,850	748,846,300
第 67 計算期間	97,478,395	8,143,558	838,181,137
第 68 計算期間	124,032,825	3,184,378	959,029,584
第 69 計算期間	130,655,446	1,631,692	1,088,053,338
第 70 計算期間	103,545,267	14,478,773	1,177,119,832
第 71 計算期間	321,518,744	28,046,587	1,470,591,989
第 72 計算期間	464,566,269	154,134,523	1,781,023,735
第 73 計算期間	755,122,963	16,791,587	2,519,355,111
第 74 計算期間	433,436,421	88,957,189	2,863,834,343
第 75 計算期間	776,583,278	220,168,485	3,420,249,136
第 76 計算期間	686,403,909	78,047,118	4,028,605,927
第 77 計算期間	958,925,110	235,777,507	4,751,753,530
第 78 計算期間	266,582,578	178,479,061	4,839,857,047
第 79 計算期間	75,545,870	62,078,956	4,853,323,961
第 80 計算期間	66,889,097	111,275,354	4,808,937,704
第 81 計算期間	101,601,808	175,442,747	4,735,096,765
第 82 計算期間	29,323,626	244,223,336	4,520,197,055
第 83 計算期間	142,193,784	76,394,964	4,585,995,875
第 84 計算期間	54,174,821	128,903,578	4,511,267,118
第 85 計算期間	89,393,572	74,015,514	4,526,645,176
第 86 計算期間	36,577,200	93,101,884	4,470,120,492
第 87 計算期間	21,548,841	102,512,491	4,389,156,842
第 88 計算期間	18,326,759	149,277,864	4,258,205,737
第 89 計算期間	70,704,820	31,861,964	4,297,048,593
第 90 計算期間	140,965,850	74,835,969	4,363,178,474
第 91 計算期間	198,520,085	111,482,767	4,450,215,792
第 92 計算期間	29,812,988	104,589,076	4,375,439,704
第 93 計算期間	139,558,056	41,931,198	4,473,066,562
第 94 計算期間	90,083,053	12,036,141	4,551,113,474
第 95 計算期間	84,709,767	108,826,221	4,526,997,020
第 96 計算期間	162,542,771	27,785,655	4,661,754,136
第 97 計算期間	42,624,848	26,854,136	4,677,524,848
第 98 計算期間	154,191,842	103,946,584	4,727,770,106
第 99 計算期間	17,902,116	234,744,106	4,510,928,116

第 100 計算期間	22,457,161	83,360,377	4,450,024,900
第 101 計算期間	15,881,103	43,371,348	4,422,534,655
第 102 計算期間	43,242,264	158,672,675	4,307,104,244
第 103 計算期間	35,617,269	284,488,580	4,058,232,933
第 104 計算期間	30,105,379	5,984,242	4,082,354,070
第 105 計算期間	26,910,382	7,434,643	4,101,829,809
第 106 計算期間	22,732,982	103,948,941	4,020,613,850
第 107 計算期間	26,188,012	18,018,889	4,028,782,973
第 108 計算期間	26,599,423	243,407,213	3,811,975,183
第 109 計算期間	26,137,752	39,616,182	3,798,496,753
第 110 計算期間	8,916,623	250,165,009	3,557,248,367
第 111 計算期間	7,192,373	71,521,415	3,492,919,325
第 112 計算期間	9,523,373	209,719,982	3,292,722,716
第 113 計算期間	7,366,622	53,752,924	3,246,336,414
第 114 計算期間	5,742,141	30,509,268	3,221,569,287
第 115 計算期間	5,643,625	115,112,992	3,112,099,920
第 116 計算期間	5,643,081	25,824,477	3,091,918,524
第 117 計算期間	5,233,391	24,628,471	3,072,523,444
第 118 計算期間	5,077,672	28,728,654	3,048,872,462
第 119 計算期間	5,518,938	13,604,810	3,040,786,590
第 120 計算期間	5,823,791	71,319,979	2,975,290,402
第 121 計算期間	6,329,240	25,900,283	2,955,719,359
第 122 計算期間	5,634,444	15,685,654	2,945,668,149
第 123 計算期間	6,293,011	56,790,213	2,895,170,947
第 124 計算期間	5,921,754	93,173,497	2,807,919,204
第 125 計算期間	9,308,594	124,449,011	2,692,778,787
第 126 計算期間	5,075,232	25,765,222	2,672,088,797
第 127 計算期間	5,436,927	680,119,080	1,997,406,644
第 128 計算期間	3,143,159	112,278,868	1,888,270,935
第 129 計算期間	2,939,188	51,899,622	1,839,310,501
第 130 計算期間	4,071,932	54,177,941	1,789,204,492
第 131 計算期間	3,182,532	4,604,423	1,787,782,601
第 132 計算期間	3,044,783	8,645,324	1,782,182,060
第 133 計算期間	2,485,804	11,287,211	1,773,380,653
第 134 計算期間	3,105,880	2,487,423	1,773,999,110
第 135 計算期間	3,061,309	18,893,983	1,758,166,436
第 136 計算期間	3,379,747	7,857,992	1,753,688,191
第 137 計算期間	3,196,583	2,749,682	1,754,135,092
第 138 計算期間	3,216,211	45,882,167	1,711,469,136
第 139 計算期間	35,522,151	1,597,692	1,745,393,595
第 140 計算期間	2,952,603	9,908,603	1,738,437,595

第 141 計算期間	3,359,618	51,486,641	1,690,310,572
第 142 計算期間	5,085,086	37,793,837	1,657,601,821
第 143 計算期間	2,409,013	64,033,459	1,595,977,375
第 144 計算期間	2,441,311	34,219,053	1,564,199,633
第 145 計算期間	2,275,567	52,052,440	1,514,422,760
第 146 計算期間	2,045,887	15,993,776	1,500,474,871
第 147 計算期間	2,005,274	56,713,268	1,445,766,877

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	355,027,657	99.20
親投資信託受益証券	日本	424,384	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,449,967	0.68
純資産総額		357,902,008	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (IDR)	20,929.3295	5,751	120,364,573	5,733	119,987,846	33.53
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (INR)	23,391.3454	5,159	120,675,950	5,108	119,482,992	33.38
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (KRW)	16,152.7564	7,101	114,700,723	7,154	115,556,819	32.29
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	416,840	1.0181	424,384	1.0181	424,384	0.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

投資信託受益証券	99.20
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日	(2014年1月14日)	2,078,859,243	2,099,298,768	12,205	12,325
第29計算期間末日	(2014年2月13日)	1,886,093,157	1,905,127,112	11,891	12,011
第30計算期間末日	(2014年3月13日)	1,729,829,270	1,747,252,092	11,914	12,034
第31計算期間末日	(2014年4月14日)	1,627,124,623	1,643,267,445	12,095	12,215
第32計算期間末日	(2014年5月13日)	1,545,654,964	1,560,778,195	12,264	12,384
第33計算期間末日	(2014年6月13日)	1,401,909,851	1,415,461,261	12,414	12,534
第34計算期間末日	(2014年7月14日)	1,227,523,422	1,239,470,927	12,329	12,449
第35計算期間末日	(2014年8月13日)	1,156,144,360	1,167,761,665	11,942	12,062
第36計算期間末日	(2014年9月16日)	999,276,420	1,008,878,792	12,488	12,608
第37計算期間末日	(2014年10月14日)	936,611,513	945,912,730	12,084	12,204
第38計算期間末日	(2014年11月13日)	919,259,208	927,909,422	12,752	12,872
第39計算期間末日	(2014年12月15日)	759,298,227	767,046,441	11,760	11,880
第40計算期間末日	(2015年1月13日)	759,985,797	767,796,257	11,676	11,796
第41計算期間末日	(2015年2月13日)	722,103,257	729,695,190	11,414	11,534
第42計算期間末日	(2015年3月13日)	688,683,152	695,798,780	11,614	11,734
第43計算期間末日	(2015年4月13日)	668,023,343	674,770,666	11,881	12,001
第44計算期間末日	(2015年5月13日)	644,516,869	651,084,722	11,776	11,896
第45計算期間末日	(2015年6月15日)	642,015,985	648,443,679	11,986	12,106
第46計算期間末日	(2015年7月13日)	553,251,400	558,882,328	11,790	11,910
第47計算期間末日	(2015年8月13日)	489,761,975	495,066,651	11,079	11,199
第48計算期間末日	(2015年9月14日)	436,204,755	441,346,575	10,180	10,300
第49計算期間末日	(2015年10月13日)	429,295,781	434,229,088	10,442	10,562

第 50 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	439,021,692	443,942,079	10,707	10,827
第 51 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	372,750,777	377,303,268	9,825	9,945
第 52 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	352,405,870	356,872,988	9,467	9,587
第 53 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	314,623,843	318,893,178	8,843	8,963
第 54 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	321,995,473	326,037,389	9,560	9,680
第 55 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	310,990,448	314,978,640	9,357	9,477
第 56 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	304,998,000	308,925,177	9,320	9,440
第 57 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	294,805,171	298,653,881	9,192	9,312
第 58 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	294,140,750	297,995,217	9,157	9,277
第 59 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	279,581,348	283,298,661	9,025	9,145
第 60 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	267,727,184	271,296,064	9,002	9,122
第 61 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	288,190,411	291,955,774	9,184	9,304
第 62 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	319,498,475	323,818,252	8,875	8,995
第 63 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	393,339,311	398,140,834	9,830	9,950
第 64 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	386,132,226	390,891,020	9,737	9,857
第 65 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	385,024,273	389,690,512	9,902	10,022
第 66 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	379,707,952	384,318,729	9,882	10,002
第 67 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	378,678,476	383,411,702	9,601	9,721
第 68 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	390,209,463	394,915,987	9,949	10,069
第 69 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	438,361,175	443,897,713	9,501	9,621
第 70 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	568,978,328	576,049,957	9,655	9,775
第 71 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	684,290,199	693,102,297	9,318	9,438
第 72 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	824,854,659	835,243,528	9,528	9,648
第 73 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	885,075,843	896,217,842	9,532	9,652
第 74 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	1,009,726,626	1,022,490,986	9,493	9,613
第 75 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	1,162,377,696	1,176,944,297	9,576	9,696
第 76 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	1,188,877,245	1,203,768,841	9,580	9,700
第 77 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1,300,931,112	1,318,312,751	8,981	9,101
第 78 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1,283,177,556	1,300,859,517	8,708	8,828
第 79 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1,237,792,521	1,255,002,583	8,631	8,751
第 80 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1,218,695,940	1,236,044,753	8,430	8,550
第 81 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1,190,618,355	1,207,864,113	8,285	8,405
第 82 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1,099,829,290	1,116,143,578	8,090	8,210
第 83 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	984,679,739	999,752,270	7,840	7,960
第 84 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	922,187,167	936,815,270	7,565	7,685
第 85 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	905,799,352	916,562,909	7,574	7,664
第 86 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	879,840,832	890,153,149	7,679	7,769
第 87 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	858,532,395	868,709,164	7,593	7,683
第 88 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	829,832,338	839,984,855	7,356	7,446
第 89 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	905,311,012	916,061,877	7,579	7,669
第 90 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	902,146,890	912,810,787	7,614	7,704

第 91 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	933,658,714	944,595,935	7,683	7,773
第 92 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	889,011,733	899,966,570	7,304	7,394
第 93 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	922,598,586	934,051,931	7,250	7,340
第 94 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	970,596,947	982,421,939	7,387	7,477
第 95 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	941,372,208	953,782,288	6,827	6,917
第 96 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	998,532,301	1,011,278,900	7,050	7,140
第 97 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	1,032,313,467	1,041,128,505	7,026	7,086
第 98 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	1,003,109,633	1,011,541,943	7,138	7,198
第 99 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	977,783,781	986,000,208	7,140	7,200
第 100 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	997,892,393	1,005,988,843	7,395	7,455
第 101 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	968,289,535	976,202,762	7,342	7,402
第 102 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	763,290,726	770,916,387	6,006	6,066
第 103 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	664,958,729	672,228,363	5,488	5,548
第 104 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	691,575,632	698,818,256	5,729	5,789
第 105 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	754,598,191	761,894,445	6,205	6,265
第 106 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	734,854,236	741,939,968	6,223	6,283
第 107 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	711,416,042	718,194,088	6,298	6,358
第 108 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	688,888,220	695,489,314	6,262	6,322
第 109 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	683,810,966	688,194,725	6,239	6,279
第 110 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	701,620,095	706,007,099	6,397	6,437
第 111 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	717,123,124	721,463,379	6,609	6,649
第 112 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	706,074,653	710,346,859	6,611	6,651
第 113 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	678,125,700	682,150,402	6,740	6,780
第 114 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	667,945,242	671,873,720	6,801	6,841
第 115 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	639,892,483	643,689,040	6,742	6,782
第 116 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	654,381,922	658,184,804	6,883	6,923
第 117 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	643,925,876	647,612,660	6,986	7,026
第 118 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	621,001,068	624,633,284	6,839	6,879
第 119 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	602,493,323	606,029,720	6,815	6,855
第 120 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	595,807,684	599,297,329	6,829	6,869
第 121 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	588,949,204	592,441,731	6,745	6,785
第 122 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	590,769,612	594,250,969	6,788	6,828
第 123 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	578,174,188	581,653,717	6,647	6,687
第 124 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	552,126,139	555,431,662	6,681	6,721
第 125 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	546,057,734	549,371,634	6,591	6,631
第 126 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	460,576,183	463,646,064	6,001	6,041
第 127 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	500,173,277	503,237,205	6,530	6,570
第 128 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	473,183,478	476,194,296	6,286	6,326
第 129 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	472,467,866	475,367,295	6,518	6,558
第 130 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	424,431,177	427,224,753	6,077	6,117
第 131 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	439,562,103	442,364,838	6,273	6,313

第 132 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	450,916,119	453,712,123	6,451	6,491
第 133 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	410,119,034	412,794,525	6,131	6,171
第 134 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	379,607,389	382,106,718	6,075	6,115
第 135 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	392,668,286	395,184,473	6,242	6,282
第 136 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	391,035,007	393,557,327	6,201	6,241
第 137 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	390,888,404	393,411,602	6,197	6,237
第 138 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	387,344,360	389,867,560	6,141	6,181
第 139 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	390,466,957	392,998,001	6,171	6,211
第 140 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	380,870,576	383,367,764	6,101	6,141
第 141 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	387,400,075	389,845,169	6,338	6,378
第 142 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	374,285,533	376,657,688	6,311	6,351
第 143 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	370,116,774	372,403,465	6,474	6,514
第 144 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	370,992,382	373,274,307	6,503	6,543
第 145 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	354,770,987	356,983,431	6,414	6,454
第 146 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	363,716,058	365,935,347	6,556	6,596
第 147 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	359,192,534	361,416,172	6,461	6,501
	2022 年 12 月末日	386,351,101	—	6,129	—
	2023 年 1 月末日	401,613,552	—	6,370	—
	2 月末日	396,175,527	—	6,258	—
	3 月末日	388,278,630	—	6,129	—
	4 月末日	388,642,085	—	6,120	—
	5 月末日	390,549,708	—	6,242	—
	6 月末日	391,757,305	—	6,541	—
	7 月末日	369,842,087	—	6,439	—
	8 月末日	371,431,474	—	6,511	—
	9 月末日	371,674,323	—	6,512	—
	10 月末日	349,763,342	—	6,319	—
	11 月末日	366,550,474	—	6,597	—
	12 月末日	357,902,008	—	6,443	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 28 計算期間	120 円
第 29 計算期間	120 円
第 30 計算期間	120 円
第 31 計算期間	120 円
第 32 計算期間	120 円
第 33 計算期間	120 円

第 34 計算期間	120 円
第 35 計算期間	120 円
第 36 計算期間	120 円
第 37 計算期間	120 円
第 38 計算期間	120 円
第 39 計算期間	120 円
第 40 計算期間	120 円
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円

第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	120 円
第 78 計算期間	120 円
第 79 計算期間	120 円
第 80 計算期間	120 円
第 81 計算期間	120 円
第 82 計算期間	120 円
第 83 計算期間	120 円
第 84 計算期間	120 円
第 85 計算期間	90 円
第 86 計算期間	90 円
第 87 計算期間	90 円
第 88 計算期間	90 円
第 89 計算期間	90 円
第 90 計算期間	90 円
第 91 計算期間	90 円
第 92 計算期間	90 円
第 93 計算期間	90 円
第 94 計算期間	90 円
第 95 計算期間	90 円
第 96 計算期間	90 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円

第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円
第 128 計算期間	40 円
第 129 計算期間	40 円
第 130 計算期間	40 円
第 131 計算期間	40 円
第 132 計算期間	40 円
第 133 計算期間	40 円
第 134 計算期間	40 円
第 135 計算期間	40 円
第 136 計算期間	40 円
第 137 計算期間	40 円
第 138 計算期間	40 円
第 139 計算期間	40 円
第 140 計算期間	40 円
第 141 計算期間	40 円
第 142 計算期間	40 円
第 143 計算期間	40 円
第 144 計算期間	40 円
第 145 計算期間	40 円
第 146 計算期間	40 円
第 147 計算期間	40 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 28 計算期間	2.37
第 29 計算期間	△1.58
第 30 計算期間	1.20
第 31 計算期間	2.52
第 32 計算期間	2.38

第 33 計算期間	2.20
第 34 計算期間	0.28
第 35 計算期間	△2.16
第 36 計算期間	5.57
第 37 計算期間	△2.27
第 38 計算期間	6.52
第 39 計算期間	△6.83
第 40 計算期間	0.30
第 41 計算期間	△1.21
第 42 計算期間	2.80
第 43 計算期間	3.33
第 44 計算期間	0.12
第 45 計算期間	2.80
第 46 計算期間	△0.63
第 47 計算期間	△5.01
第 48 計算期間	△7.03
第 49 計算期間	3.75
第 50 計算期間	3.68
第 51 計算期間	△7.11
第 52 計算期間	△2.42
第 53 計算期間	△5.32
第 54 計算期間	9.46
第 55 計算期間	△0.86
第 56 計算期間	0.88
第 57 計算期間	△0.08
第 58 計算期間	0.92
第 59 計算期間	△0.13
第 60 計算期間	1.07
第 61 計算期間	3.35
第 62 計算期間	△2.05
第 63 計算期間	12.11
第 64 計算期間	0.27
第 65 計算期間	2.92
第 66 計算期間	1.00
第 67 計算期間	△1.62
第 68 計算期間	4.87
第 69 計算期間	△3.29
第 70 計算期間	2.88
第 71 計算期間	△2.24
第 72 計算期間	3.54
第 73 計算期間	1.30

第 74 計算期間	0.84
第 75 計算期間	2.13
第 76 計算期間	1.29
第 77 計算期間	△5.00
第 78 計算期間	△1.70
第 79 計算期間	0.49
第 80 計算期間	△0.93
第 81 計算期間	△0.29
第 82 計算期間	△0.90
第 83 計算期間	△1.60
第 84 計算期間	△1.97
第 85 計算期間	1.30
第 86 計算期間	2.57
第 87 計算期間	0.05
第 88 計算期間	△1.93
第 89 計算期間	4.25
第 90 計算期間	1.64
第 91 計算期間	2.08
第 92 計算期間	△3.76
第 93 計算期間	0.49
第 94 計算期間	3.13
第 95 計算期間	△6.36
第 96 計算期間	4.58
第 97 計算期間	0.51
第 98 計算期間	2.44
第 99 計算期間	0.86
第 100 計算期間	4.41
第 101 計算期間	0.09
第 102 計算期間	△17.37
第 103 計算期間	△7.62
第 104 計算期間	5.48
第 105 計算期間	9.35
第 106 計算期間	1.25
第 107 計算期間	2.16
第 108 計算期間	0.38
第 109 計算期間	0.27
第 110 計算期間	3.17
第 111 計算期間	3.93
第 112 計算期間	0.63
第 113 計算期間	2.55
第 114 計算期間	1.49

第 115 計算期間	△0.27
第 116 計算期間	2.68
第 117 計算期間	2.07
第 118 計算期間	△1.53
第 119 計算期間	0.23
第 120 計算期間	0.79
第 121 計算期間	△0.64
第 122 計算期間	1.23
第 123 計算期間	△1.48
第 124 計算期間	1.11
第 125 計算期間	△0.74
第 126 計算期間	△8.34
第 127 計算期間	9.48
第 128 計算期間	△3.12
第 129 計算期間	4.32
第 130 計算期間	△6.15
第 131 計算期間	3.88
第 132 計算期間	3.47
第 133 計算期間	△4.34
第 134 計算期間	△0.26
第 135 計算期間	3.40
第 136 計算期間	△0.01
第 137 計算期間	0.58
第 138 計算期間	△0.25
第 139 計算期間	1.13
第 140 計算期間	△0.48
第 141 計算期間	4.54
第 142 計算期間	0.20
第 143 計算期間	3.21
第 144 計算期間	1.06
第 145 計算期間	△0.75
第 146 計算期間	2.83
第 147 計算期間	△0.83

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 28 計算期間	83,839,782	101,323,329	1,703,293,818
第 29 計算期間	2,032,557	119,163,430	1,586,162,945
第 30 計算期間	4,940,312	139,201,411	1,451,901,846

第 31 計算期間	2, 823, 254	109, 489, 923	1, 345, 235, 177
第 32 計算期間	7, 688, 281	92, 654, 132	1, 260, 269, 326
第 33 計算期間	5, 823, 972	136, 809, 109	1, 129, 284, 189
第 34 計算期間	2, 240, 557	135, 899, 281	995, 625, 465
第 35 計算期間	2, 994, 026	30, 510, 721	968, 108, 770
第 36 計算期間	21, 305, 565	189, 216, 652	800, 197, 683
第 37 計算期間	22, 414, 155	47, 510, 385	775, 101, 453
第 38 計算期間	821, 139	55, 071, 403	720, 851, 189
第 39 計算期間	2, 232, 683	77, 399, 347	645, 684, 525
第 40 計算期間	11, 672, 579	6, 485, 390	650, 871, 714
第 41 計算期間	2, 429, 551	20, 640, 105	632, 661, 160
第 42 計算期間	1, 599, 000	41, 291, 108	592, 969, 052
第 43 計算期間	1, 824, 742	32, 516, 813	562, 276, 981
第 44 計算期間	742, 086	15, 697, 959	547, 321, 108
第 45 計算期間	3, 950, 661	15, 630, 558	535, 641, 211
第 46 計算期間	1, 872, 827	68, 270, 022	469, 244, 016
第 47 計算期間	719, 081	27, 906, 685	442, 056, 412
第 48 計算期間	2, 139, 564	15, 710, 945	428, 485, 031
第 49 計算期間	2, 178, 506	19, 554, 585	411, 108, 952
第 50 計算期間	775, 454	1, 852, 073	410, 032, 333
第 51 計算期間	741, 130	31, 399, 155	379, 374, 308
第 52 計算期間	2, 489, 272	9, 603, 672	372, 259, 908
第 53 計算期間	1, 312, 910	17, 794, 824	355, 777, 994
第 54 計算期間	1, 386, 171	20, 337, 794	336, 826, 371
第 55 計算期間	1, 295, 415	5, 772, 371	332, 349, 415
第 56 計算期間	967, 036	6, 051, 634	327, 264, 817
第 57 計算期間	1, 573, 929	8, 112, 881	320, 725, 865
第 58 計算期間	3, 368, 601	2, 888, 867	321, 205, 599
第 59 計算期間	980, 312	12, 409, 775	309, 776, 136
第 60 計算期間	9, 250, 695	21, 620, 112	297, 406, 719
第 61 計算期間	17, 967, 788	1, 594, 188	313, 780, 319
第 62 計算期間	47, 878, 284	1, 677, 108	359, 981, 495
第 63 計算期間	40, 707, 170	561, 698	400, 126, 967
第 64 計算期間	2, 561, 687	6, 122, 441	396, 566, 213
第 65 計算期間	8, 165, 394	15, 878, 295	388, 853, 312
第 66 計算期間	1, 207, 002	5, 828, 869	384, 231, 445
第 67 計算期間	13, 814, 438	3, 610, 300	394, 435, 583
第 68 計算期間	8, 321, 595	10, 546, 787	392, 210, 391
第 69 計算期間	90, 631, 484	21, 463, 674	461, 378, 201
第 70 計算期間	141, 526, 853	13, 602, 590	589, 302, 464
第 71 計算期間	155, 739, 269	10, 700, 178	734, 341, 555

第 72 計算期間	133,594,642	2,197,093	865,739,104
第 73 計算期間	118,183,838	55,422,950	928,499,992
第 74 計算期間	148,686,905	13,490,182	1,063,696,715
第 75 計算期間	157,876,235	7,689,488	1,213,883,462
第 76 計算期間	120,974,425	93,891,496	1,240,966,391
第 77 計算期間	223,418,584	15,915,052	1,448,469,923
第 78 計算期間	62,900,651	37,873,776	1,473,496,798
第 79 計算期間	57,896,962	97,221,914	1,434,171,846
第 80 計算期間	19,725,497	8,162,888	1,445,734,455
第 81 計算期間	14,126,186	22,714,086	1,437,146,555
第 82 計算期間	42,597,912	120,220,444	1,359,524,023
第 83 計算期間	14,068,864	117,548,610	1,256,044,277
第 84 計算期間	12,776,525	49,812,166	1,219,008,636
第 85 計算期間	14,894,954	37,952,702	1,195,950,888
第 86 計算期間	7,363,631	57,501,477	1,145,813,042
第 87 計算期間	4,606,039	19,666,888	1,130,752,193
第 88 計算期間	5,682,568	8,377,285	1,128,057,476
第 89 計算期間	82,900,359	16,417,171	1,194,540,664
第 90 計算期間	21,501,007	31,164,163	1,184,877,508
第 91 計算期間	86,642,491	56,273,163	1,215,246,836
第 92 計算期間	6,395,260	4,437,912	1,217,204,184
第 93 計算期間	89,484,623	34,094,896	1,272,593,911
第 94 計算期間	87,189,664	45,895,555	1,313,888,020
第 95 計算期間	130,293,481	65,283,665	1,378,897,836
第 96 計算期間	73,234,097	35,843,105	1,416,288,828
第 97 計算期間	83,332,224	30,448,029	1,469,173,023
第 98 計算期間	21,310,128	85,098,040	1,405,385,111
第 99 計算期間	49,628,102	85,608,680	1,369,404,533
第 100 計算期間	17,567,217	37,563,308	1,349,408,442
第 101 計算期間	15,141,224	45,678,411	1,318,871,255
第 102 計算期間	15,434,562	63,362,178	1,270,943,639
第 103 計算期間	9,313,414	68,651,343	1,211,605,710
第 104 計算期間	8,595,399	13,096,984	1,207,104,125
第 105 計算期間	9,184,813	246,515	1,216,042,423
第 106 計算期間	7,757,256	42,844,187	1,180,955,492
第 107 計算期間	8,492,604	59,773,711	1,129,674,385
第 108 計算期間	7,627,554	37,119,456	1,100,182,483
第 109 計算期間	6,963,838	11,206,442	1,095,939,879
第 110 計算期間	5,196,534	4,385,239	1,096,751,174
第 111 計算期間	4,547,432	16,234,681	1,085,063,925
第 112 計算期間	10,417,539	27,429,880	1,068,051,584

第 113 計算期間	5,726,955	67,602,913	1,006,175,626
第 114 計算期間	4,315,009	28,371,017	982,119,618
第 115 計算期間	3,266,508	36,246,857	949,139,269
第 116 計算期間	5,192,683	3,611,422	950,720,530
第 117 計算期間	7,949,411	36,973,914	921,696,027
第 118 計算期間	3,230,357	16,872,297	908,054,087
第 119 計算期間	7,773,896	31,728,528	884,099,455
第 120 計算期間	3,392,517	15,080,591	872,411,381
第 121 計算期間	2,756,423	2,035,900	873,131,904
第 122 計算期間	3,779,398	6,572,029	870,339,273
第 123 計算期間	2,820,427	3,277,434	869,882,266
第 124 計算期間	2,822,903	46,324,403	826,380,766
第 125 計算期間	3,109,881	1,015,471	828,475,176
第 126 計算期間	3,178,602	64,183,444	767,470,334
第 127 計算期間	3,254,791	4,742,968	765,982,157
第 128 計算期間	3,903,161	17,180,703	752,704,615
第 129 計算期間	3,162,943	31,010,241	724,857,317
第 130 計算期間	5,983,488	32,446,660	698,394,145
第 131 計算期間	4,025,614	1,735,970	700,683,789
第 132 計算期間	2,866,151	4,548,803	699,001,137
第 133 計算期間	4,260,478	34,388,633	668,872,982
第 134 計算期間	3,393,722	47,434,312	624,832,392
第 135 計算期間	4,227,449	12,979	629,046,862
第 136 計算期間	3,263,393	1,730,113	630,580,142
第 137 計算期間	3,037,236	2,817,688	630,799,690
第 138 計算期間	2,935,991	2,935,616	630,800,065
第 139 計算期間	3,465,122	1,504,028	632,761,159
第 140 計算期間	2,811,114	11,275,109	624,297,164
第 141 計算期間	2,930,724	15,954,223	611,273,665
第 142 計算期間	3,219,346	21,454,020	593,038,991
第 143 計算期間	2,079,095	23,445,335	571,672,751
第 144 計算期間	1,934,322	3,125,814	570,481,259
第 145 計算期間	1,932,501	19,302,712	553,111,048
第 146 計算期間	5,487,448	3,776,210	554,822,286
第 147 計算期間	2,178,612	1,091,335	555,909,563

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,573,066	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6,450	0.25
純資産総額		2,579,516	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,527,322	1.0181	2,573,067	1.0181	2,573,066	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (2014年6月13日)	54,016,056	54,016,056	10,012	10,012
第7計算期間末日 (2014年12月15日)	120,954,225	120,954,225	10,012	10,012
第8計算期間末日 (2015年6月15日)	30,755,806	30,755,806	10,011	10,011
第9計算期間末日 (2015年12月14日)	23,586,656	23,586,656	10,009	10,009

第10 計算期間末日	(2016年 6月 13日)	25,298,253	25,298,253	10,008	10,008
第11 計算期間末日	(2016年 12月 13日)	26,186,995	26,186,995	10,009	10,009
第12 計算期間末日	(2017年 6月 13日)	80,083,680	80,083,680	10,008	10,008
第13 計算期間末日	(2017年 12月 13日)	77,176,734	77,176,734	10,007	10,007
第14 計算期間末日	(2018年 6月 13日)	83,085,520	83,085,520	10,006	10,006
第15 計算期間末日	(2018年 12月 13日)	86,694,902	86,694,902	10,005	10,005
第16 計算期間末日	(2019年 6月 13日)	84,556,627	84,556,627	10,004	10,004
第17 計算期間末日	(2019年 12月 13日)	80,620,844	80,620,844	10,003	10,003
第18 計算期間末日	(2020年 6月 15日)	73,115,175	73,115,175	10,002	10,002
第19 計算期間末日	(2020年 12月 14日)	73,110,146	73,110,146	10,001	10,001
第20 計算期間末日	(2021年 6月 14日)	73,105,742	73,105,742	10,000	10,000
第21 計算期間末日	(2021年 12月 13日)	95,663,189	95,663,189	10,000	10,000
第22 計算期間末日	(2022年 6月 13日)	72,978,113	72,978,113	9,999	9,999
第23 計算期間末日	(2022年 12月 13日)	72,966,029	72,966,029	9,997	9,997
第24 計算期間末日	(2023年 6月 13日)	72,961,119	72,961,119	9,997	9,997
第25 計算期間末日	(2023年 12月 13日)	2,579,520	2,579,520	10,002	10,002
	2022年 12月 末日	72,965,573	—	9,997	—
	2023年 1月 末日	72,964,708	—	9,997	—
	2月 末日	72,963,952	—	9,997	—
	3月 末日	72,963,117	—	9,997	—
	4月 末日	72,962,364	—	9,997	—
	5月 末日	72,961,469	—	9,997	—
	6月 末日	72,960,663	—	9,997	—
	7月 末日	74,180,595	—	9,996	—
	8月 末日	74,179,737	—	9,996	—
	9月 末日	2,579,654	—	10,002	—
	10月 末日	2,579,534	—	10,002	—
	11月 末日	2,579,524	—	10,002	—
	12月 末日	2,579,516	—	10,002	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6 計算期間	0円
第7 計算期間	0円
第8 計算期間	0円
第9 計算期間	0円
第10 計算期間	0円
第11 計算期間	0円

第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円
第 19 計算期間	0 円
第 20 計算期間	0 円
第 21 計算期間	0 円
第 22 計算期間	0 円
第 23 計算期間	0 円
第 24 計算期間	0 円
第 25 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 6 計算期間	0.02
第 7 計算期間	0.00
第 8 計算期間	△0.00
第 9 計算期間	△0.01
第 10 計算期間	△0.00
第 11 計算期間	0.00
第 12 計算期間	△0.00
第 13 計算期間	△0.00
第 14 計算期間	△0.00
第 15 計算期間	△0.00
第 16 計算期間	△0.00
第 17 計算期間	△0.00
第 18 計算期間	△0.00
第 19 計算期間	△0.00
第 20 計算期間	△0.00
第 21 計算期間	0.00
第 22 計算期間	△0.01
第 23 計算期間	△0.02
第 24 計算期間	0.00
第 25 計算期間	0.05

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 6 計算期間	146,359,998	133,517,592	53,949,237
第 7 計算期間	375,940,554	309,083,326	120,806,465
第 8 計算期間	365,732,144	455,815,601	30,723,008
第 9 計算期間	69,071,428	76,228,985	23,565,451
第 10 計算期間	19,517,675	17,806,171	25,276,955
第 11 計算期間	18,159,047	17,271,572	26,164,430
第 12 計算期間	142,347,695	88,491,080	80,021,045
第 13 計算期間	20,023,633	22,923,119	77,121,559
第 14 計算期間	16,360,281	10,449,714	83,032,126
第 15 計算期間	60,645,724	57,023,791	86,654,059
第 16 計算期間	1,816,003	3,947,765	84,522,297
第 17 計算期間	4,590,941	8,519,158	80,594,080
第 18 計算期間	1,678,921	9,169,851	73,103,150
第 19 計算期間	40,366	40,366	73,103,150
第 20 計算期間	7,705,090	7,705,090	73,103,150
第 21 計算期間	22,681,140	117,292	95,666,998
第 22 計算期間	1,571,463	24,252,603	72,985,858
第 23 計算期間	—	—	72,985,858
第 24 計算期間	—	—	72,985,858
第 25 計算期間	1,221,150	71,627,931	2,579,077

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,603,309,166	100.00
純資産総額		3,603,309,166	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



運用実績

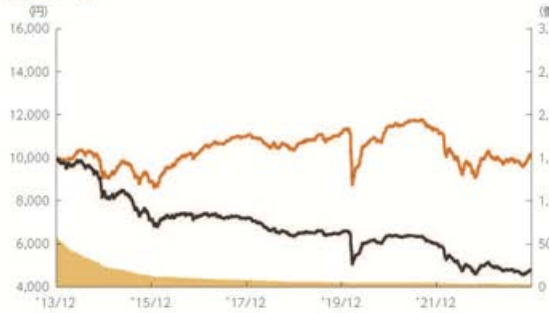
2023年12月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2013年12月30日～2023年12月29日

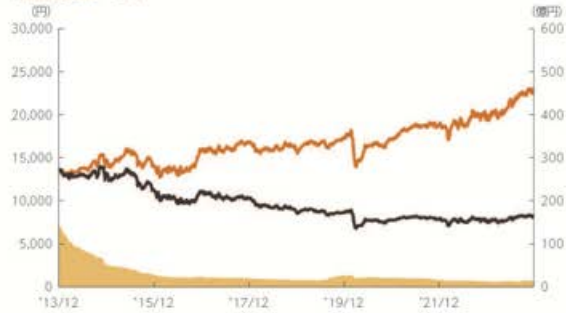
- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 純資産総額【右目盛】 ■ 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 ■ 基準価額【左目盛】

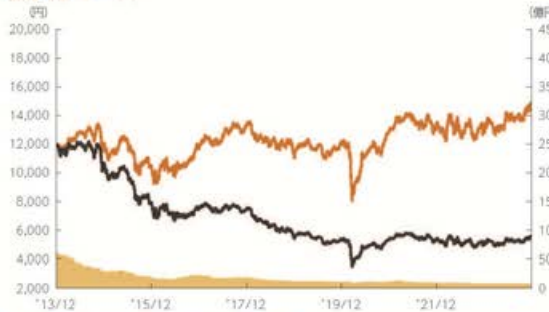
円コース



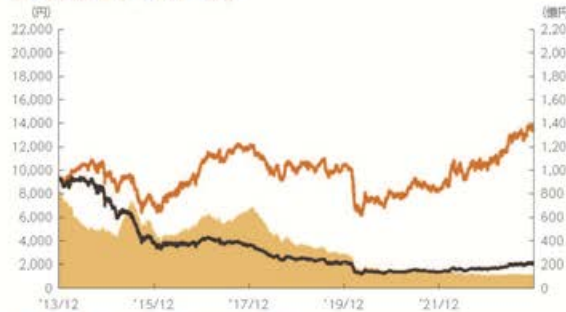
米ドルコース



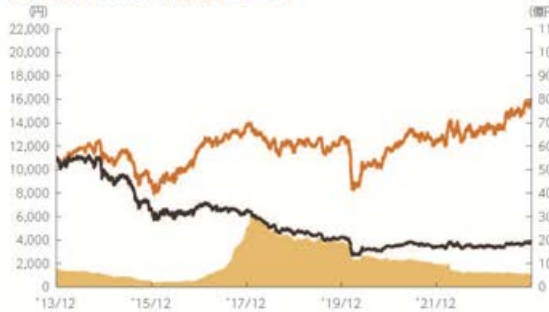
豪ドルコース



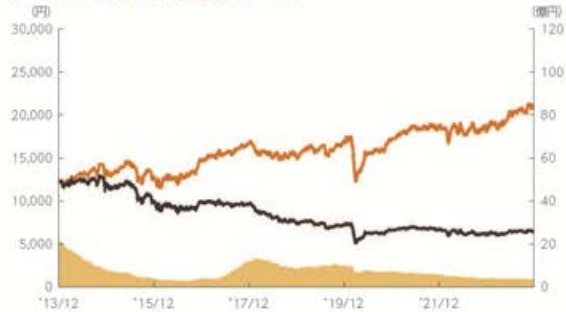
ブラジルリアルコース



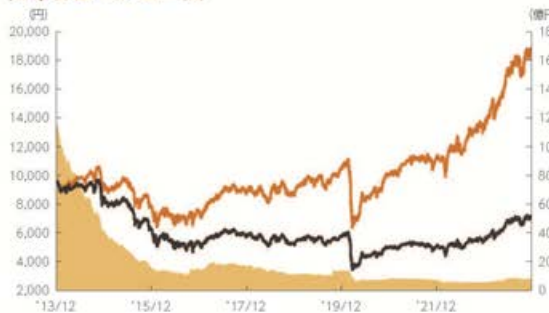
資源国バスケット通貨コース



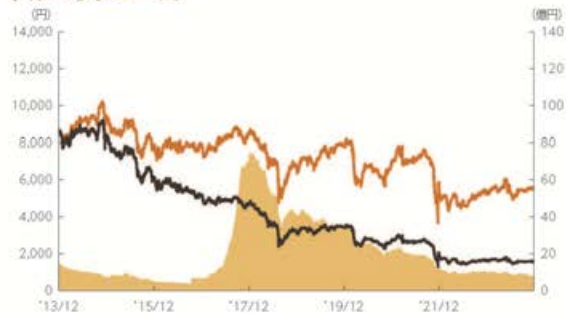
アジアバスケット通貨コース



メキシコペソコース

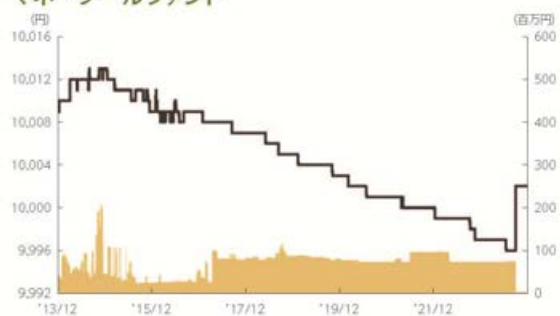


トルコリラコース



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

マネープールファンド



■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
基準価額	4,772円	8,082円	5,544円	2,093円	3,786円	6,443円
純資産総額	27.4億円	12.7億円	7.6億円	114.0億円	5.4億円	3.5億円
	メキシコペソコース	トルコリラコース	マネープールファンド			
基準価額	7,142円	1,543円	10,002円			
純資産総額	7.8億円	7.3億円	2.5百万円			

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■分配の推移

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
2023年12月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2023年11月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2023年10月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2023年9月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2023年8月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
2023年7月	25円	50円	15円	5円	20円	40円
直近1年間累計	300円	600円	180円	60円	240円	480円
設定来累計	7,335円	12,410円	10,185円	12,360円	11,580円	13,040円

	メキシコペソコース	トルコリラコース		マネープールファンド
2023年12月	40円	10円	2023年12月	0円
2023年11月	40円	10円	2023年6月	0円
2023年10月	40円	10円	2022年12月	0円
2023年9月	40円	10円	2022年6月	0円
2023年8月	40円	10円	2021年12月	0円
2023年7月	40円	10円	2021年6月	0円
直近1年間累計	480円	120円	設定来累計	0円
設定来累計	6,260円	5,845円		

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各ファンド(マネープールファンドを除く)

資産構成	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
外国投資信託	99.7%	99.5%	99.5%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース	メキシコペソコース	トルコリラコース
外国投資信託	99.2%	99.2%	99.5%	99.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
コールローン他 (負債控除後)	0.7%	0.7%	0.4%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 ECOPETROL SA SR UNSEC	5.8750%	2045/05/28	1.9%
2 TEVA PHARMACEUTICAL INDU SR UNSEC	3.7500%	2027/05/09	1.8%
3 BANK NEGARA INDONESIA SUB	3.7500%	2026/03/30	1.7%
4 OFFICE CHERIFIEN DES PHO	6.8750%	2044/04/25	1.7%
5 SASOL FINANCING USA LLC SR UNSEC	6.5000%	2028/09/27	1.6%
6 LEVIATHAN BOND LTD SR SEC 144A SMR	6.5000%	2027/06/30	1.6%
7 MGM CHINA HOLDINGS LTD SR UNSEC 144A	5.2500%	2025/06/18	1.5%
8 KOSMOS ENERGY LTD	7.1250%	2026/04/04	1.4%
9 IHS NETHERLANDS HOLDCO CO GTD REGS	8.0000%	2027/09/18	1.4%
10 NEXA RESOURCES SA SR UNSEC 144A	6.5000%	2028/01/18	1.4%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

マネープールファンド

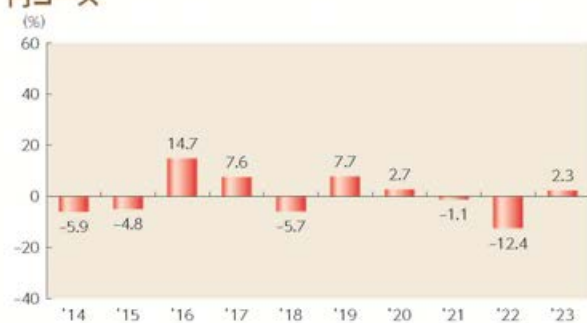
種別別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

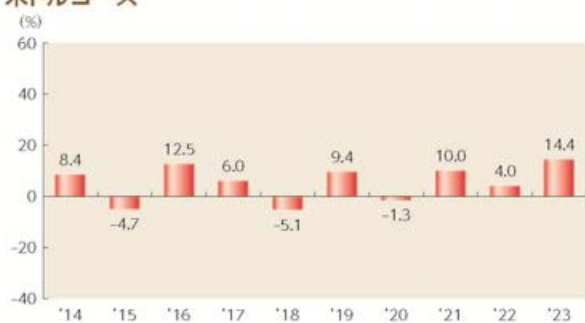
■年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

円コース



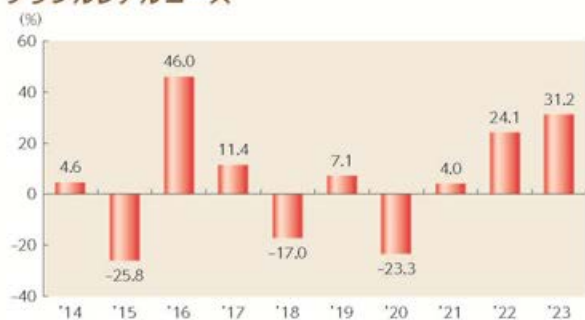
米ドルコース



豪ドルコース



ブラジルリアルコース



資源国バスケット通貨コース



アジアバスケット通貨コース



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

メキシコペソコース



トルコリラコース



マネープールファンド



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

「マネープールファンド」

2026年6月12日まで（2011年9月21日設定）

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

2026年6月12日まで（2013年5月29日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

毎月14日から翌月13日まで

「マネープールファンド」

毎年6月14日から12月13日および12月14日から翌年6月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、各ファンド(「マネープールファンド」を除きます。)につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドにつき、マネープールファンドを除く各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 6 月 14 日から 2023 年 12 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,789,023	8,957,511
投資信託受益証券	3,295,263,423	2,901,999,748
親投資信託受益証券	3,926,942	3,926,942
未収入金	22,000,000	23,000,000
流動資産合計	3,327,979,388	2,937,884,201
資産合計	3,327,979,388	2,937,884,201
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,311,037	15,532,935
未払解約金	834,705	-
未払受託者報酬	114,417	105,198
未払委託者報酬	4,777,009	4,392,053
未払利息	18	1
その他未払費用	8,570	7,880
流動負債合計	23,045,756	20,038,067
負債合計	23,045,756	20,038,067
純資産の部		
元本等		
元本	6,924,415,180	6,213,174,250
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,619,481,548	△3,295,328,116
(分配準備積立金)	107,341,574	55,934,499
元本等合計	3,304,933,632	2,917,846,134
純資産合計	3,304,933,632	2,917,846,134
負債純資産合計	3,327,979,388	2,937,884,201

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年 12月 14日 至 2023年 6月 13日	当期 自 2023年 6月 14日 至 2023年 12月 13日
営業収益		
受取配当金	80,035,069	74,716,556
受取利息	41	48
有価証券売買等損益	△82,661,136	1,019,769
営業収益合計	△2,626,026	75,736,373

営業費用

支払利息	2,319	3,606
受託者報酬	748,794	674,129
委託者報酬	31,262,189	28,144,980
その他費用	56,101	50,504
営業費用合計	32,069,403	28,873,219
営業利益又は営業損失(△)	△34,695,429	46,863,154
経常利益又は経常損失(△)	△34,695,429	46,863,154
当期純利益又は当期純損失(△)	△34,695,429	46,863,154
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△315,011	△1,212,298
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△3,409,824,090	△3,619,481,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,414,243	413,866,413
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,414,243	413,866,413
剰余金減少額又は欠損金増加額	189,830,347	40,783,766
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	189,830,347	40,783,766
分配金	103,860,936	97,004,667
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,619,481,548	△3,295,328,116

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	6,784,236,585円	6,924,415,180円
期中追加設定元本額	373,737,357円	77,153,572円
期中一部解約元本額	233,558,762円	788,394,502円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,619,481,548円	3,295,328,116円
3. 受益権の総数	6,924,415,180口	6,213,174,250口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（〈マネーパールファンド〉を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（〈マネーパールファンド〉を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中

から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 136 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,840,788 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	339,669,629 円
分配準備積立金額	D	159,804,268 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	512,314,685 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,944,741,255 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,361,853 円

第 137 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,420,235 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	340,750,748 円
分配準備積立金額	D	154,258,361 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	503,429,344 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,945,529,852 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	724 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,363,824 円

第 138 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,452,753 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	339,992,751 円
分配準備積立金額	D	144,761,714 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	494,207,218 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,926,797,047 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	713 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,316,992 円

第 139 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,988,970 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	339,593,121 円
分配準備積立金額	D	136,516,342 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485,098,433 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,915,456,535 口

から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 142 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,064,257 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	338,359,905 円
分配準備積立金額	D	105,996,608 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	453,420,770 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,846,265,640 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	662 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,115,664 円

第 143 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,541,519 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	338,395,394 円
分配準備積立金額	D	97,556,176 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	446,493,089 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,840,717,638 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	652 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,101,794 円

第 144 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,679,394 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	311,927,014 円
分配準備積立金額	D	83,745,358 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	403,351,766 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,303,539,147 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	639 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,758,847 円

第 145 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,758,953 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	312,281,838 円
分配準備積立金額	D	75,460,161 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	395,500,952 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,305,963,901 口

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	701 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,288,641 円

第 140 期

2023 年 4 月 14 日

2023 年 5 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,463,788 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	338,361,986 円
分配準備積立金額	D	127,552,157 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	473,377,931 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,887,435,772 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	687 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,218,589 円

第 141 期

2023 年 5 月 16 日

2023 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,131,685 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	342,087,383 円
分配準備積立金額	D	116,520,926 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	466,739,994 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,924,415,180 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	674 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,311,037 円

1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	627 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,764,909 円

第 146 期

2023 年 10 月 14 日

2023 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,019,064 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	311,696,361 円
分配準備積立金額	D	67,211,228 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	388,926,653 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,292,207,572 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	618 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,730,518 円

第 147 期

2023 年 11 月 14 日

2023 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,833,097 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	307,874,073 円
分配準備積立金額	D	60,634,337 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	379,341,507 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,213,174,250 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	610 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,532,935 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	当期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社で	同左

	<p>は、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△12,134,628	65,516,663
親投資信託受益証券	—	—
合計	△12,134,628	65,516,663

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4773円 (4,773円)	0.4696円 (4,696円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ パミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラ ス J (JPY)	572,048.04	2,901,999,748	
投資信託受益証券 合計		572,048.04	2,901,999,748	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,857,128	3,926,942	
親投資信託受益証券 合計		3,857,128	3,926,942	
	合計	4,429,176.04	2,905,926,690	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,982,582	7,114,058
投資信託受益証券	1,193,854,353	1,332,913,786
親投資信託受益証券	1,363,276	1,363,276
未収入金	7,900,000	8,100,000
流動資産合計	1,209,100,211	1,349,491,120
資産合計	1,209,100,211	1,349,491,120
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,692,556	8,180,970
未払解約金	33,281	-
未払受託者報酬	41,272	48,772
未払委託者報酬	1,723,024	2,036,275
未払利息	15	1
その他未払費用	3,085	3,646
流動負債合計	9,493,233	10,269,664
負債合計	9,493,233	10,269,664
純資産の部		
元本等		
元本	1,538,511,386	1,636,194,083
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△338,904,408	△296,972,627
(分配準備積立金)	12,690,649	22,923,868
元本等合計	1,199,606,978	1,339,221,456
純資産合計	1,199,606,978	1,339,221,456
負債純資産合計	1,209,100,211	1,349,491,120

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	56,717,572	67,356,649
受取利息	32	37
有価証券売買等損益	△9,995,451	48,902,784
営業収益合計	46,722,153	116,259,470
営業費用		
支払利息	1,591	2,101

受託者報酬	254,742	277,490
委託者報酬	10,635,393	11,585,067
その他費用	19,041	20,746
営業費用合計	10,910,767	11,885,404
営業利益又は営業損失(△)	35,811,386	104,374,066
経常利益又は経常損失(△)	35,811,386	104,374,066
当期純利益又は当期純損失(△)	35,811,386	104,374,066
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,018,186	1,095,132
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△344,472,094	△338,904,408
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,259,149	39,754,106
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,259,149	39,754,106
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,225,203	54,391,072
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,225,203	54,391,072
分配金	45,295,832	46,710,187
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△338,904,408	△296,972,627

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	1,600,998,174円	1,538,511,386円
期中追加設定元本額	206,269,873円	302,554,312円
期中一部解約元本額	268,756,661円	204,871,615円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	338,904,408円	296,972,627円
3. 受益権の総数	1,538,511,386口	1,636,194,083口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 136 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,601,619 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	500,524,078 円
分配準備積立金額	D	10,810,285 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	518,935,982 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,527,538,919 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,397 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,637,694 円

第 137 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,293,631 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	496,700,128 円
分配準備積立金額	D	10,666,501 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	515,660,260 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,515,793,550 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,401 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,578,967 円

第 138 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,940,357 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	481,478,118 円
分配準備積立金額	D	11,008,105 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	500,426,580 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,469,268,715 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,405 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,346,343 円

第 139 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,327,074 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	478,934,719 円
分配準備積立金額	D	11,502,904 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	497,764,697 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,461,372,664 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,406 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円

第 142 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,531,226 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	499,167,319 円
分配準備積立金額	D	12,490,989 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	520,189,534 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,517,845,315 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,427 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,589,226 円

第 143 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,982,463 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	492,218,390 円
分配準備積立金額	D	13,207,002 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	515,407,855 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,496,594,369 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,443 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,482,971 円

第 144 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,913,464 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	457,384,396 円
分配準備積立金額	D	14,544,792 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	480,842,652 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,390,535,207 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,457 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,952,676 円

第 145 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,395,602 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	551,661,189 円
分配準備積立金額	D	16,505,336 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	578,562,127 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,667,167,604 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,470 円
1 万円当たり分配金額	H	50 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,306,863円
---------	--------------	------------

第140期
2023年4月14日
2023年5月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,885,657円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	507,921,685円
分配準備積立金額	D	11,169,593円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	526,976,935円
当ファンドの期末残存口数	F	1,546,681,855口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,407円
1万円当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,733,409円

第141期
2023年5月16日
2023年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,520,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	505,934,180円
分配準備積立金額	D	10,862,633円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	526,317,385円
当ファンドの期末残存口数	F	1,538,511,386口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,420円
1万円当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,692,556円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,335,838円
---------	--------------	------------

第146期
2023年10月14日
2023年11月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,706,356円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	540,678,045円
分配準備積立金額	D	18,109,217円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	570,493,618円
当ファンドの期末残存口数	F	1,633,701,360口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,492円
1万円当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,168,506円

第147期
2023年11月14日
2023年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,499,238円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	541,585,104円
分配準備積立金額	D	21,605,600円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	572,689,942円
当ファンドの期末残存口数	F	1,636,194,083口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,500円
1万円当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,180,970円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	31,404,256	△21,674,558
親投資信託受益証券	—	—
合計	31,404,256	△21,674,558

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7797円 (7,797円)	0.8185円 (8,185円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラ ス J (USD)	148,945.55	1,332,913,786	
投資信託受益証券 合計		148,945.55	1,332,913,786	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,339,040	1,363,276	
親投資信託受益証券 合計		1,339,040	1,363,276	
合計		1,487,985.55	1,334,277,062	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,718,695	3,696,313
投資信託受益証券	800,371,663	738,524,436
親投資信託受益証券	1,165,888	1,165,888
未収入金	3,400,000	1,800,000
流動資産合計	807,656,246	745,186,637
資産合計	807,656,246	745,186,637
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,310,733	2,066,660
未払受託者報酬	27,201	27,727
未払委託者報酬	1,135,643	1,157,654
未払利息	7	-
その他未払費用	2,030	2,067
流動負債合計	3,475,614	3,254,108
負債合計	3,475,614	3,254,108
純資産の部		
元本等		
元本	1,540,488,751	1,377,773,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△736,308,119	△635,841,082
(分配準備積立金)	82,514,385	90,476,684
元本等合計	804,180,632	741,932,529
純資産合計	804,180,632	741,932,529
負債純資産合計	807,656,246	745,186,637

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	34,090,958	37,141,418
受取利息	13	19
有価証券売買等損益	△8,982,877	9,111,355
営業収益合計	25,108,094	46,252,792
営業費用		
支払利息	632	841
受託者報酬	178,326	173,984

委託者報酬	7,444,975	7,263,746
その他費用	13,317	12,983
営業費用合計	7,637,250	7,451,554
営業利益又は営業損失(△)	17,470,844	38,801,238
経常利益又は経常損失(△)	17,470,844	38,801,238
当期純利益又は当期純損失(△)	17,470,844	38,801,238
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	428,870	1,842,195
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△780,104,563	△736,308,119
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,271,671	81,757,023
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,271,671	81,757,023
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,276,095	4,895,865
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,276,095	4,895,865
分配金	14,241,106	13,353,164
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△736,308,119	△635,841,082

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	1,623,832,780円	1,540,488,751円
期中追加設定元本額	18,957,343円	10,313,184円
期中一部解約元本額	102,301,372円	173,028,324円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	736,308,119円	635,841,082円
3. 受益権の総数	1,540,488,751口	1,377,773,611口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネープールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネープールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第136期 2022年12月14日	2. 分配金の計算過程 第142期 2023年6月14日

2023年1月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,466,459円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	601,588,144円
分配準備積立金額	D	73,018,217円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	679,072,820円
当ファンドの期末残存口数	F	1,619,804,376口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,192円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,429,706円

第137期

2023年1月14日

2023年2月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,977,854円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	593,020,024円
分配準備積立金額	D	73,882,453円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	671,880,331円
当ファンドの期末残存口数	F	1,596,486,072口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,208円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,394,729円

第138期

2023年2月14日

2023年3月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,506,391円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	591,771,474円
分配準備積立金額	D	75,991,879円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	672,269,744円
当ファンドの期末残存口数	F	1,592,365,100口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,221円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,388,547円

第139期

2023年3月14日

2023年4月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,797,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	589,140,226円
分配準備積立金額	D	77,648,422円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	671,586,614円
当ファンドの期末残存口数	F	1,585,013,442口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,237円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,377,520円

第140期

2023年7月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,966,731円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	566,279,323円
分配準備積立金額	D	81,448,978円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	652,695,032円
当ファンドの期末残存口数	F	1,522,317,528口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,287円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,283,476円

第143期

2023年7月14日

2023年8月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,500,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	560,890,217円
分配準備積立金額	D	83,228,427円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	649,619,200円
当ファンドの期末残存口数	F	1,507,588,667口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,308円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,261,383円

第144期

2023年8月15日

2023年9月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,979,457円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	559,395,644円
分配準備積立金額	D	86,132,561円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	650,507,662円
当ファンドの期末残存口数	F	1,503,327,716口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,327円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,254,991円

第145期

2023年9月14日

2023年10月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,964,869円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	557,294,315円
分配準備積立金額	D	88,414,146円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	650,673,330円
当ファンドの期末残存口数	F	1,497,427,424口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,345円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,246,141円

第146期

2023年 4月 14日

2023年 5月 15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,187,695円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	580,009,501円
分配準備積立金額	D	78,601,919円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,799,115円
当ファンドの期末残存口数	F	1,559,914,221口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,248円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,339,871円

第141期

2023年 5月 16日

2023年 6月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,535,137円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	572,944,971円
分配準備積立金額	D	79,289,981円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	657,770,089円
当ファンドの期末残存口数	F	1,540,488,751口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,269円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,310,733円

2023年 10月 14日

2023年 11月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,032,211円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	556,008,820円
分配準備積立金額	D	90,793,597円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	652,834,628円
当ファンドの期末残存口数	F	1,493,675,926口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,370円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,240,513円

第147期

2023年 11月 14日

2023年 12月 13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,410,993円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	512,979,173円
分配準備積立金額	D	87,132,351円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	605,522,517円
当ファンドの期末残存口数	F	1,377,773,611口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,394円
1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,066,660円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年 12月 14日 至 2023年 6月 13日	当期 自 2023年 6月 14日 至 2023年 12月 13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	31,249,606	9,662,459
親投資信託受益証券	—	—
合計	31,249,606	9,662,459

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]

1 口当たり純資産額	0.5220 円	0.5385 円
(1 万口当たり純資産額)	(5,220 円)	(5,385 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (AUD)	130,874.43	738,524,436	
投資信託受益証券 合計		130,874.43	738,524,436	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,145,161	1,165,888	
親投資信託受益証券 合計		1,145,161	1,165,888	
合計		1,276,035.43	739,690,324	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,749,759	59,515,827
投資信託受益証券	11,753,498,780	11,316,456,201
親投資信託受益証券	10,937,737	10,937,737
未収入金	91,400,000	67,100,000
流動資産合計	11,916,586,276	11,454,009,765
資産合計	11,916,586,276	11,454,009,765
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	31,122,227	27,531,179
未払解約金	29,300,833	38,419,715
未払受託者報酬	403,535	421,116
未払委託者報酬	16,847,484	17,581,700
未払利息	161	11
その他未払費用	30,252	31,574
流動負債合計	77,704,492	83,985,295
負債合計	77,704,492	83,985,295
純資産の部		
元本等		
元本	62,244,454,682	55,062,358,246
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△50,405,572,898	△43,692,333,776
(分配準備積立金)	721,547,034	753,568,502
元本等合計	11,838,881,784	11,370,024,470
純資産合計	11,838,881,784	11,370,024,470
負債純資産合計	11,916,586,276	11,454,009,765

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	399,674,086	359,805,398
受取利息	193	432
有価証券売買等損益	1,459,002,514	902,452,023
営業収益合計	1,858,676,793	1,262,257,853
営業費用		
支払利息	10,038	14,561

受託者報酬	2,467,955	2,581,733
委託者報酬	103,036,779	107,787,200
その他費用	185,030	193,566
営業費用合計	105,699,802	110,577,060
営業利益又は営業損失(△)	1,752,976,991	1,151,680,793
経常利益又は経常損失(△)	1,752,976,991	1,151,680,793
当期純利益又は当期純損失(△)	1,752,976,991	1,151,680,793
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5,902,829	27,273,663
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△56,135,956,779	△50,405,572,898
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,491,925,161	6,015,465,611
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,491,925,161	6,015,465,611
剰余金減少額又は欠損金増加額	315,239,020	254,167,209
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	315,239,020	254,167,209
分配金	193,376,422	172,466,410
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△50,405,572,898	△43,692,333,776

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	67,298,763,743円	62,244,454,682円
期中追加設定元本額	380,750,579円	317,874,606円
期中一部解約元本額	5,435,059,640円	7,499,971,042円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	50,405,572,898円	43,692,333,776円
3. 受益権の総数	62,244,454,682口	55,062,358,246口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 136 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,595,475 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	8,055,313,901 円
分配準備積立金額	D	602,794,506 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,719,703,882 円
当ファンドの期末残存口数	F	66,264,734,999 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,315 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,132,367 円

第 137 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	49,578,170 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,980,788,152 円
分配準備積立金額	D	624,767,252 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,655,133,574 円
当ファンドの期末残存口数	F	65,646,655,062 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,318 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,823,327 円

第 138 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,092,066 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,895,369,012 円
分配準備積立金額	D	633,990,612 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,593,451,690 円
当ファンドの期末残存口数	F	64,938,918,156 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,323 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,469,459 円

第 139 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,409,784 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,816,766,223 円
分配準備積立金額	D	658,170,191 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,539,346,198 円
当ファンドの期末残存口数	F	64,286,226,730 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,328 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円

第 142 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	57,432,974 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,280,255,837 円
分配準備積立金額	D	693,429,427 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,031,118,238 円
当ファンドの期末残存口数	F	59,860,519,146 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,341 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,930,259 円

第 143 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	59,086,019 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,174,354,172 円
分配準備積立金額	D	708,999,711 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,942,439,902 円
当ファンドの期末残存口数	F	58,978,927,138 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,346 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,489,463 円

第 144 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,074,259 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,039,354,589 円
分配準備積立金額	D	723,990,858 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,806,419,706 円
当ファンドの期末残存口数	F	57,863,924,040 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,349 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,931,962 円

第 145 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,519,769 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,950,746,942 円
分配準備積立金額	D	728,294,822 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,220,561,533 円
当ファンドの期末残存口数	F	57,131,473,744 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,351 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,143,113円
---------	--------------	-------------

第140期
2023年4月14日
2023年5月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,923,147円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,706,184,701円
分配準備積立金額	D	680,024,682円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,441,132,530円
当ファンドの期末残存口数	F	63,371,858,182口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,331円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,685,929円

第141期
2023年5月16日
2023年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	62,490,357円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	7,569,672,030円
分配準備積立金額	D	690,178,904円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,322,341,291円
当ファンドの期末残存口数	F	62,244,454,682口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,337円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,122,227円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,565,736円
---------	--------------	-------------

第146期
2023年10月14日
2023年11月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	56,689,540円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,817,896,344円
分配準備積立金額	D	726,570,783円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,601,156,667円
当ファンドの期末残存口数	F	56,035,623,251口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,356円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,017,811円

第147期
2023年11月14日
2023年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,466,294円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,699,968,874円
分配準備積立金額	D	741,633,387円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,481,068,555円
当ファンドの期末残存口数	F	55,062,358,246口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,358円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,531,179円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	483,098,354	△209,824,549
親投資信託受益証券	—	—
合計	483,098,354	△209,824,549

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.1902円 (1,902円)	0.2065円 (2,065円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (BRL)	3,382,084.93	11,316,456,201	
投資信託受益証券 合計		3,382,084.93	11,316,456,201	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	10,743,284	10,937,737	
親投資信託受益証券 合計		10,743,284	10,937,737	
合計		14,125,368.93	11,327,393,938	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,491,972	4,479,298
投資信託受益証券	702,371,694	774,870,011
親投資信託受益証券	677,626	677,626
未収入金	3,500,000	4,490,000
流動資産合計	711,041,292	784,516,935
資産合計	711,041,292	784,516,935
負債の部		
流動負債		
未払金	2,170,000	-
未払収益分配金	4,334,464	4,426,493
未払解約金	-	362,500
未払受託者報酬	23,795	28,508
未払委託者報酬	993,413	1,190,223
未払利息	11	-
その他未払費用	1,774	2,128
流動負債合計	7,523,457	6,009,852
負債合計	7,523,457	6,009,852
純資産の部		
元本等		
元本	1,083,616,204	1,106,623,411
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△380,098,369	△328,116,328
(分配準備積立金)	103,626,753	119,948,028
元本等合計	703,517,835	778,507,083
純資産合計	703,517,835	778,507,083
負債純資産合計	711,041,292	784,516,935

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	53,302,118	69,993,119
受取利息	15	47
有価証券売買等損益	77,453,402	28,445,198
営業収益合計	130,755,535	98,438,364
営業費用		

支払利息	652	1,649
受託者報酬	133,115	175,823
委託者報酬	5,557,397	7,340,506
その他費用	9,918	13,120
営業費用合計	5,701,082	7,531,098
営業利益又は営業損失(△)	125,054,453	90,907,266
経常利益又は経常損失(△)	125,054,453	90,907,266
当期純利益又は当期純損失(△)	125,054,453	90,907,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	753,545	4,338,702
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△438,033,829	△380,098,369
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,540,608	75,431,782
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,540,608	75,431,782
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,122,917	82,306,212
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,122,917	82,306,212
分配金	24,783,139	27,712,093
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△380,098,369	△328,116,328

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	979,929,648円	1,083,616,204円
期中追加設定元本額	182,985,750円	255,364,918円
期中一部解約元本額	79,299,194円	232,357,711円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	380,098,369円	328,116,328円
3. 受益権の総数	1,083,616,204口	1,106,623,411口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 116 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,045,237 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	70,046,286 円
分配準備積立金額	D	84,594,182 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,685,705 円
当ファンドの期末残存口数	F	988,446,919 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,635 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,953,787 円

第 117 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,393,999 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	73,454,740 円
分配準備積立金額	D	86,242,442 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	167,091,181 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,665,326 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,669 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,002,661 円

第 118 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,833,874 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	75,864,900 円
分配準備積立金額	D	88,474,473 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	172,173,247 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,007,994,779 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,708 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,031,979 円

第 119 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,491,097 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	81,491,607 円
分配準備積立金額	D	91,024,576 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	181,007,280 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,034,105,615 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,750 円

2. 分配金の計算過程

第 122 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,292,437 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	120,607,856 円
分配準備積立金額	D	96,493,086 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	228,393,379 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,195,708,172 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,910 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,782,832 円

第 123 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,775,154 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	120,174,508 円
分配準備積立金額	D	100,945,655 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	232,895,317 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,182,188,522 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,970 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,728,754 円

第 124 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,919,789 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	121,097,516 円
分配準備積立金額	D	106,024,123 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,041,428 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,176,700,980 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,022 円
1 万円当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,706,803 円

第 125 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,069,531 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	118,115,482 円
分配準備積立金額	D	107,313,998 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	235,499,011 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,136,822,082 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,071 円

1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,136,422 円

第 120 期

2023 年 4 月 14 日

2023 年 5 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,456,232 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,806,945 円
分配準備積立金額	D	94,094,662 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	194,357,839 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,080,956,619 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,798 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,323,826 円

第 121 期

2023 年 5 月 16 日

2023 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,433,157 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	92,989,435 円
分配準備積立金額	D	97,528,060 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	200,950,652 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,083,616,204 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,854 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,334,464 円

1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,547,288 円

第 126 期

2023 年 10 月 14 日

2023 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,997,793 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	118,138,802 円
分配準備積立金額	D	111,427,357 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,563,952 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,129,980,868 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,128 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,519,923 円

第 127 期

2023 年 11 月 14 日

2023 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,010,043 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	116,826,986 円
分配準備積立金額	D	114,364,478 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	241,201,507 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,106,623,411 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,179 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,426,493 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	当期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、	同左

	<p>ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年 6月 13日現在]	当期 [2023年 12月 13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	28,549,280	5,203,320
親投資信託受益証券	—	—
合計	28,549,280	5,203,320

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.6492円	0.7035円
(1万口当たり純資産額)	(6,492円)	(7,035円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (MXN)	150,081.35	774,870,011	
投資信託受益証券 合計		150,081.35	774,870,011	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	665,580	677,626	
親投資信託受益証券 合計		665,580	677,626	
	合計	815,661.35	775,547,637	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,116,322	7,223,196
投資信託受益証券	877,585,361	752,149,216
親投資信託受益証券	1,170,033	1,170,033
未収入金	7,580,000	11,970,000
流動資産合計	895,451,716	772,512,445
資産合計	895,451,716	772,512,445
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,588,660	4,904,063
未払解約金	2,265,886	862,749
未払受託者報酬	33,754	28,048
未払委託者報酬	1,409,165	1,170,995
未払利息	24	1
その他未払費用	2,523	2,093
流動負債合計	9,300,012	6,967,949
負債合計	9,300,012	6,967,949
純資産の部		
元本等		
元本	5,588,660,829	4,904,063,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,702,509,125	△4,138,518,821
(分配準備積立金)	612,128,931	497,105,708
元本等合計	886,151,704	765,544,496
純資産合計	886,151,704	765,544,496
負債純資産合計	895,451,716	772,512,445

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	93,509,989	23,176,668
受取利息	38	62
有価証券売買等損益	△92,305,199	4,337,187
営業収益合計	1,204,828	27,513,917
営業費用		
支払利息	1,821	2,273

受託者報酬	211,439	188,163
委託者報酬	8,827,518	7,855,602
その他費用	15,796	14,052
営業費用合計	9,056,574	8,060,090
営業利益又は営業損失(△)	△7,851,746	19,453,827
経常利益又は経常損失(△)	△7,851,746	19,453,827
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,851,746	19,453,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	844,499	1,286,003
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△5,116,086,838	△4,702,509,125
剰余金増加額又は欠損金減少額	563,425,400	826,662,116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	563,425,400	826,662,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	106,495,992	248,396,159
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	106,495,992	248,396,159
分配金	34,655,450	32,443,477
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△4,702,509,125	△4,138,518,821

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	6,135,761,789円	5,588,660,829円
期中追加設定元本額	127,474,837円	294,566,789円
期中一部解約元本額	674,575,797円	979,164,301円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,702,509,125円	4,138,518,821円
3. 受益権の総数	5,588,660,829口	4,904,063,317口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 116 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,347,980 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	513,550,502 円
分配準備積立金額	D	619,541,585 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,147,440,067 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,031,892,029 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,902 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,031,892 円

第 117 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,128,389 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	515,447,068 円
分配準備積立金額	D	625,856,764 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,156,432,221 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,031,341,467 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,917 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,031,341 円

第 118 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,027,926 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	489,300,561 円
分配準備積立金額	D	597,143,211 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,100,471,698 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,696,076,631 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,931 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,696,076 円

第 119 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,926,427 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	489,593,809 円
分配準備積立金額	D	601,511,287 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,105,031,523 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,676,978,161 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,946 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円

第 122 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,209,369 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	500,408,371 円
分配準備積立金額	D	605,799,831 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,120,417,571 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,626,775,854 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,991 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,626,775 円

第 123 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,907,890 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	505,372,604 円
分配準備積立金額	D	612,842,740 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,120,123,234 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,644,065,852 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,984 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,644,065 円

第 124 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	944,416 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	512,251,543 円
分配準備積立金額	D	606,413,761 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,119,609,720 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,665,268,821 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,976 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,665,268 円

第 125 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	515,835,724 円
分配準備積立金額	D	589,170,915 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,105,006,639 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,619,819,241 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,966 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,676,978 円
---------	--------------	-------------

第 120 期
2023 年 4 月 14 日
2023 年 5 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,819,850 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	488,191,931 円
分配準備積立金額	D	602,162,931 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,104,174,712 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,630,503,817 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,961 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,630,503 円

第 121 期
2023 年 5 月 16 日
2023 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,920,483 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	486,581,578 円
分配準備積立金額	D	603,797,108 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,104,299,169 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,588,660,829 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,975 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,588,660 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,619,819 円
---------	--------------	-------------

第 126 期
2023 年 10 月 14 日
2023 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,653,447 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	459,586,261 円
分配準備積立金額	D	515,343,327 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	976,583,035 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,983,487,674 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,959 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,983,487 円

第 127 期
2023 年 11 月 14 日
2023 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	475,441 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	454,581,140 円
分配準備積立金額	D	501,534,330 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	956,590,911 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,904,063,317 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,950 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,904,063 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	当期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△42,423,098	△1,663,168
親投資信託受益証券	—	—
合計	△42,423,098	△1,663,168

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.1586円	0.1561円
(1万口当たり純資産額)	(1,586円)	(1,561円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (TRY)	827,446.88	752,149,216	
投資信託受益証券 合計		827,446.88	752,149,216	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,149,232	1,170,033	
親投資信託受益証券 合計		1,149,232	1,170,033	
合計		1,976,678.88	753,319,249	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,915,063	5,540,452
投資信託受益証券	596,195,579	531,029,720
親投資信託受益証券	641,293	641,293
未収入金	3,800,000	2,800,000
流動資産合計	606,551,935	540,011,465
資産合計	606,551,935	540,011,465
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,380,621	2,891,533
未払解約金	178,362	-
未払受託者報酬	20,660	20,251
未払委託者報酬	862,511	845,448
未払利息	15	1
その他未払費用	1,540	1,510
流動負債合計	4,443,709	3,758,743
負債合計	4,443,709	3,758,743
純資産の部		
元本等		
元本	1,690,310,572	1,445,766,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,088,202,346	△909,514,155
(分配準備積立金)	38,139,680	37,840,330
元本等合計	602,108,226	536,252,722
純資産合計	602,108,226	536,252,722
負債純資産合計	606,551,935	540,011,465

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	28,644,677	28,180,419
受取利息	28	35
有価証券売買等損益	11,596,189	20,653,722
営業収益合計	40,240,894	48,834,176
営業費用		
支払利息	1,023	1,426

受託者報酬	132,060	127,129
委託者報酬	5,513,247	5,307,609
その他費用	9,848	9,470
営業費用合計	5,656,178	5,445,634
営業利益又は営業損失(△)	34,584,716	43,388,542
経常利益又は経常損失(△)	34,584,716	43,388,542
当期純利益又は当期純損失(△)	34,584,716	43,388,542
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	644,252	1,334,211
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,145,861,115	△1,088,202,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,580,012	165,502,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,580,012	165,502,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,074,840	10,312,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,074,840	10,312,106
分配金	20,786,867	18,556,883
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,088,202,346	△909,514,155

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	1,758,166,436円	1,690,310,572円
期中追加設定元本額	51,626,913円	16,262,138円
期中一部解約元本額	119,482,777円	260,805,833円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,088,202,346円	909,514,155円
3. 受益権の総数	1,690,310,572口	1,445,766,877口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパブルファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパブルファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 136 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,176,418 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	427,141,416 円
分配準備積立金額	D	36,946,824 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	468,264,658 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,753,688,191 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,670 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,507,376 円

第 137 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,723,791 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	427,318,723 円
分配準備積立金額	D	37,556,979 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	468,599,493 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,754,135,092 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,671 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,508,270 円

第 138 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,706,530 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	416,992,660 円
分配準備積立金額	D	36,786,210 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	457,485,400 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,711,469,136 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,673 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,422,938 円

第 139 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,395,300 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	426,027,601 円
分配準備積立金額	D	37,035,900 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	467,458,801 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,745,393,595 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,678 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

第 142 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,447,614 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	404,842,634 円
分配準備積立金額	D	37,288,969 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	446,579,217 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,657,601,821 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,694 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,315,203 円

第 143 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,601,361 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	389,847,203 円
分配準備積立金額	D	36,939,246 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	431,387,810 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,595,977,375 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,702 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,191,954 円

第 144 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,804,571 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	382,142,750 円
分配準備積立金額	D	37,527,645 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,474,966 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,564,199,633 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,707 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,128,399 円

第 145 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,696,738 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	370,035,942 円
分配準備積立金額	D	36,934,133 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,666,813 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,514,422,760 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,711 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,490,787円
---------	--------------	------------

第140期
2023年4月14日
2023年5月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,784,562円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	424,393,781円
分配準備積立金額	D	37,725,354円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	465,903,697円
当ファンドの期末残存口数	F	1,738,437,595口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,679円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,476,875円

第141期
2023年5月16日
2023年6月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,611,683円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	412,715,829円
分配準備積立金額	D	36,908,618円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	454,236,130円
当ファンドの期末残存口数	F	1,690,310,572口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,687円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,380,621円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,028,845円
---------	--------------	------------

第146期
2023年10月14日
2023年11月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,492,663円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	366,678,117円
分配準備積立金額	D	37,205,406円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,376,186円
当ファンドの期末残存口数	F	1,500,474,871口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,721円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,000,949円

第147期
2023年11月14日
2023年12月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,495,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	353,358,206円
分配準備積立金額	D	37,236,051円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394,090,069円
当ファンドの期末残存口数	F	1,445,766,877口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,725円
1万円当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,891,533円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	28,506,391	△7,171,670
親投資信託受益証券	—	—
合計	28,506,391	△7,171,670

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3562円 (3,562円)	0.3709円 (3,709円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (AUD)	31,589.64	178,260,371	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (BRL)	52,842.18	176,809,943	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (ZAR)	44,682.42	175,959,406	
投資信託受益証券 合計		129,114.25	531,029,720	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	629,892	641,293	
親投資信託受益証券 合計		629,892	641,293	
合計		759,006.25	531,671,013	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）の2023年6月14日から2023年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,999,235	3,814,509
投資信託受益証券	383,718,542	355,741,246
親投資信託受益証券	424,384	424,384
未収入金	2,300,000	2,000,000
流動資産合計	390,442,161	361,980,139
資産合計	390,442,161	361,980,139
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,445,094	2,223,638
未払解約金	19,999	-
未払受託者報酬	13,473	13,167
未払委託者報酬	562,511	549,822
未払利息	10	-
その他未払費用	999	978
流動負債合計	3,042,086	2,787,605
負債合計	3,042,086	2,787,605
純資産の部		
元本等		
元本	611,273,665	555,909,563
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△223,873,590	△196,717,029
(分配準備積立金)	21,110,207	22,066,455
元本等合計	387,400,075	359,192,534
純資産合計	387,400,075	359,192,534
負債純資産合計	390,442,161	361,980,139

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日	当期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日
営業収益		
受取配当金	19,887,645	19,747,154
受取利息	18	20
有価証券売買等損益	4,643,416	4,575,550
営業収益合計	24,531,079	24,322,724
営業費用		
支払利息	709	901

受託者報酬	85,621	81,485
委託者報酬	3,574,454	3,402,162
その他費用	6,360	6,049
営業費用合計	3,667,144	3,490,597
営業利益又は営業損失(△)	20,863,935	20,832,127
経常利益又は経常損失(△)	20,863,935	20,832,127
当期純利益又は当期純損失(△)	20,863,935	20,832,127
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	233,414	178,591
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△236,378,576	△223,873,590
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,955,748	26,086,804
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,955,748	26,086,804
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,039,239	5,987,637
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,039,239	5,987,637
分配金	15,042,044	13,596,142
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△223,873,590	△196,717,029

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	629,046,862円	611,273,665円
期中追加設定元本額	18,443,580円	16,831,324円
期中一部解約元本額	36,216,777円	72,195,426円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	223,873,590円	196,717,029円
3. 受益権の総数	611,273,665口	555,909,563口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月14日 至2023年6月13日	当期 自2023年6月14日 至2023年12月13日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託(＜マネーパールファンド＞を除く)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 136 期

2022 年 12 月 14 日

2023 年 1 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,765,988 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	242,823,019 円
分配準備積立金額	D	20,449,302 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	266,038,309 円
当ファンドの期末残存口数	F	630,580,142 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,218 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,522,320 円

第 137 期

2023 年 1 月 14 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,471,118 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	243,006,930 円
分配準備積立金額	D	20,600,835 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	266,078,883 円
当ファンドの期末残存口数	F	630,799,690 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,218 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,523,198 円

第 138 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,687,801 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	243,102,331 円
分配準備積立金額	D	20,453,571 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	266,243,703 円
当ファンドの期末残存口数	F	630,800,065 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,220 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,523,200 円

第 139 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,954,606 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	243,972,014 円
分配準備積立金額	D	20,569,260 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	267,495,880 円
当ファンドの期末残存口数	F	632,761,159 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,227 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円

第 142 期

2023 年 6 月 14 日

2023 年 7 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,667,049 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	228,946,526 円
分配準備積立金額	D	20,371,841 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	251,985,416 円
当ファンドの期末残存口数	F	593,038,991 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,249 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,372,155 円

第 143 期

2023 年 7 月 14 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,063,729 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	220,768,543 円
分配準備積立金額	D	19,851,998 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,684,270 円
当ファンドの期末残存口数	F	571,672,751 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,262 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,286,691 円

第 144 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,956,864 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	220,377,865 円
分配準備積立金額	D	20,516,579 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,851,308 円
当ファンドの期末残存口数	F	570,481,259 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,274 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,281,925 円

第 145 期

2023 年 9 月 14 日

2023 年 10 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,746,701 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	213,737,237 円
分配準備積立金額	D	20,476,883 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,960,821 円
当ファンドの期末残存口数	F	553,111,048 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,284 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,531,044 円
---------	--------------	-------------

第 140 期

2023 年 4 月 14 日

2023 年 5 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,689,772 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	240,800,055 円
分配準備積立金額	D	20,620,381 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,110,208 円
当ファンドの期末残存口数	F	624,297,164 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,230 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,497,188 円

第 141 期

2023 年 5 月 16 日

2023 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,272,076 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	235,872,310 円
分配準備積立金額	D	20,283,225 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	259,427,611 円
当ファンドの期末残存口数	F	611,273,665 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,244 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,445,094 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,212,444 円
---------	--------------	-------------

第 146 期

2023 年 10 月 14 日

2023 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,162,330 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	214,613,957 円
分配準備積立金額	D	20,868,131 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,644,418 円
当ファンドの期末残存口数	F	554,822,286 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,301 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,219,289 円

第 147 期

2023 年 11 月 14 日

2023 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,521,691 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	215,121,326 円
分配準備積立金額	D	21,768,402 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	239,411,419 円
当ファンドの期末残存口数	F	555,909,563 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,306 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,223,638 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	当期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	14,034,363	△5,499,126
親投資信託受益証券	—	—
合計	14,034,363	△5,499,126

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月13日現在]	当期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6338円 (6,338円)	0.6461円 (6,461円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (IDR)	20,929.32	120,364,573	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (KRW)	16,152.75	114,700,723	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (INR)	23,391.34	120,675,950	
投資信託受益証券 合計		60,473.43	355,741,246	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	416,840	424,384	
親投資信託受益証券 合計		416,840	424,384	
合計		477,313.43	356,165,630	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の2023年6月14日から2023年12月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の2023年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期 [2023 年 6 月 13 日現在]	第 25 期 [2023 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	187,119	9,405
親投資信託受益証券	72,778,823	2,573,070
未収入金	26	2
流動資産合計	72,965,968	2,582,477
資産合計	72,965,968	2,582,477
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,243	752
未払委託者報酬	2,639	1,632
その他未払費用	967	573
流動負債合計	4,849	2,957
負債合計	4,849	2,957
純資産の部		
元本等		
元本	72,985,858	2,579,077
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△24,739	443
(分配準備積立金)	4,793	167
元本等合計	72,961,119	2,579,520
純資産合計	72,961,119	2,579,520
負債純資産合計	72,965,968	2,582,477

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	第 25 期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
営業収益		
有価証券売買等損益	△59	△38
営業収益合計	△59	△38
営業費用		
支払利息	2	108
受託者報酬	1,243	752
委託者報酬	2,639	1,632
その他費用	967	573
営業費用合計	4,851	3,065
営業利益又は営業損失 (△)	△4,910	△3,103
経常利益又は経常損失 (△)	△4,910	△3,103

当期純利益又は当期純損失 (△)	△4,910	△3,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-	△4,419
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△19,829	△24,739
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	24,233
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	24,233
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	367
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	367
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△24,739	443

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第24期 [2023年6月13日現在]	第25期 [2023年12月13日現在]
1. 期首元本額	72,985,858 円	72,985,858 円
期中追加設定元本額	— 円	1,221,150 円
期中一部解約元本額	— 円	71,627,931 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	24,739 円	— 円
3. 受益権の総数	72,985,858 口	2,579,077 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期 自 2022年12月14日 至 2023年6月13日			第25期 自 2023年6月14日 至 2023年12月13日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	— 円	費用控除後の配当等収益額	A	— 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	226,570 円	収益調整金額	C	8,014 円
分配準備積立金額	D	4,793 円	分配準備積立金額	D	167 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,363 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,181 円
当ファンドの期末残存口数	F	72,985,858 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,579,077 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31 円
1 万口当たり分配金額	H	— 円	1 万口当たり分配金額	H	— 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	— 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	— 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 24 期 自 2022 年 12 月 14 日 至 2023 年 6 月 13 日	第 25 期 自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 24 期 [2023 年 6 月 13 日現在]	第 25 期 [2023 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 24 期 [2023 年 6 月 13 日現在]	第 25 期 [2023 年 12 月 13 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1	△1

合計	△1	△1
----	----	----

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第24期 [2023年6月13日現在]	第25期 [2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.9997円	1.0002円
(1万口当たり純資産額)	(9,997円)	(10,002円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,527,326	2,573,070	
合計		2,527,326	2,573,070	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2023年12月13日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	655,685,440
現先取引勘定	2,799,999,569
流動資産合計	3,455,685,009
資産合計	3,455,685,009
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,575,468
未払利息	130
流動負債合計	8,575,598
負債合計	8,575,598
純資産の部	
元本等	
元本	3,385,981,017
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	61,128,394
元本等合計	3,447,109,411
純資産合計	3,447,109,411
負債純資産合計	3,455,685,009

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2023年12月13日現在]
1. 期首	2023年6月14日
期首元本額	2,936,863,850円
期中追加設定元本額	636,605,259円
期中一部解約元本額	187,488,092円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	575,269,365円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,210,674円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,074,934円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープー	38,292,203円

ルファンド>	
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)	669,935 円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	212,322 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	6,895,341 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	907,086 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	74,308 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,857,128 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	10,743,284 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	629,892 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	416,840 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	2,527,326 円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	30,651 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	50,114 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	20,635 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	98,222 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,222 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	2,119,621 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	44,142 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	9,822 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829 円

バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,007,890円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	61,990,877円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	1,412,860円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693円
三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型)	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型)	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	98,223円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型)	98,222円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	98,222円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型)	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型)	2,711,846円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	18,468,833円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型)	2,724,520円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	98,222円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	98,222円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	2,270,863,788円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420円
テンプレトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	2,966,566円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	13,053,165円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	112,309,942円

金)	
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ /マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	97,104 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	9,870,925 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし)	6,887,212 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	5,484,593 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	7,690,306 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	76,382,303 円
合計	3,385,981,017 円
2. 受益権の総数	3,385,981,017 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 6 月 14 日 至 2023 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2023 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2023年12月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0181円
(1万口当たり純資産額)	(10,181円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位:円)

I 資産総額	2,752,932,195
--------	---------------

II 負債総額	2,987,344
III 純資産総額 (I - II)	2,749,944,851
IV 発行済口数	5,763,212,547口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.4772
(10,000口当たり)	(4,772)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,323,495,541
II 負債総額	52,642,093
III 純資産総額 (I - II)	1,270,853,448
IV 発行済口数	1,572,498,832口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8082
(10,000口当たり)	(8,082)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	765,134,807
II 負債総額	629,669
III 純資産総額 (I - II)	764,505,138
IV 発行済口数	1,379,050,345口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.5544
(10,000口当たり)	(5,544)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,422,261,671
II 負債総額	16,819,262
III 純資産総額 (I - II)	11,405,442,409
IV 発行済口数	54,500,679,425口

V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.2093
(10,000口当たり)	(2,093)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	786,971,943
II 負債総額	1,592,918
III 純資産総額 (I - II)	785,379,025
IV 発行済口数	1,099,676,054口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.7142
(10,000口当たり)	(7,142)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	739,340,115
II 負債総額	856,705
III 純資産総額 (I - II)	738,483,410
IV 発行済口数	4,786,492,963口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.1543
(10,000口当たり)	(1,543)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	544,408,903
II 負債総額	725,319
III 純資産総額 (I - II)	543,683,584
IV 発行済口数	1,436,110,005口
V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	0.3786
(10,000口当たり)	(3,786)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	358,826,700
II 負債総額	924,692
III 純資産総額 (I - II)	357,902,008
IV 発行済口数	555,482,196口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6443
(10,000口当たり)	(6,443)

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,579,520
II 負債総額	4
III 純資産総額 (I - II)	2,579,516
IV 発行済口数	2,579,077口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0002
(10,000口当たり)	(10,002)

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,603,310,305
II 負債総額	1,139
III 純資産総額 (I - II)	3,603,309,166
IV 発行済口数	3,539,406,995口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0181
(10,000口当たり)	(10,181)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委

託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年12月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	847	28,140,566
追加型公社債投資信託	16	1,558,854
単位型株式投資信託	98	441,378
単位型公社債投資信託	49	96,721
合 計	1,010	30,237,519

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行

を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)		第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,593,362	※2	51,733,041
有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	※2	783,790	※2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	391,042	※1	181,551
器具備品	※1	1,079,023	※1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		-		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産				
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	810,684	※1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056
固定資産合計		27,569,120		24,252,782
資産合計		105,392,950		107,005,691

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)		第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		565,222		507,559
未払金				
未払収益分配金		197,334		114,094
未払償還金		7,418		7,418
未払手数料	※2	6,423,139	※2	6,139,595
その他未払金	※2	4,565,457	※2	955,697
未払費用	※2	4,328,968	※2	5,778,896
未払消費税等		1,112,923		439,657
未払法人税等		769,692		2,375,281
賞与引当金		942,287		849,840
役員賞与引当金		149,028		154,872
その他		5,517		5,517
流動負債合計		19,066,990		17,328,431
固定負債				
長期未払金		10,800		-
退職給付引当金		1,246,300		1,333,882
役員退職慰労引当金		117,938		75,667
時効後支払損引当金		250,214		254,296
固定負債合計		1,625,252		1,663,846
負債合計		20,692,243		18,992,277
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		29,000,498		33,267,700
利益剰余金合計		36,341,088		40,608,289
株主資本合計		83,073,932		87,341,133

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279
純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	79,977,953	84,121,445
投資顧問料	2,711,169	2,750,601
その他営業収益	13,459	10,412
営業収益合計	82,702,582	86,882,459
営業費用		
支払手数料	※2 31,644,834	※2 31,461,274
広告宣伝費	720,785	798,894
公告費	500	375
調査費		
調査費	2,430,158	2,849,042
委託調査費	14,557,009	19,236,505
事務委託費	1,450,062	1,751,807
営業雑経費		
通信費	138,868	113,480
印刷費	379,428	367,379
協会費	49,590	58,128
諸会費	17,729	18,447
事務機器関連費	2,172,978	2,238,382
その他営業雑経費	649	-
営業費用合計	53,562,596	58,893,717
一般管理費		
給料		
役員報酬	414,260	416,461
給料・手当	6,496,233	6,565,766
賞与引当金繰入	942,287	849,840
役員賞与引当金繰入	149,028	154,872
福利厚生費	1,282,310	1,279,885
交際費	4,874	8,942
旅費交通費	21,698	75,274
租税公課	430,233	403,955
不動産賃借料	724,961	719,707
退職給付費用	494,615	388,176
固定資産減価償却費	2,249,287	2,418,341
諸経費	379,054	444,313
一般管理費合計	13,588,846	13,725,534
営業利益	15,551,139	14,263,207

(単位：千円)

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		243,133		47,353
受取利息	※2	7,408	※2	10,279
投資有価証券償還益		1,089,101		609,102
収益分配金等時効完成分		137,485		94,351
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		36,211		36,894
営業外収益合計		1,579,148		863,788
営業外費用				
投資有価証券償還損		3,074		32,995
時効後支払損引当金繰入		16,548		31,951
事務過誤費		76,076		2,680
賃貸関連費用		15,780		14,262
その他		7,585		32,394
営業外費用合計		119,066		114,284
経常利益		17,011,221		15,012,711
特別利益				
投資有価証券売却益		605,706		387,113
特別利益合計		605,706		387,113
特別損失				
投資有価証券売却損		28,188		15,828
投資有価証券評価損		36,558		104,554
固定資産除却損	※1	13,094	※1	32,791
減損損失		-	※3	315,350
特別損失合計		77,840		468,524
税引前当期純利益		17,539,087		14,931,300
法人税、住民税及び事業税	※2	5,366,608	※2	4,860,444
法人税等調整額		22,446		△271,471
法人税等合計		5,389,054		4,588,973
当期純利益		12,150,032		10,342,327

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自2021年4月1日至2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額			475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	5年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるた

め、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
建物	805,250 千円	1,006,606 千円
器具備品	2,054,366 千円	1,985,072 千円
投資不動産	157,995 千円	163,978 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
預金	43,782,913 千円	40,165,058 千円
未収収益	13,741 千円	15,046 千円
未払手数料	836,105 千円	790,279 千円
その他未払金	3,887,520 千円	77,007 千円
未払費用	337,847 千円	277,358 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
建物	2,599 千円	1,047 千円
器具備品	10,495 千円	29,762 千円
ソフトウェア	-	1,981 千円
計	13,094 千円	32,791 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,153,589 千円	4,893,312 千円
受取利息	7,377 千円	10,236 千円
受取賃貸料	65,808 千円	68,168 千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765 千円	3,947,200 千円

※3. 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511千円
- ② 1株当たり配当額 49,988円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713円
- ④ 基準日 2022年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2022年6月29日

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	962,809 千円
1 年超	414,054 千円	1,532,728 千円
合計	1,123,863 千円	2,495,537 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

※財務諸表等規則附則(2021年9月24日内閣府令第9号)に基づく経過措置を適用した投資信託(貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円)は、表には含めておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第37期(2022年3月31日現在)及び第38期(2023年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の 発生額	△46,069	△186,130
退職給付の支払額	△179,650	△176,727
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の 発生額	1,824	△103,934
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△115,331	△100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,675,015 千円	2,468,195 千円
年金資産	△2,583,927	△2,425,752
非積立型制度の退職給付債務	91,087	42,442
未積立退職給付債務	1,048,506	1,114,583
未認識数理計算上の差異	1,139,593	1,157,025
未認識過去勤務費用	205,679	281,343
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△288,681	△223,319
退職給付引当金	1,056,591	1,215,049
前払年金費用	1,246,300	1,333,882
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△189,708	△118,832

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	198,457 千円	196,190 千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	△47,588	△46,453
数理計算上の差異の 費用処理額	△3,547	△6,532
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る 退職給付費用	343,245	236,091

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
債券	62.0 %	63.6 %
株式	36.3	34.2
その他	1.7	2.2
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.078～0.72%	0.066～1.13%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,370 千円、当事業年度 152,084 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	-	52,869
長期差入保証金	52,869	-
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他	76,257	177,003
繰延税金資産 小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,759,702	2,009,420
繰延税金負債		
前払年金費用	△58,088	△36,386
連結納税適用による時価評価	△1,149	△1,098
その他有価証券評価差額金	△717,957	△296,702
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△777,296	△334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円
						役員の兼任				

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等 に伴う支払 (注 4)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してまいります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
1株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		49,727,641
有価証券		1,621,227
前払費用		710,443
未収入金		93,528
未収委託者報酬		19,282,859
未収収益		770,875
金銭の信託		10,401,000
その他		740,886
流動資産合計		83,348,451
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,546,133
器具備品	※1	1,676,631
土地		628,433
建設仮勘定		10,560
有形固定資産合計		4,861,758
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,917,655
ソフトウェア仮勘定		1,357,259
無形固定資産合計		6,290,737
投資その他の資産		
投資有価証券		14,016,994
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	1,580,210
長期差入保証金		689,627
前払年金費用		83,203
繰延税金資産		1,274,071
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		17,825,273
固定資産合計		28,977,769
資産合計		112,326,220

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	492,861
未払金	
未払収益分配金	105,556
未払償還金	44,768
未払手数料	6,929,093
その他未払金	3,313,588
未払費用	6,935,916
未払消費税等	※2 319,737
未払法人税等	2,205,065
賞与引当金	899,167
役員賞与引当金	78,660
その他	5,517
流動負債合計	21,329,934
固定負債	
退職給付引当金	1,375,952
役員退職慰労引当金	32,510
時効後支払損引当金	252,955
資産除去債務	704,072
固定負債合計	2,365,490
負債合計	23,695,424
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	33,502,194
利益剰余金合計	40,842,784
株主資本合計	87,575,628

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,055,167
評価・換算差額等合計	1,055,167
純資産合計	88,630,795
負債純資産合計	112,326,220

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	47,550,495
投資顧問料	1,407,644
その他営業収益	10,158
営業収益合計	48,968,298
営業費用	
支払手数料	16,737,084
広告宣伝費	208,241
公告費	892
調査費	
調査費	1,594,100
委託調査費	12,907,263
事務委託費	947,553
営業雑経費	
通信費	53,048
印刷費	194,402
協会費	33,149
諸会費	9,640
事務機器関連費	1,212,110
その他営業雑経費	5,384
営業費用合計	33,902,872
一般管理費	
給料	
役員報酬	190,163
給料・手当	2,957,056
賞与引当金繰入	899,167
役員賞与引当金繰入	78,660
福利厚生費	645,394
交際費	4,144
旅費交通費	46,547
租税公課	204,887
不動産賃借料	390,491
退職給付費用	188,933
固定資産減価償却費	※1 1,169,259
諸経費	275,931
一般管理費合計	7,050,636
営業利益	8,014,788

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(自 2023 年 4 月 1 日
至 2023 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		27,966
受取利息		6,353
投資有価証券償還益		19,971
収益分配金等時効完成分		15,896
受取賃貸料		36,751
その他		20,823
営業外収益合計		127,762
営業外費用		
投資有価証券償却損		53,716
時効後支払損引当金繰入		1,347
事務過誤費		10,736
賃貸関連費用	※1	16,188
その他		3,902
営業外費用合計		85,890
経常利益		8,056,659
特別利益		
投資有価証券売却益		132,206
固定資産売却益		1,021
特別利益合計		133,228
特別損失		
投資有価証券売却損		30,309
投資有価証券評価損		28,130
固定資産除却損		20,162
固定資産売却損		65,427
その他特別損失		289,389
特別損失合計		433,419
税引前中間純利益		7,756,468
法人税、住民税及び事業税		2,118,856
法人税等調整額		232,077
法人税等合計		2,350,934
中間純利益		5,405,533

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
中間純利益			5,405,533	5,405,533	5,405,533
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	234,494	234,494	234,494
当中間期末残高	342,589	6,998,000	33,502,194	40,842,784	87,575,628

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当中間期変動額			
剰余金の配当			△5,171,039
中間純利益			5,405,533
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	382,887	382,887	382,887
当中間期変動額合計	382,887	382,887	617,382
当中間期末残高	1,055,167	1,055,167	88,630,795

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日現在)	
建物	407,329 千円
器具備品	1,336,738 千円
投資不動産	170,993 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	225,710 千円
無形固定資産	943,548 千円
投資不動産	7,015 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	5,171,039 千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1 株当たり配当額	24,440 円
④ 基準日	2023 年 3 月 31 日
⑤ 効力発生日	2023 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第 39 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	740,363 千円
1 年超	1,192,121 千円
合 計	1,932,485 千円

(金融商品関係)

第 39 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,621,227	1,621,227	—
(2) 金銭の信託	10,401,000	10,401,000	—
(3) 投資有価証券	14,016,994	14,016,994	—
資産計	26,039,221	26,039,221	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券	—	1,621,227	—	1,621,227
金銭の信託	—	10,401,000	—	10,401,000
投資有価証券	2,257,164	11,759,829	—	14,016,994
資産計	2,257,164	23,782,057	—	26,039,221

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 39 期中間会計期間（2023 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,250,611	13,190,791	2,059,819
	小計	15,250,611	13,190,791	2,059,819
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,788,610	11,327,577	△538,966
	小計	10,788,610	11,327,577	△538,966
合計		26,039,221	24,518,369	1,520,852

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,000 千円、取得価額 10,400,000 千円)を含めております。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 28,130 千円(その他有価証券のその他 28,130 千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加	704,072 千円
時の経過による調整額	—
中間期末残高	704,072 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	418,897.70 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	88,630,795
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	88,630,795
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	25,548.29 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	5,405,533
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5,405,533
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

当社は 2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU 投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJ アセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

(1) 取引の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

②企業結合日

2023 年 10 月 1 日

③企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

④結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJ アセットマネジメント株式会社

⑤企業結合を行う主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準 (企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 (企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

委託会社は 2023 年 10 月 1 日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ 国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (JPY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>)を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド A - クラス J (JPY)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (USD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>)を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド A - クラス J (USD)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B -クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>)を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います(このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとしします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイイールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J (MXN) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います(このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行いません。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとしします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円としします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとしします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととしします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>)を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年5月29日から2013年6月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年5月29日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (MXN)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ
イールド コーポレート ボンド ファンド B -クラス J (TRY) の投資信託証券への
投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の
確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、
実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います(こ
のため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資
信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)』 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとしします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円としします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとしします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととしします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>)を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立

て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年5月29日から2013年6月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬

に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支

払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに

重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2013年5月29日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (TRY)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>
(毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>
(毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ
イールド コーポレート ボンド ファンド B-クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、
クラス J (ZAR) の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回
り社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。
各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基
本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3
分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、
実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南ア
フリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での
為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーフ
ァンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの
間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額と
します。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分
配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとし、

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」
外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」
外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジア
バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネー
プールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>
(毎月分配型)

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>
(毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ
イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (KRW)、クラス J (IN
R)、クラス J (IDR) の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高
利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざしま
す。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになること
を基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分
が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通
じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（韓国ウォン、インドルピ
ー、インドネシアルピア）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨
の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・
マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの
間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額と
します。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分
配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第38条第8項、第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規

則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとしします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金

を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額としします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとしします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図によ

り、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、別に定める各信託(三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>を除きます。以下本項において同じ。)の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必

要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未

収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年10月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益

者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする

場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年9月21日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (KRW)」
外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (INR)」
外国投資信託「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート
ボンド ファンド B - クラス J (IDR)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第20条第2項および第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジア
バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネー
プールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

②市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年6月12日まで、または第44条第7項、第45条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純

資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって当該換金請求受付日に取得申込みをする場合に、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と締結している別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするマネー・マーケット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号

の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、かつ
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債

を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年6月14日から12月13日まで、および12月14日から翌年6月13日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年9月21日から2011年12月13日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に

欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結の日から2011年9月30日までの信託報酬率は、年10,000分の3の率とします。

2. 2011年9月以降の毎月の最終営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて以下に定める率とします。

イ. 当該平均値が1.00%以上の場合 年10,000分の55

ロ. 当該平均値が0.60%以上1.00%未満の場合 年10,000分の30

ハ. 当該平均値が0.30%以上0.60%未満の場合 年10,000分の15

ニ. 当該平均値が0.15%以上0.30%未満の場合 年10,000分の5

ホ. 当該平均値が0.05%以上0.15%未満の場合 年10,000分の3

ヘ. 当該平均値が0.05%未満の場合 年10,000分の1

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信

託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第3項から第6項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

- 第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、別に定める各信託（この信託を除きます。）がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な

場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第44条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第52条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の

日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2011年9月21日

（付表）

1. 約款第13条第1項、第44条第7項および第45条第2項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント